

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		11,000 × 50% = 5,500 5,500円を充当する。
		備考
		複合機リース料(クレディセゾン)(4月分)
	04.04.04	11,000 セゾン)リース

●この裏面の「リース契約」をよくお読みになり、必ずお申込者・連帯保証人
 予定者をご記入のうえお申し込みください。なお、この「お申し込み内容」は
 契約成立後「契約の内容を明らかにした書面」となります。
 ●お申込者は契約が成立した場合、借主となります。
 ●連帯保証人予定者は契約が成立した場合、連帯保証人となる方です。

「請求明細書」でご確認ください。

契約番号
 45

所有権を移動しません。
 ・下記物件の使用に際し今後の消耗品はお客様の負担により補充して
 いただきます。

お申込日 20210317

個人情報の取扱いに関するご注意
 ①お客様が申し込み、又は契約された事実に関する情報は、与信判断及び借後の管理のため、当社が加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟与信業者及び当該機関と提携する他の個人信用情報機関の加盟与信業者により利用されます。
 ②詳細内容は別紙の「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項」をご確認ください。また同意事項記載の第2条(1)①および同意事項4条について同意されない場合は、同意事項6条に基づき対応させていただきますので、別途当社までお申し出ください。

リースお申し込みの内容

①お客様用

私は「リース契約」及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項」の内容に同意のうえ、本契約を申し込みます。

所在地 〒 078-435-6380 FAX 078-435-6380
 〒658-0013 神戸市東灘区深江北町3-4-10
 資本金 百万円 (創業) 4月
 年商 百万円 (創業)
 従業員 2人
 フリガナ 株式会社 長瀬スリ事務所
 代表者 長瀬 勉
 実印を3枚目にご捺印ください。
 営業内容(具体的に) 議事事務所
 窓口担当者 部・課
 TEL ()
 個人事業主の方はご本人が自署してください。
 性別 男 生年月日 83年6月18日 住居 持家(自己)

お客様が申し込まれる会社名(貸主)
 株式会社 クレディセゾン
 〒170-6073 東京都豊島区東池袋3-1-1
 サンシャイン60
 お問い合わせ窓口: ☎0570-666-789

取扱代理店
 クレディセゾン

金融機関名
 フリガナ
 口座名義人(預金・貯金) 長瀬 勉
 金融機関届出印を4枚目にご捺印ください。
 ゆうちょ銀行
 記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください) 番号(右からつめてご記入ください)
 1 0 ※
 種目コード 契約種別コード 金融機関コード 払込先口座番号 払込先加入者名 株式会社クレディセゾン

私(連帯保証人予定者)は「リース契約」及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項」の内容に同意のうえ、リース契約第27条に定める債務につき、申込者と連帯して履行の責を負うものとします。

連帯保証人予定者
 ご住所 〒 TEL () 性別 生年月日
 フリガナ 3枚目にご捺印ください
 住居 ①持家(自己) ②持家(家族) ③賃貸・その他
 配偶者 同居家族 居住年数 申込者との関係
 動続 年 *インクタイプ不可
 連帯保証人予定者
 ご住所 〒 TEL () 性別 生年月日
 フリガナ 3枚目にご捺印ください
 住居 ①持家(自己) ②持家(家族) ③賃貸・その他
 配偶者 同居家族 居住年数 申込者との関係
 動続 年 *インクタイプ不可

リース物件	メーカー	商品名	型式	台数	指定電子計算機(メーカー・型式)
1	Xerox	複写機	APC2360	1	
2					
3					
4					
5					

物件設置場所	① 左記所在地	② 〒	TEL ()
1	左記所在地	〒	TEL ()
2	左記所在地	〒	TEL ()
3	左記所在地	〒	TEL ()
4	左記所在地	〒	TEL ()
5	左記所在地	〒	TEL ()

リースの条件	月額リース料	消費税額	再リース料(年間)	前払リース料	お支払方法
	100000円	月額リース料に消費税率を乗じた金額(円未満切捨て)を月額リース料に合算して自動振替させていただきます。	年間リース料 × % (年初1回払)	最終支払日より ヵ月分充当	別途作成するご請求書に従って自動振替(毎月4日)の方法によりリース料金をお支払いいただきます。初回引き落としのみ、2ヵ月分のリース料を自動振替させていただきます。ご請求書は初回請求時に送付いたします。

特記事項
 リース物件にフロン類(第一種特定製品)特約
 1.借主は、本契約第9条3.の保守契約を別途貸主が指定する者とのみ締結し、本契約第18条1.の物件の返還を別途貸主が指定する者のみに委託します。
 2.貸主が物件の返還を受けた後に当該物件の廃棄等を行うときは、借主は、貸主の請求によりフロン類の廃棄等に要する費用を負担します。
 3.借主は、関連法令に従いフロン類の管理を行う必要があります。

売主等
 社名 〒260-0021
 住所
 TEL
 担当部署 神戸 担当者
 売主代理店
 社名
 住所
 TEL
 担当者

本契約書は、当社が申し込み承諾後「契約の内容を明らかにした書面(訪問販売法第5条等)」となります。

お客様用

株式会社 Meisin 行

御 契 約 書

お申込(契約)の際は、裏面もあわせて本書面の内容を十分お読みください。

契約年月日 西暦2021年 3 月 17 日

契約者区分 1.法人 / 2.個人事業所 3.公的機関

お 申 込 者

(フリガナ) 株式会社 長瀬タケシ	会社印	個人印	公的機関印
兵庫県議会議員 長瀬たけし 長瀬たけし事務所	印		
(〒 -) 〒658-0013 神戸市東灘区深江北町3-4-16		()	()
代表取締役 長瀬 猛	代表取締役	代表取締役	代表取締役
T S (H) R 23年 4 月 日	代表取締役	代表取締役	代表取締役
(フリガナ) 長瀬 猛	代表取締役	代表取締役	代表取締役
T (S) H 43年 6 月 18 日生	代表取締役	代表取締役	代表取締役

① 契約物件(メーカー・商品名・型式)

Fuji Xerox	Apeos Port C2360	1
	(4段7ルセット)	

①の商品購入の現金一括・現金分割払購入における明細

全	回	円(税込)
		円(税込)
		円(税込)
		円(税込)

①の商品購入後のリース・クレジット明細

期間: 2021年 5 月頃 ~ 6 年間 (72 回払い)

10000 円	円/月
	円

② カウンターサービス料金

※カプラー複写機の場合別途カウンターサービス料金が掛かります

1000 円/月	円/枚
	円/枚
	円/枚

③ 残・旧リース明細

下取り (有)	無	下取りさせていただいた旧物件は処理します。
DocuCentre VI C1271	10800 円/月	2021 年 4 月
	円/月	年 月
	円/月	年 月
	円/月	年 月

当社指定 株式会社 Meisin 担当者

この契約に関するお問い合わせ先

株式会社 Meisin **0120-126-966**
お客様相談センター 故障受付センター **0120-355-175**
 (受付時間/平日 午前9:00~午後6:00 土・日・祝日を除く) 代表取締役 鈴木竜一郎

658-0013

兵庫県 神戸市東灘区

深江北町 3丁目

4-16

長瀬たけし事務所

長瀬 猛

様



0004170# 05161 2511 00004608 01/01

ご請求書兼明細書

発行日 2021年 5月16日

毎々格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

ご契約いただきましたリースのお支払いは、下記のとおりでございます。

ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

(初回のお引き落としは、2ヶ月分となります。)

お支払日の前日までに口座へのご準備をお願いいたします。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

記号：4527822104986374

代表物件名

契約番号 45-2782-210

ゼロックス APC2360 複合機

回数	お支払 年月日	お支払 リース料	消費税	残高 (税抜き)
1	210604	10000	1000	710000
2	210604	10000	1000	700000
3	210704	10000	1000	690000
4	210804	10000	1000	680000
5	210904	10000	1000	670000
6	211004	10000	1000	660000
7	211104	10000	1000	650000
8	211204	10000	1000	640000
9	220104	10000	1000	630000
10	220204	10000	1000	620000
11	220304	10000	1000	610000
12	220404	10000	1000	600000
13	220504	10000	1000	590000
14	220604	10000	1000	580000
15	220704	10000	1000	570000
16	220804	10000	1000	560000
17	220904	10000	1000	550000
18	221004	10000	1000	540000
19	221104	10000	1000	530000
20	221204	10000	1000	520000
21	230104	10000	1000	510000
22	230204	10000	1000	500000
23	230304	10000	1000	490000
24	230404	10000	1000	480000
25	230504	10000	1000	470000
26	230604	10000	1000	460000
27	230704	10000	1000	450000
28	230804	10000	1000	440000
29	230904	10000	1000	430000
30	231004	10000	1000	420000
31	231104	10000	1000	410000
32	231204	10000	1000	400000
33	240104	10000	1000	390000
34	240204	10000	1000	380000
35	240304	10000	1000	370000
36	240404	10000	1000	360000
37	240504	10000	1000	350000
38	240604	10000	1000	340000
39	240704	10000	1000	330000
40	240804	10000	1000	320000
41	240904	10000	1000	310000
42	241004	10000	1000	300000

ご契約内容

契約額	契約額	720,000円
	消費税額	72,000円
	契約額合計	792,000円
前払リース料	前払リース料	0円
	前払消費税	0円
	前払リース料合計	0円
月額リース料	月額リース料	10,000円
	月額消費税	1,000円
	月額リース料合計	11,000円
契約年月日	2021年 4月 5日	
リース期間 (72ヶ月)	2021年 4月 5日より 2027年 4月 4日まで	

お支払方法	口座振替	お支払日	毎月 4日
金融機関			
支店名			
預金口座			
口座名義			

〒170-6073

東京都豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60

リース部

株式会社 クレディセゾン

0570-666-789

回数	お支払 年月日	お支払 リース料	消費税	残高 (税抜き)
43	241104	10000	1000	290000
44	241204	10000	1000	280000
45	250104	10000	1000	270000
46	250204	10000	1000	260000
47	250304	10000	1000	250000
48	250404	10000	1000	240000
49	250504	10000	1000	230000
50	250604	10000	1000	220000
51	250704	10000	1000	210000
52	250804	10000	1000	200000
53	250904	10000	1000	190000
54	251004	10000	1000	180000
55	251104	10000	1000	170000
56	251204	10000	1000	160000
57	260104	10000	1000	150000
58	260204	10000	1000	140000
59	260304	10000	1000	130000
60	260404	10000	1000	120000
61	260504	10000	1000	110000
62	260604	10000	1000	100000
63	260704	10000	1000	90000
64	260804	10000	1000	80000
65	260904	10000	1000	70000
66	261004	10000	1000	60000
67	261104	10000	1000	50000
68	261204	10000	1000	40000
69	270104	10000	1000	30000
70	270204	10000	1000	20000
71	270304	10000	1000	10000
72	270404	10000	1000	0

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	案分率	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 8,400 × 100% = 8,400 8,400円を充当する。 全て政務活動にかかるものであるため
	備考	兵庫ジャーナル購読料 (1月～3月分)

2022年4月16日

領 収 書

長瀬 たけし 様

¥ 8,400-

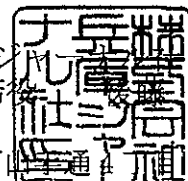
但し 兵庫ジャーナル購読料R4年1月～3月分として

上記金額正に領収いたしました。

内

消費税等	
現金	
小切手	

株式会社兵庫ジャーナル
代表取締役
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-6-13
ファインコー下下山手6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563




領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
3	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 18,275 × 50% = 9,137 9,137円を充当する。
	備考	来客用駐車場代(5月分)



AMASHIN

あましんキャッシュサービスご利用明細票


いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-04-22						
お取扱枚数							お取引金額 円
<small>万円 千円 百円 十円 5円 1円</small> 500 100 50 10 5 1							¥18,000
		お取扱店	手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円		
			¥275	1609			

印紙税申告納
 付につき尼崎
 税務署承認済

<ご案内>

ナカセ ケン 様
 電話番号0784356380

 **尼崎信用金庫**

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

駐車場所賃貸借契約書

駐車場所の表示

名 称	
所 在 地	
駐 車 指 定 場 所	

車 種 等

登録(車両)番号	
車 名	
登録名義人	
使用者名義	
使用目的	自家用 商用 その他()
制 限	全長500cm(前区画)・全幅185cm(区画1号・2号)・全幅179cm(3号・5号)を超える車輛の駐車は不可

契約期間等

契約期間	平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間
借主の解約通知	解約期日の1ヶ月前
貸主の解約通知	解約期日の1ヶ月前

保証金(敷金)等

保証金(敷金)	
保証金(敷金)の返還の時期	本契約第12条に定める明渡し完了後10日以内

駐車料金 ※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

駐車料金(月額)	金18,000円也
----------	-----------

車庫証明発行時の駐車料金の前納

本契約第6条に定める車庫証明発行時に駐車料金の3ヶ月分を前納する	
その他の費用	別添、「保管場所使用承諾証明書発行についての条件」を参照

駐車料金の支払い方法

持参払い(場所)	
振込払い	

特 約

- 1. 別添、「駐車場ご利用についてのお願い」を参照。
- 2. トラック（軽トラックを除く）・工事用特殊車両・車検切れの車両は駐車不可とする。
- 3. 契約位置に第三者の車両等が駐車しており借主の駐車場利用が一時的にできない場合でも貸主または管理者は借主に対して責任を負わないものとする。
- 4. 借主は住所・電話番号及び緊急連絡先に変更が生じた場合は、貸主または管理者に遅滞なく申し出るものとする。

賃貸人 [REDACTED] (以下「貸主」という)と、賃借人 長瀬 猛 (以下「借主」という)との間に、表記駐車場所について、本契約書のとおり契約を締結し、この契約を証するため本契約書2通を作成して貸主・借主が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成 25 年 10 月 / 日

(貸主)	[REDACTED]	(代理人)	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED] 印
TEL	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]

(借主)	長瀬 猛	TEL	078-435-6380
住所	神戸東灘区塚江北町	借主の緊急の連絡先	[REDACTED]
氏名	3-4-16		

(管理者)

住所	[REDACTED]
商号	[REDACTED]

(媒介業者)

免許番号	[REDACTED]
事務所所在地	[REDACTED]
商号(名称)	[REDACTED]
代表者氏名	[REDACTED]
取引主任者	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]

(媒介業者)

免許番号	[REDACTED]	号
事務所所在地	[REDACTED]	
商号(名称)	[REDACTED]	
代表者氏名	[REDACTED]	
取引主任者	[REDACTED]	
氏名	[REDACTED]	

— 契約条項 —

賃貸借の目的および条件

第1条 貸主は、借主に本駐車場所を、表記に記載する自動車の駐車場所として表記条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。

- 借主は、本契約締結と同時に、表記車種等欄に記入できないときは、貸主に後日必ず車検証の写しを提出するものとする。

保証金（敷金）

第2条 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金（敷金）を支払うものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。

賃料

第3条 借主は、表記賃料を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。

- 契約および解約時の賃料の計算は次のとおりとする。
 - 契約時の1ヶ月未満の賃料は、引渡し日をもって当該月の実日数により日割り計算とする。
 - 解約時の1ヶ月未満の賃料は、当該月の実日数により日割り計算とする。

賃料の改定

第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減、経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当となったときは賃料を改定することができる。

契約期間等

第5条 本駐車場所の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主に異議がないときは更に1年間期間を延長することができる。

車庫証明及び届出書

第6条 借主は、貸主から自動車保管場所証明（車庫証明）に要する使用承諾書の交付を受ける場合には、表記金額を前納するものとする。

- 第1項の定めにより前納された賃料は、途中で解約された場合であっても返還しないものとする。
- 使用承諾書の交付を受けた借主が、本契約を解約または終了したときは、貸主・借主が連名により警察へ提出する所定の届出書に定める借主が記入すべき事項（解約後の自動車の保管場所、譲渡先または廃車年月日）について記入し、かつ署（記）名押印しなければならない。

車種等の変更

第7条 借主は、表記車種等の変更をするときは、事前に貸主に必要な事項を通知し承諾を得るものとする。

免責事項

第8条 貸主は、本駐車場内に監視員をおかないので駐車場内で生じた盗難・衝突及び破損・人身事故等および天災地変・風水害・火災等による事故被害に対して、一切その責を負わないものとする。

- 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。
 - 本駐車場所が、天災地変・風水害・火災等によって駐車場所の使用が不可能となったとき。
 - 本駐車場所の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・取用または使用され、契約を存続することができないとき。

禁止事項

第9条 借主は、貸主の書面による承諾を得ずに、本駐車場所の賃借権を第三者に譲渡またはこれを担保に供し、または第三者に転貸もしくは使用させることをしてはならない。

契約の解除

第10条 契約期間中に貸主または借主が契約を解約するときは、表記期日までにその旨を相手方に対して通知するものとする。

2 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。

- (1) 駐車料金の支払いを滞納したとき
- (2) 表記自動車の駐車以外の目的に使用したとき
- (3) 有害・危険もしくは近隣の迷惑となる行為をしたとき
- (4) 賃貸物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき
- (5) 借主が破産の宣告を受けたとき
- (6) 借主が法人の場合、その法人が法人としての機能を喪失したと貸主が認めたとき
- (7) その他本契約の各条項に違反したとき

3 期間満了又は契約解除により本契約終了後、借主の自動車が本駐車場所に駐車してあるときは、貸主は適宜の方法で撤去できるものとし、借主は何ら異議を申さないものとする。なお、撤去に要する費用は借主の負担とする。

賠償責任

第11条 借主又はその関係者の行為により、貸主の設備・造作、その他駐車場内の他の自動車等に損害を与えたときは、借主は直ちにその旨を貸主に報告し、遅滞なくその損害を賠償しなければならない。

保証金（敷金）の返還等

第12条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務等を弁済し、明渡ししなければならない。

2 貸主は、前項の債務弁済等の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、借主に保証金（敷金）を返還するものとする。ただし、未払いの賃料、損害金、その他借主が負担する債務が残存しているときは、保証金（敷金）をこれに充当してその残額を借主に返還するものとする。

3 借主は、契約上の保証金（敷金）返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

合意管轄

第13条 この契約に関する紛争については、貸主の居住地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

協議事項

第14条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

以上

賃貸人変更及び賃料振込先変更手続きの御願い

ご契約者各位

平素より下記物件につきまして、管理・運営にご協力戴き、御礼申し上げます。
早速では御座いますが前賃貸人 父、[REDACTED]より相続を受け [REDACTED] が新賃貸人となりました。つきましては毎月お振込戴いております、駐車場賃料の振込先口座の変更をお願いしたくご通知申し上げます。

記

[REDACTED]

変更前

[REDACTED]

↓

変更後

[REDACTED]

なお、変更は2019年6月分賃料（5月末日御振込み分）よりお願い致します。
急なお願いにより皆様にはお手数をおかけいたしますがご協力戴きます様、宜しく御願
い申し上げます。御不明な点など御座いましたら新賃貸人 [REDACTED]又は仲介業者 [REDACTED]
[REDACTED]にご連絡下さい。

2019年 4月 2日

賃貸人

[REDACTED]


領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
4	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 95,440 × 50% = 47,720 47,720円を充当する。
	備考	事務所賃借料(5月分)



AMASHIN

あましんキャッシュサービスご利用明細票


いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-04-22					
お取扱枚数						お取引金額 円
万円	千円	百円	50	10	5	1
						¥95,000
お取扱店		手数料	お取扱日	お取引後残高 円		
		¥440	1610			

印紙税申告納付につき尼崎税務署承認済

<ご案内>

ナガセ タケシ 様
 電話番号0784356380

 **尼崎信用金庫**

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

不動産賃貸借契約書 (店舗・事務所用)

賃貸借不動産の表示

集合建物	名 称	様店舗 (四戸一)					
	所在 (住居表示)	神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号					
	構造・築年数	軽量鉄骨造	2階建の1・2階部分			築平成8年	
戸建	号室・専有面積	中東号室		約41.40㎡			
	所在 (住居表示)						
	構造・築年数	造		葺		階建 築年	
	床面積	1階	㎡	2階	㎡	階	㎡

契約期間及び使用目的

契約期間	平成20年7月14日から平成23年7月13日の3年間
使用目的	長瀬たけし事務所 (神戸市議員立候補予定)
引渡し日	平成20年7月14日

保証金(敷金)等

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

保証金(敷金)	
敷引	
礼金	金 〇円也 (内消費税 金 〇円也)
権利金	金 〇円也 (内消費税 金 〇円也)

保証金(敷金)の返還時期

※礼金・権利金は返還しない。

返還時期	本契約第13条第1項・第2項に定める明渡し完了後30日以内
------	-------------------------------

賃料・共益費等 (月額)

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

賃料	金 ¥95,000円也 (内消費税 金 賃料に含む円也)
共益費・管理費	金 〇円也 (内消費税 金 〇円也)
その他()	金 〇円也 (内消費税 金 〇円也)
管理委託料	金 〇円也 (内消費税 金 〇円也)
月額合計	金 ¥95,000円也 (内消費税 金 左記に含む円也)

賃料・共益費等の支払い方法 (持参払い・振込払いどちらかに○をつけ、下記に記入のこと)

持参払い (場所)	
振込 <input checked="" type="radio"/> 払い	

(貸主契約書)

特 約

1. 本物件の入口造作・勝手口（全ての鍵を含む）は、以前の借借人が設置したものである為、使用に際して及び使用中の故障等による修理・取替・撤去は貸貸人は行わない。
2. 本物件の西側道路には都市計画道路（本庄本山線）が計画決定されており、事業決定（時期は未定）し施行される場合は、本賃貸借契約条項第7条第5項（2）により無条件解約となり、借借人は貸貸人に異議なく本物件を明渡し、借借人は営業補償・損害賠償等一切の補償について貸貸人に請求することはできない。
3. 電気・ガス・水道の本物件内への引込工事、本物件内の配管・配線工事、動力の設置及び撤去は借借人の費用負担で行うこと。
4. 別紙使用細則を遵守すること。 以上

貸貸人 [] (以下「貸主」という)と、借借人 長瀬 猛
 (以下「借主」という)と、連帯保証人 [] との間に、表記賃貸借物件 (以下「本物件」という) について、本契約書のとおり、賃貸借契約を締結し、この契約を証するため本契約書3通を作成して貸主・借主および連帯保証人が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成 20 年 7 月 14 日

(貸 主)	(所有者) (貸主と所有者が異なる場合委託契約書等添付のこと)
住 所 []	住 所 []
氏 名 []	氏 名 []
(借 主)	(連帯保証人)
住 所 []	住 所 []
氏 名 長瀬 猛	氏 名 []
	TEL []

(管理者)

住 所 神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号
 商 号(名称) エステート大栄 TEL 078-413-4078

(媒介業者) 免許番号 []
 事務所所在地 []
 商号(名称) []
 代表者氏名 []
 取引主任者 []
 氏 名 []

(媒介業者) 免許番号 [] 知事・ [] 大臣 () 号
 事務所所在地 []
 商号(名称) []
 代表者氏名 [] 印
 取引主任者 登録番号 () 第 [] 号
 氏 名 [] 印

— 契約条項 —

賃貸借の目的物および条件

- 第1条 貸主は、借主に本物件を、表記使用目的、引渡状況及び条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。
- 2 本契約の使用・営業時間及び看板等の設置については、貸主・借主協議の上別途定めるものとする。

保証金（敷金）

- 第2条 借主は、本契約締結と同時に、本契約から生ずる債務の担保として、表記保証金（敷金）を預け入れるものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。
- 2 借主は、表記敷引き額を差し引かれることに同意するものとする。

賃料等

- 第3条 借主は、表記月額賃料等を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。
- 2 借主が、本物件内で使用する電気・ガス・水道料金等、および自治会費等は借主の負担とする。
- 3 契約および解約時の月額賃料の計算は次のとおりとする。
- (1) 契約時の1ヶ月未満の月額賃料等は、引渡し日をもって日割り計算とする。
- (2) 解約時の1ヶ月未満の月額賃料等は、日割り差し戻しはしないものとする。

賃料等の改定

- 第4条 貸主及び借主は、下記の条項に該当する場合には協議の上、賃料等を改定することができる。
- ① 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料等が不相当となった場合
- ② 土地又は建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料等が不相当となった場合
- ③ 近傍類似の建物の賃料等に比較して、賃料等が不相当となった場合

契約期間等

- 第5条 本物件の賃貸借の契約期間および契約更新内容は表記のとおりとする。
- 2 借主は、貸主に対して明渡し期日をその3ヶ月前までに書面により貸主に通知することにより、その通知した明渡し期日に本契約を終了させることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、借主は解約申し出の日から3ヶ月分の賃料または賃料相当額を貸主に支払うことにより、解約申し出の日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。
- 4 本件建物の退去および鍵の返還は、本契約の終了とみなす。
- 5 契約期間中に貸主に正当な事由が生じて契約を解除するときは、貸主はその6ヶ月前に書面により、借主に通知しなければならない。

物件の管理および物件内への立入

- 第6条 借主は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理しなければならない。
- 2 借主は、貸主から貸与された本物件の鍵を善良なる管理者の注意を持って保管かつ使用しなければならない。
- 3 借主は、別に定める「管理規約・使用細則」を遵守し、通常の用法に従い、本物件を使用しなければならない。
- 4 本契約終了後に本物件を賃借しようとする者または本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、貸主及び物件の確認をする者は、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入ることが出来る。
- 5 貸主またはその使用人もしくは管理者は、本物件の保全・衛生・防犯・防火その他管理上緊急の必要あるときは、借主の承諾なしに本物件内に立ち入ることができる。

危険負担および免責事項

- 第7条 天災地変・風水害・火災等ならびに諸設備の故障により借主が蒙った損害およびその他貸主の責に帰すべきことができない事由あるものについては、貸主はその責を負わないものとする。
- 2 借主の故意または過失による火災・焼失等については、借主が損害賠償の責を負うものとする。
- 3 借主は契約締結と同時に自己所有の動産および入居中に起こりうる事故に対応する火災保険（借家人賠償責任担保特約付等）に加入するものとする。
- 4 借主が、他の賃借人の行為によって蒙った損害に対しては事態の如何に関わらず、貸主はその責を負わない。
- 5 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了する。

- (1) 本物件が、天災地変・風水害・火災等によって破損・滅失し使用が不可能になったとき。
- (2) 本物件の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

事前承諾事項

第8条 借主が内装工事をする場合は、内装工事計画図および工事業者等、内装工事全般について、貸主の書面による承諾を得たうえで工事するものとする。

- 2 借主は、あらかじめ書面により貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たときに限り、貸主の承諾する方法で下記の行為をすることができる。
 - (1) 模様替え・諸造作および諸設備を新設・移設・増設・除去または変更。
 - (2) 電気容量に変更をおよぼす機器を新設・移設・増設・除去または変更。
 - (3) 給配水管・電気配線配管・看板等を新設・移設・増設・除去または変更。
- 3 前1・2項の工事は、借主の責任と費用負担により施工するものとする。なお、工事により借主が貸主または第三者に損害を与えたときは、借主は、損害賠償の義務等すべての責を負うものとする。

禁止事項

第9条 借主は貸主の書面による承諾を得ずに、本物件の使用目的の変更、及び他に転貸・譲渡または他人に使用させたり、造作加工・模様替え・改修・増改築・構造変更等をしてはならない。

- 2 借主は、契約上の保証金(敷金)返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

契約の解除

第10条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- ① 借主が賃料等の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- ② 借主の故意または過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。
 - ① 入居申込書または本契約書に虚偽の記載があったとき。
 - ② 本物件の全部または一部を第三者に転貸したとき。
 - ③ 本物件を、表記の使用目的以外に転用または併用したとき。
 - ④ 借主が、貸主に通告なく物件を引き払い、退去したとき。または、正当な事由なく引き続き2ヶ月以上使用せず、賃貸借の継続をする意思がないと認められたとき。
 - ⑤ 他の賃借人・近隣住民に対し迷惑となる行為をしたとき。
 - ⑥ 本物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき。
 - ⑦ 借主の営業に行政への届出、許可が必要な場合の届出もしくは許可が得られないとき、もしくは許可が取り消されたとき。
 - ⑧ 借主が解散、破産、民事再生等の申立をし、または申立を受けたとき、もしくは差押え強制執行等を受けたとき、もしくは借主の資産・信用または事業に重大な変更を生じ、契約をしがたい事態と貸主が認めたとき。
 - ⑨ 借主またはその従業員が、反社会的勢力と目される組織に属し、もしくはこれに類する者、あるいは関係した者であることが判明したとき、及び当該関係者を訪問させたとき。
 - ⑩ 反社会的勢力の事務所またはこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき、及び当該関係者を訪問させたとき。
 - ⑪ 本物件を危険ドラッグ(薬事法第2条第15項に規定する指定薬物を含むもの)の販売の用に供したとき。
 - ⑫ 本物件内で危険ドラッグ(薬事法第2条第15項に規定する指定薬物を含むもの)を使用したとき、もしくは他人に使用させたとき。
 - ⑬ その他公序良俗に反する行為および本契約の各条項ならびに「管理規約・使用細則」に違反したとき。あるいは、借主の違反行為に対して貸主からの注意があっても改善されず、繰り返し違反行為が度重なるとき。

修繕

第11条 借主が本物件内に設置した設備・照明器具・ガラス・スイッチ・コンセント等および既設付属品の修繕については、その損耗の原因の如何にかかわらず借主の負担とする。

- 2 本物件の壁・間仕切り・天井・床等、内装に関する修繕(塗替えおよび張替え等を含む)は借主の費用負担とする。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目																																															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費																																															
5	<p>水道料金 納入通知書兼領収書 下水道使用料</p> <p>発行日 令和 4年 4月 13日</p> <table border="1"> <tr> <td>お客様番号</td> <td>1</td> <td>107</td> <td>03</td> <td>158</td> <td>(103)</td> </tr> <tr> <td>請求番号</td> <td>34</td> <td>2</td> <td>00199150</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>04</td> <td>期分</td> <td>E1</td> <td>口径</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>用途</td> <td>業務用</td> <td>戸数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水栓番号</td> <td></td> <td></td> <td>018726</td> </tr> </table> <p>ご使用期間 4年 1月21日～ 4年 3月23日</p> <table border="1"> <tr> <td>ご使用水量</td> <td>20㎡</td> <td>うち消費税相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>1,936円</td> <td></td> <td>176円</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>1,320円</td> <td></td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>3,256円</td> <td></td> <td>296円</td> </tr> </table> <p>水道ご使用場所 東灘区深江北町3丁目 4-16</p> <p>お客様名 長瀬 猛 様</p> <p>納期限 令和 4年 4月 28日 上記金額を納期限までにお支払いください。 領収書は、5年間大切に保管してください。</p> <p>上記の金額を領収しました。 領収書印 22,422 不要 37381</p> <p>神戸市水道事業管理者 (お客様控)</p>	お客様番号	1	107	03	158	(103)	請求番号	34	2	00199150	5		年度	04	期分	E1	口径	13			用途	業務用	戸数	1			水栓番号			018726	ご使用水量	20㎡	うち消費税相当額		水道料金	1,936円		176円	下水道使用料	1,320円		120円	合計金額	3,256円		296円	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明 3,256 × 50% = 1,628 1,628円を充当する。</p> <p>事務所上下水道代 (1/21～3/23)</p> <p>備考</p>
お客様番号	1	107	03	158	(103)																																											
請求番号	34	2	00199150	5																																												
年度	04	期分	E1	口径	13																																											
		用途	業務用	戸数	1																																											
		水栓番号			018726																																											
ご使用水量	20㎡	うち消費税相当額																																														
水道料金	1,936円		176円																																													
下水道使用料	1,320円		120円																																													
合計金額	3,256円		296円																																													

ご使用水量のおしらせ

Water Service Statement

いつもご利用いただきありがとうございます。

4-16

長瀬 猛様

お客様番号
107 03 150 (100)
107 03 150 (100)

水栓番号 メーター番号
018726 0044694

年度 期分 口径 用途 戸数 今回検計日
4 E1 13 業務用 1 4年 3月23日

今回メーター指示数 152 4年 3月23日まで
前回メーター指示数(-) 132 4年 1月21日から

今回ご使用水量
Water used 20 m³

水道料金 1,936円 (10 m³ 176円)
下水道使用料 1,320円 (120円)

合計金額
Total Charge 3,256円

金額欄の()内は、消費税相当額です。

検計員

次回検計予定日 5月23日 頃

※都合により変更する場合がございます。

口座振替済のおしらせ

年度	期分	前回検計日	ご使用水量 m ³	振替日
振替合計金額				

上記の金額をご指定の口座から振替させていただき、ありがとうございました。
RIT-103-00 本票でのお支払はできません。

※水道料金等のお問い合わせ先 営業課 ☎ 945-7197

※水道の開始・中止の受付(ホームページでも受付けています)
お客さま受付センター ☎ 078-797-5555

営業時間 午前9時～午後5時15分 土・日・祝は休みです。
水道料金は下水道使用料と合わせて2か月ごとにいただいています。

神戸市水道局

Waterworks Bureau

神戸市が開設している水まわりトラブルの総合窓口

悪質業者にご注意!

水道修繕受付センター

0120-976-194

(きゅうなるうすいはいいくよ)

FAX: 078-575-0338 24時間/365日

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6	案 分 率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 5,243 × 50% = 2,621 2,621円を充当する。
	備 考	事務所電気代(3月分)

電気料金振込受領証(兼請求書) (青)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 長瀬 猛 様 4年 3月分

お客さま 日程 | 所 | 番 | 号 | ご 請 求 金 額
 番 号 224 10043041503 5,243 円

ご使用 2月 22日 ~ 3月 22日 消費税率相 476 円
 期 間 当額(再掲)

契種 31 ご使用量(kWh) 187 電気料金内訳(円) - ご使用場所 神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

燃料費調整額 +418.94円
 再 エネ促進賦課金 628円
 地

2月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず 2月分 から順にお支払いをお願いいたします。

お支払期限日 4月 22日 金融機関取扱期限日 4月 22日

本票は、5月 1日までコンビニエンスストアにて お取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

神戸料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え)
 振込先 関西電力 本票により振込金額が収納することはありません。

収 納 印

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

長瀬 猛 様

お客さま番号	日程	所	番 号			
	22	41	0043	04	1503	
供給地点特定番号	06	0224	1004	3041	5031	0000
4年 3月分		ご使用期間	2月22日～ 3月22日			
ご契約内容	従量電灯A					

ご使用量		187kWh
計器番号	822	
当月指示数	01068.8	
前月指示数	00882.2	
ご参考：前年同月ご使用量 (期間 2/22～ 3/22)		
	149kWh	
対前年同月比	+25.5%	

ご請求金額 5,243 円

お支払期限日 4月22日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	燃料費調整額	+ 418.94
電力量料金		再エネ促進賦課金	628.00
1段料金	2,132.55	消費税等相当額再掲	476.00
2段料金	1,722.57		

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+33円 66銭	+2円 24銭
	翌月分	+33円 66銭	+2円 24銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	50円 40銭	3円 36銭

電気料金領取済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	消費税等相当額 (再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 3月23日 次回検針日 4月22日 検針員 XXXXXXXXXX

関西電力株式会社

(ご注意) 本票により集金することはありません。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
7	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 25%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		10,902-1,360-1,868 =7,674
		7,674×25%=1,918 1,918円を充当する。
		備考
		携帯電話使用料(au機器代金、auかんたん決済利用料、各種ダイヤルサービス通話料を除く)(4月分)
	04.04.25	10,902 KDDIリョウキン(SMFS

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES (2022年 4月 ご請求分)

郵便
が
き

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年 4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	10,902円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	
支店名 BRANCH	
口座番号 ACCOUNT NUMBER	

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。



料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 3月ご請求分 (2月利用分)

ご請求先氏名
長瀬 猛 様下記ご利用料金を 3月 25日口座振替により
領収いたしました。印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
電話リレーサービス料は、2022年4月から9月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。
- 【お客さまへの注意喚起】KDDIを装う偽メールにご注意ください。
KDDIサービスを装う偽メールが増えています。下記サイトより注意

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0255251437
領収金額 AMOUNT RECEIVED	10,780円
うち消費税等 TAX	686円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	
支店名 BRANCH	
口座番号 ACCOUNT NUMBER	

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 4月 5日 KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

ご請求コード 0255251437 総合計 10,902円 ご利用年月 2022年 3月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 7,454円
ご利用番号	7,454		お客様コード 18408075
< 3月ご利用内訳 >	7,454		ご利用月数は2022年 4月で26年 9ヶ月目です。
▼プラン利用料	5,680		
auフラットプラン7プラス+通話定額		4,180	
auフラットプラン7プラス(データ)		4,200	
2年契約+家族割		-1,500	
LTE NET		300	
家族割プラス/auスマートバリュー		-1,500	カウント対象回数 2台
▼オプション使用料	930		
電話きほんパック		300	
故障紛失サポート		630	
▼通話料/auフラット7プラス+通話定額	165		
通話料		35,960	
SMS(Cメール)送信料		165	
通話定額割引額		-35,560	
au→自宅割		-360	au→自宅割により対象通話を割引します。
家族間通話全額割引(2年契約+家族割)		-40	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等(10%)	677		10%消費税の課税対象額 6,777円
データ利用量(データ容量消費あり)	4.30GB		
データ利用量(データ容量消費なし)	2.23GB		

●紙請求書発行手数料

▼紙請求書発行手数料	200		●合計 220円
▼消費税等(10%)	20		10%消費税の課税対象額 200円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
8	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 3,295 × 50% = 1,647 1,647円を充当する。
		複合機使用料(4月分)
		備考
	04.04.25	7,145 SMBC(7シ)ファイル△BI

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

ご担当者様



お問合せ番号: T300614319

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840 (0002/0002 015824)
FAX:0120-600-695

お支払約束手日	2022年04月25日
お支払方法	
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考:

FUJIFILM

請求書

発行日: 2022年03月23日
請求書番号: 820322-0189932

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,295円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号: T300614319 電話: 0120-069-840

1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
2	トータルサービス料金	2022/02/21-2022/03/20				2996
3	黒モード	1カット以上	1406	1.00	1406	
4	フルカラー	1カット以上	159	10.00	1590	
5	ご使用合計		1565			
6	【代金/料金合計】					2996
7	【消費税および地方消費税(10%)】					299
8	【今回ご請求額】					3295
9	※ご利用機種/機械番号: ApeosPort C2360 PFS-4T 326425					
10	(今回) (前回) (テスト) (ミス)	2022/02/21-2022/03/20				
11	1(21455) (20044) () ()					
12	2() () () ()					
13	3(2302) (2142) () ()					
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

注文請書



発注者(甲)

長瀬たけし事務所 御中

注文番号 2139033164001

発行日 2021年3月23日

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお願いします。

受注者(乙)

所在地 兵庫県神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
社名 富士ゼロックス兵庫株式会社
役職名
氏名

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みます。)

記載項目

契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約種類: トータルサービス契約

契約条件書番号: JTTA001B

契約対象商品: ApeosPort C2360 PFS-4T 2026

機軸番号: 326425

契約期間: 2021年3月26日から 3月25日まで

開始メーターカウント:

メーター1 0 メーター2 0 メーター3 3

メーター4 0 メーター5 0 メーター6 0

設置調整完了日(新規購入の場合): 2021年3月26日

初回締切日: 請求サイクルに応じ契約開始日に到来する料金計算の締切日とします。

料金計算の締切日: 20日締

支払日: 料金計算締切後翌月23日支払

請求サイクル: 1ヵ月

ミスコピー控除方法:

乙は、「テスト控除後コピー/プリント数」に、黒モード、カラーモード各々に0.3%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、各モードのコピー/プリント数から差し引きます(小数点以下切り上げ)。

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
トータルサービス料金(1台につき)			
コピー/プリント料金(1コピー/プリントにつき)			
黒モード(メーター1)	1カウントにつき	1.00	
フルカラーモード(メーター3)	1カウントにつき	10.00	
最低コピー/プリント料金(1台につき)			1,000(月額)

設置先等

* 設置先事業所:

** 所在地: 兵庫県神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

** 事業所名: 長瀬たけし事務所

** 部課名:

* EP適用: (する) しない

* FAX番号:

以下余白

契約条件番号 : JTTA001B トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く、以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。
- 第4条 表記記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、表記記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
- (1) 乙所定の資料をパーパスを実装した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 - (2) 乙所定の資料をパーパスにより3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 - (3) スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。
- 第6条 甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
- (1) 甲がメーターカウントと乙が毎締切日のメーターカウントを連携自動検針する方法
 - (2) コピー/プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用し算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。
 - (3) トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各メーター料金の合計額とします。
- 第7条 乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のために使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きします(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「ネット控除後コピー/プリント数」といいます)。
- 第8条 不正コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー検除方法の記載に従い取り扱います。
- 第9条 用紙サイズによりコピー/プリントのカウンタアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
- 第10条 両面コピー/プリントをした場合、表面コピー/プリントは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
- 第11条 表記記載の「請求サイクル」期間中トータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
- 第12条 表記記載の「請求サイクル」期間中商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
- (1) 「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
 - (2) 「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。
 - (3) 表記にトータルサービス料金加算費がある場合、当該加算費は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
- 第13条 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。
- 第14条 乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他のすべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
- 第15条 甲が前項の支払を遅延した場合は、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
- 第16条 乙は商品が故障した場合は、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
- 第17条 乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
- 第18条 乙が技術者を派遣して乙のサービス提供エリアから100km以上離れた場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金を乙に支払います。
- 第19条 乙は技術者が故障原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
- 第20条 乙が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピューター、プログラム、データの障害等を調査します。
- 第21条 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
- (1) 商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外での使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
 - (2) 燃焼後、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱いの不注目に起因する故障の修理・調整
 - (3) 商品以外の機械装置またはコンピュータープログラム(コンピューターウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
 - (4) 乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
 - (5) 火災、風水害、地震等の天災地災およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
 - (6) 乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
 - (7) 甲が独自に設定した使用環境への復旧その他輸入、移入、移入後の状態
 - (8) 高所作業、高圧物の移動を伴う作業その他の危険作業
- 第22条 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は前条の提供義務を負うものではありません。
- 第23条 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適量数箇の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびテペロパリーについては、画像維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
- 第24条 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
- 第25条 感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを負ける管理者の任意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
- 第26条 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
- 第27条 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。
- 第28条 甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または貸付した場合、本契約は終了します。
- 第29条 乙は1ヵ月前までのうち、甲が不利にならない場合は事前の権利または義務を第三者に譲渡または貸付した場合、本契約は終了します。
- 第30条 甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日より相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の日を以て乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
- (1) 本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、差押、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の甲または甲の公租公課の滞納
 - (3) 手形または小切手の不渡り、その他債権を著しく失却する事由が生じたとき
- 第31条 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
- 第32条 乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
- 第33条 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
- 第34条 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。
- 第35条 甲および乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および部品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
- 第36条 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行ったりは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 第37条 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の関連先にも継承させるよう努力するものとします。
- 第38条 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
- 第39条 甲および乙は、相手方が前3項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
- 第40条 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第41条 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第42条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP (Electronic Partnership) の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供する EP (Electronic Partnership) の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EPの利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械 (以下「機械」という) において本追加条項に定める条件で EP (Electronic Partnership) を利用することに同意します。

第2条 (定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」「EP-BB light」とは、甲のイントラネット (プロキシサーバ等を含む) を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP-DX」とは、FAX回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置 (「EPnet-BOX」, 「3Gnet-BOX」, 「4Gnet-BOX」およびこれらの後継機) の総称とします。

第3条 (「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
- 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EPの種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1) 「機械」のメーターカウンターの遠隔自動検針 (2) 上記メーターカウンタにもとづく料金の請求	・「機械」の各種メーターカウント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」 「4Gnet-BOX」	(3) 「機械」の故障状況の予知・把握およびリモート保守 (故障の発生回避を含む) (4) 消耗品の配送	・「機械」に登録された FAX 自局 ID (EP-DX のみ) ・「機械」の各種メーターカウント値 ・使用消耗品交換、補給等の情報
「EP-BB」 「EP-BB light」	(5) 乙が製造、販売または提供する商品およびサービスの品質改善および機能追加・向上 (6) 乙から甲に対する各種提案	・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報

第4条 (「EP通信装置」の貸与)

乙は、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (「EP」利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (「EP」利用時の注意点)

甲は、下記の EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願いに記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (「EP」の利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願ひ

1. 「EPnet-BOX type W2」, 「3Gnet-BOX」, 「4Gnet-BOX」および後継機ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」, 「3Gnet-BOX」, 「4Gnet-BOX」および後継機 (以下「本装置」という) は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本装置」または「本装置」の無線装置部分から「EPnet-BOX type W2」, 「3Gnet-BOX」では 22cm 以上、「4Gnet-BOX」およびその後継機では 15cm 以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本装置」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本装置」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - 手術室、集中治療室 (ICU)、冠動脈疾患監視病室 (CCU) には「本装置」を持ち込まないでください。
 - 病棟内では、「本装置」を使用しないでください。
 - ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本装置」を使用しないでください。
 - 医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本装置」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した「機械」と弊社システムがデータ通信している間、「機械」の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常 5 分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、「機械」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例 1>

リモートメンテナンス、またはリモートサービス中です。

<EP-DX 表示例 2>

リモートメンテナンス中です。

以上

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
9		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	案分率	3,850×50%=1,925 1,925円を充当する。
	備考	複合機保守料(4月分)
		4-8に添付

*
658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

長瀬たけし事務所

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

0004030#

ご担当者様

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

お問合せ番号：T300614319

TEL:0120-069-840 (0001/0002 015823)
FAX:0120-600-695

お支払のご案内	お支払約束手日	2022年04月25日
	お支払方法	
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
	指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年03月23日
請求書番号：820322-0219343

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,850円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

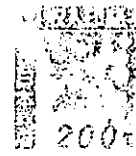
1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1	ITあんしんSPIII(エントリー)	2022/02/21-2022/03/20				3500
2						
3	【代金/料金合計】					3500
4	【消費税および地方消費税(10%)】					350
5	【今回ご請求額】					3850
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 00908 0000 00908
20 0331 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0 C

12502020 9279354 T300614319
01 3 015823 1

3306567253 T300614319

注文請書



発注者(甲)

山崎ビル事務所

御中

注文書番号

1824951336002

発行日

平成30年2月8日

本契約条項にもとづき以下のとおり注文をお請けします。

受注者(乙)

所在地 兵庫県神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

社名 富士ゼロックス兵庫株式会社

役職名 営業統括部長 馬 詰 和 彦

氏名

印

契約条項

乙は、甲のシステムの障害切り分け、復旧支援、運用支援、設計・構築・導入支援、設置・キitting・移設支援および保守、ならびにネットワーク経由で提供されるサービス等に関する事項のうち契約明細で特定するサービスを以下のとおり提供します。

第1条(定義)

本契約において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- 「本サービス」とは、第2号で定める「条件書」および第3号で定める「契約明細」で特定される乙が甲に提供する役務を意味します。
- 「条件書」とは、乙が甲に提供するサービスの内容、提供条件等を記載した本契約に添付される書面を意味します。
- 「契約明細」とは、「本サービス」の契約内容を記載した本契約に添付される書面を意味します。
- 「サービス料金」とは、甲が乙に支払う「本サービス」の対価であり、「契約明細」に記載の金額を意味します。
- 「設置場所」とは、「本サービス」の対象となる機器等の日本国内における使用場所を意味します。

第2条(条件書の適用)

- 本契約にもとづき、乙が甲に提供するサービスの内容、提供の条件、付帯作業、甲乙の同意事項および免責事項等は、サービス毎に「条件書」で定めるものとします。
- 本契約と「条件書」が矛盾・抵触する場合、「条件書」の規定が優先的に適用されるものとします。

第3条(契約期間および解約条件)

- 「本サービス」の契約期間は「契約明細」に記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の2カ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
- 甲は、前項で定める契約期間中といえども、相手方に対して2カ月前までに書面で意思表示することにより本契約の全部または一部を解約することができるものとします。
- 「本サービス」のすべてが解約された場合、本契約は終了するものとします。

第4条(サービス料金の計算)

- 「本サービス」の「サービス料金」は、「契約明細」に記載の契約開始日から計算します。
- 本契約期間中において端数日数が生じた場合、その日数に応じて「サービス料金」は日割計算した額とします。
- 前項の算出にあたり、円未満は切り捨てるものとします。
- 「サービス料金」の支払時期は、契約明細に記載のとおりとします。

第5条(料金改定)

本契約締結後の著しい経済変動、その他「本サービス」の提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、乙は、2カ月前までに書面で甲に通知することにより「サービス料金」を改定することができるものとします。ただし、料金改定が甲に不利とならない場合、乙は、料金改定日の前日までに書面で甲に通知することにより当該料金を改定することができるものとします。

第6条(料金等の支払)

- 甲は、「サービス料金」ならびに消費税および地方消費税相当額(以下総称して「料金等」という。)を乙からの請求書受領後15日以内に、全額現金

で乙に支払うものとします。

- 甲が「料金等」の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第7条(設置場所の変更)

甲が「契約明細」に記載の「設置場所」を変更しようとする場合、事前に乙に通知し、乙の承諾を得るものとします。

第8条(再委託)

乙は、「本サービス」の全部または一部を乙の指定する者に再委託できるものとします。ただし、再委託により、乙は、本契約にもとづく甲に対する責任を免れないものとします。

第9条(機密保持)

- 甲および乙は、本契約にもとづき知り得た情報のうち相手方が機密として指定した情報および本サービスにもとづき甲が乙の管理するデータセンターに格納するデータ(以下「機密情報」という。)を事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、これを第三者に開示または漏えいしないものとします。

ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。

- 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
- 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
- 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報

- 甲および乙は、相手方の機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

- 甲は、乙が前条にもとづく「本サービス」の全部または一部を乙の指定する者に再委託する場合、乙が甲の機密情報を当該再委託先に開示することに同意するものとします。

- 乙は、甲の機密情報を「本サービス」の履行もしくは必要に応じた甲への提案または情報提供以外の目的で使用しないものとします。なお、乙が富士ゼロックス株式会社以外の場合、乙は富士ゼロックス株式会社および「本サービス」の履行に必要な関連会社に甲への提案および情報提供の送信を委託できるものとします。

- 第3項または第4項にもとづき、乙が甲の機密情報を再委託先等に開示する場合、乙は当該再委託先等に本条におけること同等の義務を課すべく適切な措置を講じるものとします。

- 甲および乙は、相手方から開示された機密情報を「本サービス」の終了後直ちに相手方に返還するものとします。

- 本条は、本契約終了後3年間有効に存続するものとします。

第10条(個人情報)

- 甲および乙は、相手方が管理する顧客、従業員等の個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項の個人情報の定義に該当する情報という、以下同じ。)であって、本契約に関連して知り得た情報(以下「個人情報」という。)を前条に定める機密情報の一部として取り扱うものとします。

2. 甲および乙は、前項の個人情報の全部または一部が、前条第1項の各号のいずれかに該当するものであっても、前条第1項ただし書の定めは適用せず、これをそれぞれ機密情報として取り扱うものとします
3. 個人情報には前条第7項の存続期間を適用せず、甲および乙は、本契約終了後も個人情報に関して守秘義務を負うものとします。

第11条 (輸出規制)

甲は、「本サービス」を利用する機械装置、コンピューター・プログラム等(役務提供および関連技術情報を含む。)が、外国為替および外国貿易法ならびに/またはアメリカ合衆国輸出管理規則の規制対象となる場合、当該機械装置、コンピューター・プログラム等を外国へ輸出するときは、日本国政府の輸出許可および/またはアメリカ合衆国政府の再輸出許可を得るものとします。

第12条 (権利義務の譲渡の禁止)

甲が乙の事前の文書による承諾を得ないで本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡または質貸したときには、本契約は終了するものとします。

第13条 (期限の利益の喪失・解除)

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い、乙に対してその時現在負担する債務を即時履行する義務を負うものとします
 - (1) 本契約条項のいずれかの義務に違反したとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納処分のいずれかの事由が生じたとき
 - (3) 手形または小切手の不渡り等、信用を著しく失墜する事由が生じたとき
2. 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、乙は何ら催告を要せず、ただし本契約の全部または一部を解除できるものとします。

第14条 (機能変更・停止)

乙は、「本サービス」のうち、ネットワーク経由で提供されるサービス(以下本条および次条において「ネットワーク型サービス」という。))について、機能改良または不正アタック、ウイルスなど新たな攻撃手法の出現に対応する目的で、サービスの仕様または提供内容を甲の承諾を得ずに変更または停止することができるものとします。この場合、乙は甲に、当該変更内容を事前に通知するものとし、当該通知の内容は本契約に優先して適用されるものとします。

第15条 (サービス提供の制限・中断)

1. 乙は、ネットワーク型サービスについて、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利用のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、提供中断を含め、「本サービス」の提供を制限する措置をとることがあります。
2. 乙は、「本サービス」で使用する乙の設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむを得ないときには、ネットワーク型サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
3. ネットワーク型サービスの全部または一部の提供を中断する場合、乙は甲に対し、その旨を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

4. 本条の定めにより、ネットワーク型サービスの全部または一部が中断、制限された場合といえども、「サービス料金」は返還されないものとします。

第16条 (提供停止)

甲が次の各号のいずれかに該当するときは、「本サービス」の全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき
- (2) 「条件書」にて甲の責任に関する規定があり、その規定に違反したとき
- (3) 「本サービス」の利用に関し、直接または間接に乙または第三者に対し重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
- (4) 料金等の支払いを怠ったとき
- (5) その他、乙が相当の理由をもって「本サービス」の提供を不適当と判断するとき

第17条 (サービスの終了)

利便性の低下または代替サービスの出現等の理由により、「本サービス」の全部または一部のサービスの利用者が極めて少なくなった場合、乙は6カ月前までに利用者に通知し、当該サービスの提供を終了することができるものとします。

第18条 (甲の発注取消)

甲が乙に発注した後、乙の責に起因しない理由で当該発注を取り消した場合において、乙が当該取り消しにかかる費用を負担したとき、乙は当該負担費用を甲に請求できるものとします。

第19条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

第20条 (合意管轄)

本契約から派生する一切の紛争は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第21条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じたときは、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定するものとします。

以上

条件書

対象サービス	IT環境運用支援サービス
条件書区分番号	NW32

甲が、IT環境運用支援サービスを契約した場合、乙が提供するサービス内容は、富士ゼロックス株式会社が定める「サービス利用規約」および「IT環境運用支援サービス 追加条項」のとおりとします。

契約明細

対象サービス	IT環境運用支援サービス
区分番号	NW32

<ITあんしんサービスパックⅢアドバンスを契約する場合の主契約事業所>

※ITあんしんサービスパックⅢアドバンスの主契約事業所以外は記載されません。

<サービス提供先事業所>

所在地
部課名
担当名

【本サービス】

《継続払い方式》

以下の各項目の金額には消費税および地方消費税を含みません。

サービスの名称	シリアル番号	数量	サービス料金 1か月額 / 後払い
ITあんしんSPⅢ(エントリー)	-	3	3,500円

<契約期間>

平成30年2月8日から平成31年2月7日まで (以後自動更新)
(契約開始日) (契約満了日)

【本サービス】

《一括払い方式》

以下の各項目の金額には消費税および地方消費税を含みません。

サービスの名称	対象台数	料金
エージェントインストールⅢ	(3)台まで	12,000円

支払日	平成30年3月4日
-----	-----------

関連会社

--

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目							
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費 本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである <div data-bbox="486 840 742 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>電話料等払込受領証</p><p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側を切り取らないでください。</p><p>西 本ご利用分</p><p>ご請求元氏名 長瀬 猛 様</p><p>お客様番号 4605-0642-22801</p><p>2022年 4月ご請求分</p><p>金額(円) ¥2,269-</p><p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p><p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p><p>領 取 日 附 印 22.4.26</p><p>取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p></div>	<table border="1"><tr><td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</td><td>共通案分率 50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分 %</td></tr><tr><td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">備考</td><td>案分の説明 2,269 × 50% = 1,134 1,134円を充当する。</td></tr><tr><td>電話使用料(4月分)</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 %	備考	案分の説明 2,269 × 50% = 1,134 1,134円を充当する。	電話使用料(4月分)
案分率	共通案分率 50%							
	それ以外の案分 %							
備考	案分の説明 2,269 × 50% = 1,134 1,134円を充当する。							
	電話使用料(4月分)							

請求書 (西日本ご利用分)

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

長瀬 猛 様



022042101057838463

01969

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2022年 4月20日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M3002111002 01969 01946 00 J
63 000000 1 2 22040401J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 (1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
4605-0642-22801	2022年 4月ご請求分	2,269円	2022年 5月 6日(金)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

2,269円

2,269円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 2ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0642-22801)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX	
◇NTT西日本ご利用分	2,146	1,950	回線使用料(基本料)(住宅用) ユニバーサルサービス料他【日割】 消費税等相当額(合計)	3月 6日~ 4月 5日 合算表示の料金合計×10%	合算
◇NTTコミュニケーションズご利用分	123	112	ダイヤル通話料 消費税等相当額(合計)	3月 6日~ 4月 5日、0570 等をご利用の場合は、その料金を含む 合算表示の料金合計×10%	合算
◇NTT西日本分(小計)	2,269	2,269	(小計)		
◇合計	2,269	2,269	合計		

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
11	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	11,000 × 50% = 5,500 5,500円を充当する。
	備考	事務所セキュリティ費 (日本警備株式会社)(5月分)
04-04-27 200 *11,000 SMBC(ニホンアンセ*ンク		

口座振替のご案内 (兼請求書)

2022年04月07日

請求書番号 00476779

毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当月の御請求額を下記の通りご指定口座から振替させていただきますので宜しくお願いします。

日本安全警備株式会社
 神戸市中央区京町五丁目三番五ビル5階
 TEL:078-835-1111(代表)
 FAX:078-391-1185

振替予定日	2022年4月27日	振替額	11,000 円
金融機関名	[REDACTED]		
口座番号	[REDACTED]		

物件先名	内 訳	摘 要	金 額	消費税額	御請求額
長瀬 たけし事務所	機械警備料	22年05月01日~22年05月31日	10,000	1,000	11,000
		<合 計>	10,000	1,000	11,000

この請求書は自動口座振替のご案内です。金融機関でのお振込みの手続きは不要です。
 振替日には上記ご指定の口座から振替させていただきますので、口座残高の御確認をお願いいたします。

1枚中 1枚目

契 約 書

契約締結日 2013 年 11 月 6 日

甲)

〒658-0013 神戸市東灘区深江北町3-4-16

長瀬 猛

乙)

神戸市中央区伊藤町108番地

日本安全警備株式会社

代表取締役社長 佐々木 博和

甲と乙は下記を承認の上、ここに契約します。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲と乙が各1通を保有します。

記

(1)契約対象物件	
所在地	神戸市東灘区深江北町3-4-16
名称	長瀬 たけし事務所
(2)使用回線	ブロードバンド回線
(3)乙の受託するサービス	防犯サービス・火災監視サービス
(4)業務開始日	2013年11月6日

契約にかかわる費用		支払時期	支払方法
(5)契約料金(月額)	10,000円 (税込10,500円)	請求期間開始前まで	1カ月毎の自動口座振替
(6)保証金	— 円		
(7)機器設置工事費	30,000円 (税込31,500円)	工事完了後直ちに	

(8)特 約	
--------	--

(9)防犯サービスの提供時間	毎日 19:00 ~ 08:00 ただし、甲の休日は終日とします。
(10)セキュリティプランニング	警報機器の種類、個数、設置場所等のセキュリティプランニングは別紙によるものとします。
(11)解約金算定基準指数	1.6
(12)その他	その他の契約条件は、別紙によるものとします。

基本契約条件

(提供するサービス)

- 第1条 日本安全警備備(以下「乙」という)はお客様(以下「甲」という)に対し、契約対象物件の安全を確保するためのサービスを提供します。乙が提供するサービスの範囲は標記(以下「表」という)(3)のとおりとし提供条件は本契約第1章および第2章に定めます。
2. 前項のサービスを提供するために、乙が契約対象物件に設置する機械・機器・その他の器具(以下これらを総称して「警報機器」という)は、特約がない限り乙の所有に属します。

(契約期間)

- 第2条 本契約の契約期間は、業務開始日から5年間とし、締結の日から発効します。ただし、契約期間満了の3か月前までに、甲または乙から相手方に対して、文書による別段の意思表示がないときは、本契約は1年間更新され、その後も同様とします。

(契約料金・保証金・機器設置工事費用)

- 第3条 甲は乙に対し契約料金、保証金および機器設置工事費用を表(5)(6)(7)記載のとおり支払います。
2. 契約料金は、乙の人件費および諸経費ならびに警報機器、第6条に定める甲の機器の種類・数量および通信回線料の額を基準として定め、契約期間の中途においてもこれらの増減により乙は契約料金を変更できるものとします。
3. 保証金は、第2条、第11条第1項および第12条に基づく契約終了に際しては、乙は甲に利息を付さずに返還します。第11条第2項、第3項または第13条の規定に基づき本契約が終了したときは、乙は保証金を返還しません。

(配線の取替え)

- 第4条 乙は、警報機器の配線について、自然損耗その他乙の責に帰すことのできない事由により、本契約に定めたサービス提供に支障が生じた場合には、配線の取替え工事を行うものとし、その取替えに要する費用は甲の負担とします。

(警報機器の正常作動責任と交換)

- 第5条 乙は、警報機器の正常な機能を維持するため適宜に点検を行い、万一異常を認めるときは遅滞なく必要な処置を講じます。
2. 乙は、法改正その他乙の責に帰すことのできない事由により、警報機器の全部または一部の交換が必要となったときはこれを行い、交換にかかる費用は甲の負担とします。
3. 乙が警報機器設置完了日より起算して満10年以上経過後必要に応じて行う警報機器の全部または一部の交換にかかる費用は甲の負担とします。

(「甲の機器」の正常作動保持責任)

- 第6条 甲もしくは第三者の所有に属し乙の認めた設備・機器、または甲が乙より購入した(第三者が乙より購入し、甲が当該第三者より購入その他の方法により使用権限を有している場合を含む)設備・機器(以下これらを総称して「甲の機器」という)によって異常を感知し、その異常に基づいて乙がサービス提

供するものについては、甲の責任においてその正常作動を保持するものとします。

2. 甲の機器の正常作動の保持がなされず、乙のサービス提供が混乱し、甲の安全確保に支障があると乙が判断した場合は、甲は当該甲の機器の改修、交換等乙の要求に基づく処理を速やかに行い乙に通知するものとします。
3. 前項の処理が行われない場合は乙は第8条を適用することができるものとします。
4. 甲の機器の正常作動が保持されないことにより乙が損害を被った場合、乙は甲にその賠償を請求できるものとします。

(警報機器の破損、紛失および撤去)

- 第7条 甲は契約期間中であると契約終了後であると問わず、甲の責に帰すべき事由により警報機器を破損、紛失した場合は、直ちに乙に通知し、その損害金を負担します。
2. 乙は、警報機器を撤去する場合、警報機器の取付けの必要上契約対象物件に施された孔穴、配線、その他の加工・変更については原状回復義務を負いません。
3. 第11条第1項の場合を除き契約終了時における警報機器の撤去費用は甲の負担とします。
4. 甲の事由により警報機器が撤去できない場合、甲は乙の損害金を負担します。

(サービス提供の停止)

- 第8条 甲側の原因(労働争議を含む)により、あるいは自然災害、その他の不可抗力による状況の発生等、乙の責に帰すことのできない事由により本契約上の乙のサービス提供を不可能にするに至ったときは、乙はその状況の止むまでの間サービス提供を停止します。この場合、乙には契約上のサービス提供責任はないものとします。
2. 前項によるサービス提供停止期間についても契約は続行するものとし、乙は甲に契約料金を請求できるものとします。ただし、サービス提供の全部が停止されかつ真にやむを得ない事情と乙が認めた場合は、乙は契約料金を減額します。

(契約対象物件の変更)

- 第9条 甲は、乙から契約対象物件の安全確保に支障のあるものについて改善の申し入れを受けたときは、速やかに必要な処置をとるものとします。
2. 甲は、下記事項を了承します。
- ① 甲の都合による契約対象物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更等(甲の機器、通信回線の変更も含む)を行う場合、原則として変更を行う日の15日前迄に文書をもって乙に通知します。
- ② 契約対象物件に隣接する建物の建設等周囲の状況の変化その他甲において契約対象物件の安全に関係あると認められる場合は、乙に通知します。
3. 下記についての費用は甲の負担とします。
- ① 第1項の改善に要する費用。
- ② 第2項による既設の警報機器の移動または変更等、および新たな警報機器の設置に要する費用。

(緊急出動料の支払い)

第10条 甲側の警報機器の誤操作、第6条第2項の処理が行われぬ為に警報機器が作動した場合、その他の甲の責に帰すべき事由により乙の緊急要員が緊急出動した場合は、1回につき金2,000円(税別)を乙は請求することができます。

(契約終了)

第11条 甲は乙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき、または本契約の条項に違反したときは、文書をもって通知することにより本契約を終了させることができるものとします。

2. 甲が本契約に基づく金銭債務の全部、または一部をその支払期日到来後30日の間に支払わないとき、または甲が本契約に違反したときは、乙は催告することなく本契約を終了させることができるものとします。
3. 甲が暴力団その他の反社会的勢力またはその構成員であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったときは、乙は催告することなく本契約を終了させることができるものとします。
4. 第2項、第3項の場合、甲は契約終了の日から契約満了日までの残存契約期間の契約料金相当額を乙に支払います。

第12条 乙はその責に帰すことのできない事由により契約上のサービス提供を継続できないと認めるときは、3か月前までに文書をもって通知することにより、本契約を終了させることができるものとします。

第13条 甲が甲の事由により本契約を契約期間満了(更新期間の満了を含む)前に解約するときは、次の算式で求められる解約金を直ちに乙に支払うものとします。

$$\text{解約金} = (\text{基準月額} \times \frac{1}{5} \times \text{残存契約期間月数} + \text{基準月額の} \frac{3}{5} \text{か月分} \times 0.8) \times \text{解約金算定基準指数}$$

基準月額：

締結契約書面記載の契約料金月額によるものとし、サービス開始前までに警報機器の種類・数量の増減などにより変更となった場合は、乙が甲に通知した契約料金月額とします。

解約金算定基準指数：

締結契約書面記載によるものとし、サービス開始前までに警報機器の種類・数量の増減などにより変更となった場合は、乙が甲に通知した数値とします。

2. 前項にかかわらず、解約金は、契約料金月額×残存契約月数を上限とします。
3. 本条において、甲の解約の申し出が乙においてやむを得ないと認められるときは、乙は解約金を減額します。

第14条 甲が甲の事由に基づき、本契約をサービス開始前に解約するときは、直ちに次の金額を乙に支払うものとします。なお、乙に⑦または⑧の金額を越える損害が発生したときは甲は⑦または⑧とは別にその超過分を乙に支払うものとします。

⑦警報機器設置工事着工前

甲は保証金相当額を乙に支払います。甲が保証金を既に乙に支払っているときは、乙はこれを取得します。

⑧警報機器設置工事着工後

甲は乙に対し基準月額の6か月分相当額および警報機器設置工事(工事の為の事前打合わせ等を含む)に関して乙が被った損害(乙の工事料金負担分も損害とみなす)を支払います。甲が保証金を既に乙に支払っているときは当該保証金は前記金額に自動的に充当されるものとします。

2. 前項⑧において、甲の解約の申し出が乙において真にやむを得ないと認められるときは、乙は甲の支払うべき前項⑧の金額を減額します。

第15条 乙は、甲の責に帰すべき事由に基づきサービスを開始すべき日に開始することができない場合において、相当の期限を定めた催告にも甲が応じないときは、直ちに本契約を解除することができます。この場合、甲は直ちに前条に定める金額を乙に支払うものとします。

(権利・義務の譲渡禁止)

第16条 甲および乙は、相手方の承諾を得ずにこの契約上の権利・義務を第三者に譲渡することはできません。

(機密保持)

第17条 甲および乙は、本契約の締結および実施にあたり知り得た相手方の機密事項を契約期間中はもちろん契約終了後であっても、第三者に漏洩してはならないものとします。

(特約)

第18条 本契約書に特約として定めた事項は本契約の他の条項に優先して適用されます。

第1章 日本安全警備(株)のサービス提供条件

(サービスの概要)

第1条 乙は契約対象物件に不法侵入、火災異常、設備の異常等を感じし、それらの情報を乙のコントロールセンターに送信し、または設備の制御等を行う警報機器を設置するとともに、これにより送信される異常の有無を監視できる機械設備を乙のコントロールセンターに設置します。

2. 乙は、サービス提供時間中、前項に定める監視装置により、契約対象物件の異常の有無を間断なく監視します。

(緊急連絡先)

第2条 本契約において、甲は緊急連絡先を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとします。

2. 甲は前項の内容を変更するときには、事前に遅滞なくその旨文書で乙に通知するものとします。
3. 乙は本契約のサービス提供に際し、必要と認めるときは定められた順序に従って、甲のいずれかの緊急連絡先に遅滞なく電話連絡します。

(鍵、操作カード)

- 第3条 甲は本契約の目的遂行のため、乙の要求する数の鍵を甲の費用負担で複製し、乙に預託し、乙は預り証を発行し責任をもってこれを保管・管理します。
2. 甲は警報機器操作のため、乙より預託された操作カードについては、責任をもって管理するものとします。

(通信回線、その他の費用)

- 第4条 乙のサービス提供に際し必要な電話料金(警報機器の信号送出にかかる電話料金を含む)、電気料金は甲の負担とします。
2. 乙のサービス提供が乙名義の回線を使用して行われる場合、甲は乙の承諾を得ずに目的外に当該回線を使用できません。

(損害賠償)

- 第5条 乙は本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について、下記の賠償額を限度として、保険により甲に対してその損害を補償します。
- この場合乙の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、甲の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとします。
2. 前項の賠償限度額は1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とします。
3. 甲は、その損害発生的事実を知ったときは可及的速やかに書面をもって乙の本店宛に通知するものとします。甲が損害賠償請求するときは、当該損害にかかる乙の責に帰すべき事由、および損害の範囲を客観的に証明するものとします。甲が前記の処置をとらない限り、乙はその損害について責任を負いません。
4. 甲と乙の間で本契約対象物件に関し別途安全提供にかかわる契約を締結している場合において乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害については、当該損害の原因が一連のものであるときはすべて一事故として扱い、各々の契約の賠償条項は重複して適用せず本契約書の賠償条項のみを適用します。

(免責)

- 第6条 下記事項については、乙の責任の対象外とします。
- ① 乙が甲の要求により実施するこの契約に明示のない特別のまたは追加的なサービスから生じた損害。
- ② 自然災害、その他不可抗力により生じた損害。
- ③ 乙の警報機器は正常に動作したにもかかわらず、乙の責に帰することのできない事由で通信回線による送信が行われない状態にあったために生じた損害。
- ④ 本契約において、乙の提供するサービスが複数の異なる「異常」を対象とするときに、緊急度に応じたサービス提供を行うことにより生じた損害。
- ⑤ 甲に損害が発生した場合において、当該損害が屋外に所在する甲の財物について発生した場合の損害、および警報機器設置箇所以外または警報機器の機能外で発生した損害。また、屋外と同じ状況下(例:無人駐車場内、無人販売店舗内)にある自動料金精算機、両替機、自動販売機、自動貸出機、宅配ロッカー等の破壊、こじあけ等の侵入異常監視を行う場合、当該監視対

象物およびその内部に所在する財物について発生した損害。

- ⑥ 甲が警報機器をセットする際に契約対象物件についての異常の有無の確認を怠ったことにより、警報機器のセット前から潜入、潜伏者を発見できなかったために生じた盗難、破損その他損害。
- ⑦ 現金、貴重品を契約対象物件内に保管する場合において、容易に持ち運び可能な状態に保管してあった場合に生じた損害。
- ⑧ 甲が基本契約条件第9条第1項の処置をとらなかったために生じた損害。
- ⑨ 基本契約条件第9条第2項第①号の変更が、甲の任意の施工により行われた場合に生じた損害。
- ⑩ 基本契約条件第9条第2項第②号の状況を乙の責に帰すことができない事由により乙が知ることができなかったために生じた損害。

(協定事項)

- 第7条 甲は、以下の事項を了承するものとします。
- ① 甲は、停電、電話回線の変更・不通、警察・消防署からの通知その他乙のサービス提供に関係すると甲において認められる事項を、その都度遅滞なく乙に通知するものとします。
- ② 甲は、その管理下にある者(甲が入場を認めたる者および契約対象物件入居者を含む)による警報機器の操作について管理し、その操作過誤については、すべて甲の責任で処理するものとします。
- ③ 甲は、警報機器のセットまたは解除ができない場合は、直ちに乙に電話連絡するものとします。
- ④ 甲は、警報機器をセットするときは、契約対象物件について扉・窓等の施錠、残留者・潜伏者の有無、ガス・水道等の元栓、灰皿等の火気その他を点検し、異常がないことを確認するものとします。
- ⑤ 乙が契約対象物件の火災監視を乙と第三者との警備契約に基づき行う場合は、甲は、乙が乙と第三者との間の火災監視サービスに関する契約に基づき、火災の有無の点検のため、契約対象物件に入場することをあらかじめ認めます。
- ⑥ ガラスセンサーを設置する場合は、甲の要望がある場合を除き、契約終了等の場合に乙は撤去しない(乙は所有権を放棄する)ものとします。ガラスセンサーを甲の要望で撤去する場合、ガラスへの損傷について乙は責任を負いません。また、ガラスセンサーが設置されているガラス部分が解除中に破壊されたときは、甲は直ちに乙に連絡するものとします。連絡がなく当該破壊部分に起因して損害が発生した場合についても乙は責任を負わないものとします。

(特約)

- 第8条 本条に定めた事項が該当する場合は、他の条項に優先して適用されます。

【高額商品を扱う場合の特約】

甲が主として宝飾・貴金属・美術品・高級家具・家電製品・その他これに類する高額商品を製造し、販売し、または保管することを業としている場合、甲は当該高額商品の損害をてん補するために、自己の責任と費用負担で必要な保険を付保するものとし、当該高額商品に係わる損害については全て甲の付保する保険により処理します。また、甲の付保する保

険における保険会社の乙に対する代位求償権は、保険会社がこれを放棄するよう甲において保険会社と取り決めます。

【鍵の預託を受けない場合の特約】

- ① 乙は、甲から契約対象物件に入場するための鍵の預託を受けない場合において、契約対象物件に入場する必要があるときは、事前に甲の緊急連絡先に電話連絡し、その方による鍵の解錠を待って契約対象物件の点検を行います。この取り決めにより契約対象物件への入場が遅れたために生じた損害については乙は責任を負いません。
- ② 甲が乙に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約対象物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって乙の契約上の義務は終了します。

【危険エリアに関する特約】

乙が契約対象物件に緊急要員を出動させる場合において、オゾンガス発生設備設置箇所、危険物収容箇所および甲より予め指定された立ち入り禁止エリア等の危険エリア（以下「当該エリア」という）の点検が必要と認めた場合の措置は次のとおりとします。

- ① 乙は当該エリアの点検が必要と認めた時は、遅滞なく甲の緊急連絡先に電話で通報します。
- ② 甲の緊急連絡先として指定されている方は、前号の連絡を受けたときは速やかに契約対象物件におもむき、乙の緊急要員はその方の現場到着を待って当該エリアの点検を行います。
- ③ 乙は①②に際し、必要と判断したときは直ちに電話にて警察・消防機関に通報し、緊急出動を要請する等必要な処置をとります。
- ④ 警報機器がセット状態に復旧されるまでに発生した損害については、乙は責任を負いません。
- ⑤ 甲は乙による当該エリアに設置された警報機器の点検には必ず立ち会います。

【ガス消火設備に関する特約】

契約対象物件にガス消火設備その他人命に影響を及ぼす設備（以下「当該設備」という）が設置されている場合は次のとおりとします。

- ① 乙は、当該設備の作動または異臭発生その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関および甲の緊急連絡先に電話で通報するものとし、その後の異常の有無の確認は行いません。また、警報機器の操作、当該設備の操作（起動操作を含む）および解錠等行いません。
- ② 乙は、当該設備の異常情報の単独監視を行う場合において、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件に電話連絡し、異常事態発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し、同時に緊急要員を契約対象物件に急行させます。この場合、①が適用されます。
- ③ 前号において電話連絡するも連絡不能の場合、または乙が防犯サービスをも受託している場合で、甲により警報機器がセットされている状態（その他乙において無人時と扱えることができる状態）において当該設備の異常情報を受信したときは、乙は直ちに緊急要員を契約対象物件に

急行させます。この場合、①が適用されます。

- ④ ①②③において、乙は緊急要員に次の措置をとらせませす。
 - ⑦ 出動した消防機関に対する契約対象物件の最終出入り口までの誘導
 - ⑧ 第三者の契約対象物件への入場の制止
 - ⑨ 可能な限りの初期消火

【火災発生時電気錠等を自動開放する場合の特約】

契約対象物件の出入口に設置された電気錠、シャッター、オートドア、キーボックス等を火災発生時に自動的に解錠・開放させる設定をした場合、甲は次の損害について乙の責任を問いません。

- ① 当該設定により、出入口よりの入退出が可能な間に発生した盗難、破壊等による損害。
- ② キーボックス内の鍵の不正使用、紛失等により発生した損害。
- ③ 甲の機器の誤作動に起因して発生した損害。

【画像伝送システムを使用する場合の特約】

- ① サービスを提供する際に併せて画像伝送システムを使用する場合、乙は画像、音声等により違法行為を明らかに認識したとき、もしくは違法行為が極めて短時間になされると明らかに認められたときは、所定のサービスを提供するほか画像伝送システムにアナウンス機能がある場合は違法行為者を退去させる目的で直ちに音声による所定のアナウンスを行います。この場合、甲は違法行為者が甲等に対して危害、損害を加えるなどの行動をとることがありうべきことについて予め認識し、これを了承します。
- ② 画像伝送システムに使用される通信回線は、画像、音声等の送信がなされている間は他の目的に使用できなくなることを、甲は予め了承します。
- ③ 乙は、画像、音声等により違法行為がなされていないと判断したときは、緊急要員を出動させないことができます。
- ④ 乙は、警報機器の点検時に画像伝送システムの点検を行います。甲は画像伝送システムの故障その他異常の発生を知ったときは直ちに乙に通知します。
- ⑤ 乙は前号において画像伝送システムの故障その他異常を知ったときは速やかに点検を行い、その結果必要と認められたときは修理または交換の処置をとります。この場合、甲が所有する画像伝送システムの修理または交換に要する費用は品質保証期間を除き、すべて甲が負担します。
- ⑥ 画像伝送システムの故障その他の異常および設置条件（照度を含む）に変更を及ぼす事由が発生したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で乙がこれを知らなかった場合において、それによって生じた損害については乙はその責任を負いません。

（権限）

第9条 乙がサービスを提供するために必要な権限は、甲が乙に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指揮の権限は乙が有します。

第2章 日本安全警備(株)のサービス内容

(防犯サービス)

- 第1条 乙は、表(9)記載の時間帯において警報機器または甲の機器によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受信したときにおける緊急対処および警察機関への通報を行います。
- 第2条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行います。その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとります。ただし、有人運用（警報機器をセットした後も契約対象物件内または附属施設内に有人と取り決めた場合をいう）の場合は異常内容確認のため速やかに電話連絡します。
- 第3条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを特定の警報機器または甲の機器が異常を感知したとき、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させるとともに、画像、音声等により違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請します。
- 第4条 警報機器に次の設定をしたことに起因して発生した損害については、甲は乙の責任を問いません。
- ① 警報機器の作動に関し遅延時間を設定した場合または警報機器に自動解除を設定した場合。
 - ② 警報機器または甲の機器により異常情報を送信しない時間帯を設定した場合。
 - ③ 特定の防犯ブロックまたは防犯エリアの解除操作によりすべての防犯ブロックまたは防犯エリアの異常情報を送信しない設定をした場合。
 - ④ 特定の防犯ブロックまたは防犯エリアの警報機器の機能を停止する設定をした場合。

(火災監視サービス)

- 第5条 乙は、終日、警報機器または甲の機器によって感知される契約対象物件にかかる火災異常の監視ならびに火災異常を受信したときにおける緊急対処および消防機関への通報を行います。
- 第6条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を契約対象物件に急行させ、必要な処置をとります。
2. 前項において、電話連絡するも連絡不能の場合、または乙が防犯サービスをも受託している場合で、甲により警報機器がセットされている状態（その他乙において無人時と扱うことができる状態）において異常情報を受信したときは、乙は遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認められた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請します。
- 第7条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを特定の警報機器または甲の機器が異常を感知したとき、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させるとともに、画像、音声等により火災発生を明らかに認識したときは直ちに電話にて消防機関に通報し、その緊急出動を要請します。
- 第8条 乙の契約対象物件における火災の有無の確認は、乙がその出入口の鍵の預託を受けていない施錠された建物・部屋等については、外部よりの確認を限度とします。
2. 消防隊出動時における消防隊による入口扉等の破壊損害については、甲は乙および消防隊に対して、損害賠償請求を行わないものとします。

(設備監視サービス)

- 第9条 乙は、終日、電気・空調等の設備（以下「甲の設備」という）の異常の監視および異常を受信したときにおける緊急連絡先への通報を行います。設備の種類・監視項目は、別途定める「セキュリティプランニング」によります。
- 第10条 乙は甲の設備の異常情報を受信したときは、遅滞なく甲の緊急連絡先に電話で通報します。
2. 甲の緊急連絡先は、乙より通報を受けたときは速やかに契約対象物件におもむき、甲の責任において必要な処置をとり、復旧完了の事実を乙のコントロールセンターに送信するものとします。
- 第11条 乙の契約上の義務は、甲の緊急連絡先への前条に従った電話連絡をもって完了します。なお、連絡不能の場合は、その時点をもって乙の契約上の義務は終了します。

(非常通報サービス)

- 第12条 乙は、終日、警報機器または甲の機器を異常事態発生時甲が操作することにより送信される異常情報の監視ならびに異常情報を受信したときにおける緊急対処および警察機関への通報を行います。
- 第13条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件に電話連絡し、異常事態の内容の確認を行います。その結果、異常事態発生と判断したときは、直ちに警察機関に通報し、緊急出動の要請を行います。更に、乙は確認のため、契約対象物件に出動します。
- 第14条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを甲が特定の警報機器または甲の機器を操作したときに、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させるとともに、画像、音声等により違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請します。
- 第15条 甲は、警報機器を所定の範囲（別途定める図面等に示す）を越えて使用しません。甲が当該範囲を越えた場所で使用した場合または当該範囲内であっても警報機器が電源断の状態にあったとき（バッテリー切れを含む）は乙は責任を負いません。

(ガス漏れ監視サービス)

- 第16条 乙は、終日、警報機器または甲の機器により検出されるガス漏れ異常の監視ならびに異常を受信したときにおける異常内容の確認および緊急連絡先への通報を行います。
- 第17条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件に電話連絡します。電話連絡するも連絡不能の場合、または乙が防犯サービスをも受託している場合で、甲により警報機器がセットされている状態（その他乙において無人時と扱することができる状態）においてガス漏れ異常情報を受信したときは、乙は直ちにガス供給会社またはガス供給会社の緊急出動組織に異常事態発生を通報し、契約対象物件への緊急出動を要請をすると同時に乙の緊急要員を急行させます。

(設備連動サービス)

- 第18条 乙は甲の設備が警報機器のセット、解除操作または異常感知に連動するよう警報機器より、甲の設備に連動信号（電気信号）を供給します。連動対象となる甲の設備の種類、連動項目および連動条件は別途定める「設備情報一覧表」によります。
- 第19条 乙がそのコントロールセンターで甲の設備の動作確認を行う場合は、以下の業務を合わせて行います。
- ①乙は、甲の設備の動作に異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ異常内容の確認を行うとともに、必要と認めたときは、速やかに甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で異常事態発生を通報します。
 - ②前号の場合、乙より異常事態発生を通報を受けた甲の緊急連絡先は、速やかに契約対象物件におもむき可及的速やかに甲の設備の修理・交換等必要な措置を講ずるものとします。

(設備監視2サービス)

- 第20条 乙は、契約対象物件の電気・空調等の設備（以下「甲の設備」という）の異常を終日監視します。設備の種類・監視項目は、別途定める「設備情報一覧表」によります。
- 第21条 乙は甲の設備の異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ異常内容の確認を行い必要と認めたときは遅滞なく甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で通報します。
2. 甲の緊急連絡先は、乙より異常事態発生を通報を受けたときは速やかに契約対象物件におもむき、異常事態の内容の確認を行い、必要な処置をとり甲の責任において甲の設備を速やかに修理、復旧させるものとします。
- 第22条 「設備情報一覧表」において異常発生時の対応タイプが（応急処置）となっている設備に関し、乙は、甲の設備の異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ異常内容の確認を行います。その結果必要と認められたときは、可能な限り応急処置、被害拡大防止処置を行い、速やかに甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話連絡します。この場合、応急処置等に要した保守部品の交換費用については甲の負担とします。
- 第23条 乙の契約上の義務は、甲の緊急連絡先への第21条第1項、および前条に従った電話連絡をもって完了します。なお、電話連絡をとるも連絡不能となった場合は、その時点をもって乙の契約上の義務は終了します。

(エレベーター閉じ込め監視サービス)

- 第24条 乙は、終日、警報機器または甲の機器により感知されるエレベーターかご内の閉じ込め異常の監視ならびに異常を受信したときにおける異常内容の確認および緊急連絡先への通報を行います。
- 第25条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させるとともに、契約対象物件に電話連絡し、異常事態発生を通報します。緊急要員は契約対象物件到着後、異常内容の確認を行い必要に応じて可能な限り応急処置、被害拡大防止処置を行い、速やかに甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話連絡します。この場合、応急処置等に要した保守部品の交換費用については甲の負担とします。
- 第26条 乙の契約上の義務は、甲の緊急連絡先への前条に従った電話連絡をもって完了します。なお、電話連絡をとるも連絡不能となった場合は、その時点をもって乙の契約上の義務は終了します。
- 第27条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを甲がエレベーター非常通報装置を操作したときに、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させるとともに、画像、音声等による違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請します。

(自動運行サービス)

- 第28条 乙は別途定める「セキュリティプランニング」に記載の契約対象物件の設備（以下「甲の設備」という）につき、運転起動および停止のサービスを行います。
- 第29条 乙が前条のサービス提供に関し、甲の設備の運転起動、停止の動作確認を行う場合は、乙は甲の設備の動作に異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ異常内容の確認を行います。その結果必要と認められたときは、可能な限り、設備につき応急処置、被害拡大防止処置を行い、速やかに甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話連絡します。この場合、応急処置等に要した保守部品の交換費用については甲の負担とします。
- 第30条 乙が契約対象物件の甲の設備の自動運行に関し、甲からの要請に基づきその遠隔制御を行う場合は、乙が行う遠隔制御項目は次のとおりとします。尚、これに要する費用は甲の負担とします。
- ・設備の発停制御
 - ・スケジュール変更
 - ・コントローラー時刻修正
 - ・特定の曜日に関するモード（平日・土曜日・休日・特別）の変更

異常
たは
と扱
の緊
す。

セキュリティサービスご契約のお客様へ

長瀬 猛 様

神戸市中央区伊藤町108番地
日本安全警備株式会社
代表取締役社長 佐々木 博和
電話 078-391-1101

電気
によ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、セキュリティサービスをご契約いただき誠にありがとうございます。

セキュリティサービスをご利用いただくにあたって、弊社窓口は下記のとおりでございます。

ご不明な点・お困りの点がございましたら、何なりとご連絡いただきますようお願い申し上げます。

お客様にご満足いただけるサービスの提供に社員一同一丸となって取り組んで参りますので、
末永くご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

内容
話で
やか

敬 具

視項

記

要と

1. サービスを提供する施設の名称および所在地

長瀬 たけし事務所
神戸市東灘区深江北町3-4-16

の確

異常
認め
従っ

2. お客様を担当させていただく弊社窓口等

日本安全警備株式会社 神戸支社
神戸市中央区伊藤町108番地 三宮伊藤町ビル
078-391-1101

、電

受信

日本安全警備株式会社 コントロールセンター
神戸市中央区伊藤町108番地
甲南待機所
神戸市東灘区本山中町4丁目2-3

連絡
応急
この

絡不

を乙
滞な
は直

3. その他

- 1) 異常が発生した場合に対処する警備員は原則として1名とします。
- 2) 警備員は警備業法に定められた教育および警備会社所定の研修を受講しています。
- 3) 警備員の服装は警備業法に基づき届出した制服を着用します。また、車輛、無線機、警棒、懐中電灯等サービスの提供に必要な機材を使用します。
- 4) サービスを提供する施設に設置した警報機器が異常を感知した場合は、送信機から通信回線を通じて、本社コントロールセンター内の受信機に送られ、コンピュータ処理により異常情報が表示されます。
- 5) 緊急発進拠点から契約物件までの路程(経路、距離)については、セキュリティ上の観点ならびに交通事情を考慮し、固定しないものとします。
- 6) 警備員が対処した場合は、速やかに書面にて報告します。

運転

が発
要と
に定
しま

隔離

※ 本書面は、警備業法第19条第2項(書面の交付)に基づくものです。

※ 本書面に記載されていない事項は、ご契約書類(契約書または発注書・プランニング図面)をご参照ください。

お客様の個人情報の取り扱いについて

(1) お客様から開示を受けた個人情報の使用目的について

ご契約先ご本人を特定（登録を含む）し、セキュリティ業務等を契約に従って提供するため、ならびにこれに付随してご契約先の緊急連絡先およびその他のご担当者ご本人を特定するため使用させていただきます。

セキュリティ業務に関する、主な使用目的は次のとおりです。

- ①お客様への契約に基づくセキュリティ業務を適正に実施するため、ご契約当事者であるご本人とセキュリティ業務提供の対象となるお客様を確認する場合に使用させていただきます。
- ②緊急事態発生時にお客様が不在の場合、お客様の指定により緊急時に連絡する人あるいは警備担当者（責任者）を確認する場合に使用させていただきます。
- ③セキュリティ業務提供時に必要な場合、特定されたお客様である事を確認する場合に使用させていただきます。
- ④緊急事態発生時にお客様が不在の場合、緊急連絡先の人あるいは警備担当者（責任者）に連絡し、状況によっては現地確認をお願いいたしますが、その際特定した緊急連絡先の人あるいは警備担当者（責任者）である事を確認するために使用させていただきます。
- ⑤セキュリティプランニングを確認し、あるいは警報機器の設置工事（保守点検・機器障害対処）を行う場合に使用させていただきます。
- ⑥お客様のIDカード等を作成するために使用させていただきます。
- ⑦サービス代金、売却商品代金等の支払いを受ける手続きのために使用させていただきます。
- ⑧その他、提供するサービスに付随する業務を行うために使用させていただきます。

(2) お客様の個人情報を前項の使用目的以外に利用する場合

お客様の個人情報のうち、ご契約当事者の氏名・住所・連絡先（電話番号、電子メールアドレス）および商品の設置先またはサービスの提供先の名称・住所・連絡先（電話番号・電子メールアドレス）に限り次のとおり利用させていただきます。なお法人のお客様の場合につきましては、代表者の氏名・担当者（責任者）の氏名ならびに公知の役職者の氏名について、法人の住所とともに次のとおり利用させていただきます。また商品の設置先またはサービスの提供先が個人の場合は、その名称・住所・連絡先（電話番号・電子メールアドレス）に限り、次のとおり利用させていただきます。

- ①日本安全警備株式会社・セコムグループ各社および提携会社の情報をお知らせするため。
- ②新商品・新システムを開発した場合、その情報をお知らせするため。またご採用いただいている商品・サービス以外の商品・サービスに関する日本安全警備株式会社・セコムグループ各社および提携会社の情報をお知らせするため。
- ③個人情報を集計し、個人を識別することができない統計データを作成し、セキュリティ等の必要性を分析しその普及に利用するため。
- ④お客様のご満足度の調査、サービスの向上ならびにシステムを改良・開発するため。
- ⑤営業活動またはお客様の安心・安全に関わる新たなご提案等で訪問するため。
- ⑥法令等の規定により、国の機関等の開示要請に応じるため。但し、要請理由が妥当と判断された場合に限りです。

なお、日本安全警備株式会社はお客様との契約が終了した後にあっても前述で制限した範囲でお客様の個人情報を利用する場合があります。

(3) お問合せ、アンケート、ご要望等で取得した個人情報の利用目的について

前項で制限した範囲の個人情報を以下のとおり利用させていただきます。

- ①お申し込み先等のご本人の特定のため。
- ②ご請求のあった資料をお届けするため。
- ③契約に関するご案内文書等をお届けするため。
- ④その他必要なご案内状、ご挨拶状をお届けするため。
- ⑤お客様のご要望を処理するため、また記録するため。
- ⑥お客様に、日本安全警備株式会社およびセコムグループ各社の製品およびサービスの提供をするために、日本安全警備株式会社およびセコムグループ各社のサービスや製品などの情報をお知らせするのに利用させていただきます。

(4) 個人情報に関するお問い合わせ先

日本安全警備株式会社 本社 業務部
電話番号：078-391-1101
FAX番号：078-391-1185

セキュリティプランニング

契約者名： 長瀬 猛

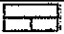






開始日： 2013年11月6日

物件名： 長瀬 たけし事務所

住所： 神戸市東灘区深江北町3-4-16

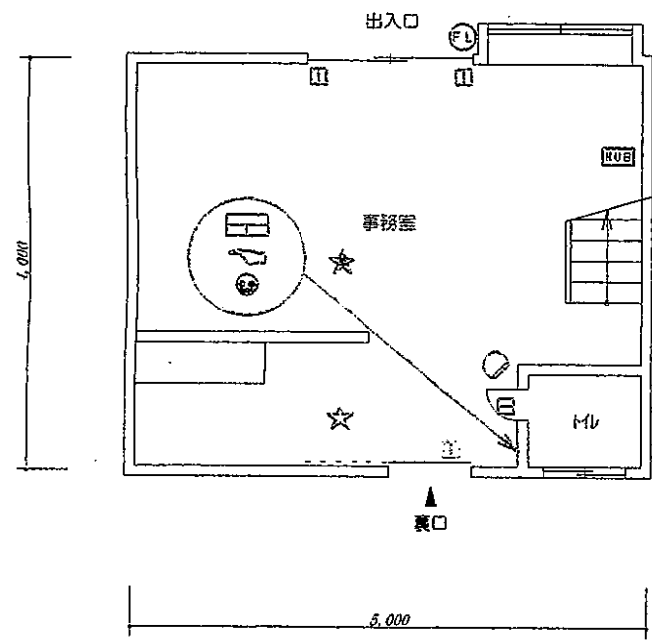
監視番号： 30682

設置機器リスト

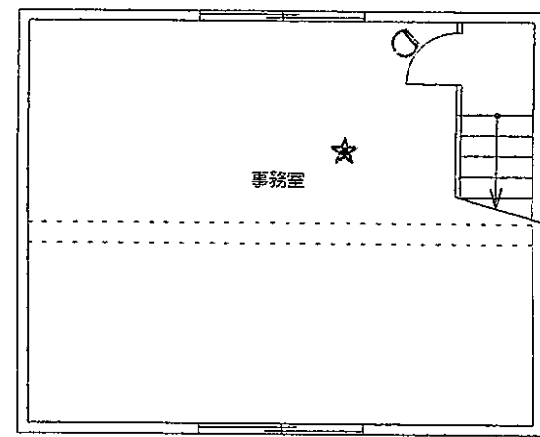
機器名称	機器品番	シンボル	個数
コントロールコミュニケータ	KFC-P2		1
オペレーションターミナル	OT-P2		1
フラッシュライト	FL-2「B」		1
マグネットセンサー	AD-1001		4
熱線センサー	IR81		2
定温式スポット型感知器(1種)	DFH-1A70RL-A		1
差動式スポット型感知器(2種)	DSC-2RL-A		2
合 計			12

設備情報

設備名称	数
合 計	



1階 平面図



2階 平面図

- 電源接続場所
・通信装置下コンセント
- 接続回線種類および回線接続場所
・光回線 (HUB・バッファロー)
- カードリーダー種類
・非接触型 (機種: OT-P2)

監視番号	カメラ種別	カメラ位置	警戒区域	カメラ種別	カメラ位置	警戒区域	変更年月日	変更内容	物件名称
30682	1	1	熱線 (1階)	5	1	トイレ扉			長瀬 たけし事務所
	2	1	熱線 (2階)	6					
通信装置	3	1	出入口	7	1	★ ★ 火災 (1階)			作成年月日 2013. 11. 8
KFC-P2	4	1	※裏口	8	1	★ 火災 (2階)			作成者 叶
			カメラ設置 総チャンネル4=設定20台						所属 50 日本安全警備株式会社

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
12	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		5,148 × 50% = 2,574 2,574円を充当する。
		インターネット代(4月分)
		備考
	04.04.27	10,622 CSS.ジ" Iイコ

サービス

料金

契約・お手続き

トラブル診断

よくある質問

ご請求金額

前月

2022年 4月

2022年 4月 ご利用分

10,622円 (税込)

口座振替日: 2022/4/27

【バック料金】

NETバック

4月 1日~ 4月30日

4,680円

120Mコース

PHONE プラス

【固定電話】

発信番号表示

4月 1日~ 4月30日

400円

ユニバーサルサービス料

4月 1日~ 4月30日

2円

電話リレーサービス料

4月 1日~ 4月30日

1円

通話料金 (国内)

3月ご利用分

335円

auまとめトーク割引

3月ご利用分

-31円

電報料金※税込

4,697円

消費税等

税額1円未満、税込除く

538円

合計

10,622円

※請求書のダウンロード・お支払い証明書の発行は「各種お手続き」からできます。

※クレジットカード支払い: お支払日はカード会社の引き落とし日に準じます。

サービスメニュー

- ご加入サービスの確認
オプション追加の申込み
- ご契約内容のご案内
- お支払方法のご案内
- ご請求内容（確定分）
- PPV/VODご購入状況
（過去1か月分）
- 請求書送付状況の確認

ご契約内容のご案内

契約内容通知書の発行日：2020年6月12日

平素は、弊社サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
現在のご契約について、以下の通りご案内申し上げます。
本書はお客様のご契約内容をお知らせする重要なお知らせです。
同封の別紙含めて十分に内容のご確認をお願いいたします。
なお、発行時と現在の加入サービスは異なる場合がございます。

<契約事業者>
株式会社ジェイコムウエスト
〒540-0012
大阪市中央区谷町2-3-12
マルイト谷町ビル
小売電気事業者登録番号：A0098
<お問い合わせ先>
J:COMカスタマーセンター
TEL 0120-937-000
受付時間 9:00～18:00
HP:www.myjcom.jp/

お支払い証明書の発行

■契約者情報及びお支払方法について



Club Off by J:COMの申込み

お問い合わせ先 08-10036384

お問い合わせ

担当者 長瀬 猛 様

ご住所 東灘区深江北町3丁目4-16

お支払方法 口座振替

契約日 26日又は27日 ※金融機関休業日の場合は、翌営業日

前回ログイン日時：
2021年5月11日 10:53:31

■長期契約プラン 有

※印の事項については、重要事項のご説明もご覧ください

契約解除料なしで解約可能な期間は契約更新月およびその前月です。お申し出がない限り同ご契約条件での自動更新となります。
長期契約プランをご契約されていない方は記載されません。★=自動更新対象外プラン

契約プラン名称 NET/パック<PHONE>

契約開始日 2016年06月29日

契約料 8,500円

契約有効期 2022年06月

契約終了日 2020年06月～2022年05月

■J:COM電力 未契約

■J:COMガス 未契約

■初期契約解除について(別紙の重要事項説明書もあわせてご確認ください。)

1. TV/NET/PHONE/MOBILE/緊急地震速報は初期契約解除の対象です。本書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発送した時に生じます。この場合、お客様は①損害賠償者もしくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、契約を解除するまでの期間において提供を受けた有線放送役務並びに電気通信役務の料金(通話料金、購入済のJ:COMオンデマンド利用料金等)、契約事務手数料および既に工事が実施された場合の工事費、撤去費は請求されます。③契約に関連して弊社が金銭等を既に受領している際には当該金銭等をお客様に返還いたします。弊社が初期契約解除について不実の事を告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの振替をし、これによって8日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付します。当書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。なお、既にご契約いただいている方が以下の契約をする場合は初期契約解除制度の対象外となりますのでご了承ください。
・TVにおける①基本サービスの変更②一時停止期間終了後のサービス自動再開③オプションサービスの追加、変更。
・NET/PHONEにおける①一時停止期間終了後のサービス自動再開②オプションサービスの追加、変更。
2. WOWOWを当社経由で視聴し、視聴料を直接WOWOWへお支払するご契約のお客様は、初期契約解除の取扱いがWOWOWより送付される通知書の内容に準じます。詳しくはWOWOWへお問い合わせください。
3. J:COM電力、およびJ:COMガスは、申込み時にお渡しした「特定商取引法に基づく表示」により、申し込みの撤回を行えます。

お問い合わせ

ご契約内容のご案内

前回ログイン日時:
2020年4月30日 15:50:35

契約内容通知書の発行日: 2020年6月12日

重要事項のご説明
ご契約内容のご案内_別紙

ご契約内容通知書ダウンロード

■ご利用サービス 特記ない限り、金額は消費税抜となります。変更・追加されたサービスに「★」が表示されています。

サービス名	金額	説明
NETパック	4,680	
120Mコース		CATVインターネットサービス。下り120Mbps/上り10Mbpsサービス。速度はベストエフォートです。(※)
PHONE プラス		IP電話サービス。県内通話8円/3分、県外通話15円/3分国際通話など、その他料金は、弊社ホームページを確認ください。
発信番号表示	400	
ユニバーサルサービス料	2	ユニバーサルサービス料金
auまとめトーク		ご自宅のJ:COMPHONEプラス、または、J:COMPHONEひかりから、全てのauケータイとauおうち電話への通話が無料となります。毎月月末に割引適用の判定を実施し、判定の結果適用対象とならない場合もあります。

$$4680 \times 1.1 = 5148$$

■工事費・手数料・その他費用 特記ない限り、金額は消費税抜となります。

■キャンペーン/特別割引 特記ない限り、金額は消費税抜となります。

■弊社からの重要なお知らせ■

- ・別途弊社と所有者または法人その他の団体との契約に基づき、プランが変更になった物件にお住まいのお客さまへ当該契約に基づき、お客様のご契約を変更しました。
- 詳しくは弊社、所有者または法人その他の団体からの送付書面をご確認ください。
- ・初期契約解除、契約解除・変更、契約内容についてご不明点がございましたら、弊社カスタマーセンターへお問い合わせください。

■ご請求金額の確認方法■

- インターネットでは各種ご契約内容や毎月のご請求金額が「マイページ」よりご覧いただけます。「jcom マイページ」で検索してください。
- J:COM TVご加入者さまは、CATV285ch(ご案内チャンネル)よりご案内しています。チャンネルを285chに合わせてください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
13	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 2,200×50%=1,100 1,100円を充当する。
		事務所清掃費(4月分)
		備考
	04.04.27	2,200 SMBC(カ)シントウ

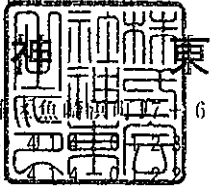
請 求 書

658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3-4-16

神戸市 認可 一般・産業廃棄物・医療廃棄物・収集運搬業
 芦屋市 浄化槽維持管理・造城・施工・運営

株式会社



〒658-0024 神戸市東灘区深江北町3-4-16
 TEL <078-416-8100>
 FAX <078-416-8101>

長瀬たけし 御中

(7661)

< 口座振替 >

口座振替日は毎月27日になります。但し、
 金融機関休業日の場合は翌営業日となります

7661

下記の通り御請求申し上げます。

お客様コード	発行日	締日
		04/04/15

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	内消費税額	今回御請求額
2,200	2,200	0	2,200	200	2,200

日付	伝票番号	区分	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
03.28	948	92	振込 3月分口座引き落とし				2,200
04.15	861	1	4月分 一般廃棄物 収集運搬料	式	1	2,000	2,000
		9	消費税				200

売上区分	01 売上	03 値引	09 消費税
	02 返品	04 諸経費	

入金区分	91 現金・小切手	93 手数料	95 その他
	92 振込入金	94 手形入金	

(金融機関・郵便局用)

加盟店名
株式会社 神東

預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書(取加) ※必ずコピーをお持ちください。

私は、SMBCファイナンスサービス株式会社から請求された金額を私名義の下記口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社	振替日(払込日)	27日	(金融機関休業日の場合は翌営業日)
--------	--------------------	----------	-----	-------------------

※ご利用サービスによって、選択できる振替日が限定される場合がございます。

ゆうちょ銀行以外の銀行またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

ゆうちょ銀行以外の銀行	預金種目(どちらかに○印)	口座番号(右詰でご記入ください。)	捨印 ゆうちょ銀行を除く
	(フリガナ) 口座名義人	〒040 9471 長瀬 猛	
ゆうちょ銀行	(フリガナ) 口座名義人	ゆうちょ銀行 お届け印	金融機関への 「注意！」 お届け印ですか
	種目コード	契約種別コード	
払込先口座番号		加入者名	SMBCファイナンスサービス株式会社

<加盟店使用欄>

顧客コード(13桁)※ショップIDを上2桁目からご記入ください	サイトID(13桁)※上4桁目の数字部分からご記入ください
2000000003021	sgo20000001540
会員ID(60桁以内)	
料金等の種類	廃棄物収集運搬料金
※加盟店様へ 本依頼書は「SMBCマルチペイメントサービス/口座振替サービス」用の口座依頼書となり、弊社(SMBC-GP)へのお支払い方法は本依頼書では変更できません。	
収納企業名	SMBC GMO PAYMENT株式会社
委託者コード	308690000

—預金口座振替規定— *ゆうちょ銀行払いは除く。

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記数金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
 - 振替日において請求書記数金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座残高)を利用できる範囲内の金額を逾り、をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 - この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、この申出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
 - この預金口座振替について事前に紛争が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑を掛けません。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関使用欄	(不備返却事由)	
	1. 預金(貯金)取引なし	
	2. 記載事項等相違 店名、預金種目、口座番号、 記号番号相違、口座名義	
	3. 印鑑相違 4. その他()	
備考		
捨印	印鑑照合	受付印



(金融機関へのお願い)
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記不備返却先にご返却下さい。

(不備返却先)
SMBCファイナンスサービス(株)決済ビジネス事務局
〒108-6350 東京都港区三田3-5-27 TEL03-5444-1533

◎書類の流れ お客さま→加盟店(株式会社 神東)→SMBCファイナンスサービス→金融機関

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目				
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
		<table border="1"><tr><td data-bbox="1062 539 1115 871" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1115 539 1422 595">共通案分率 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1115 595 1422 871">それ以外の案分 % 案分の説明 247,000 × 50% = 123,500 123,500円を充当する。</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 % 案分の説明 247,000 × 50% = 123,500 123,500円を充当する。
案分率	共通案分率 50%				
	それ以外の案分 % 案分の説明 247,000 × 50% = 123,500 123,500円を充当する。				
		<table border="1"><tr><td data-bbox="1062 871 1115 2085" rowspan="2">備考</td><td data-bbox="1115 871 1422 1137">政務活動補助職員人件費 [REDACTED] (4月分)</td></tr><tr><td data-bbox="1115 1137 1422 2085"></td></tr></table>	備考	政務活動補助職員人件費 [REDACTED] (4月分)	
備考	政務活動補助職員人件費 [REDACTED] (4月分)				

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
4月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
2	土							
3	日							
4	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
5	火							
6	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
7	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
8	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
9	土							
10	日							
11	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
12	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
13	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
14	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
15	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
16	土							
17	日							
18	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
19	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
20	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
21	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
22	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
23	土							
24	日	10:00	18:00	1:00	7:00			
25	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
26	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
27	水							
28	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
29	金							
30	土							
計					(A) 133:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [19日] × 単価 [13,000 円] = 247,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 247,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 4月 28日

住所 

氏名 

【政務活動費充当額の計算】





○ 給与 総支給額(E) [247,000円] × 案分率 [50 %] = 123,500 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 123,500 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな	
氏 名	
現 住 所	
下記の条件で契約します	
雇用期間	令和 元 年 08 月 01 日から 期間の定め無し
雇用形態	正規職員 ・ ●パートタイム ・ その他
就業場所	神戸市東灘区深江北町 3 丁目 4-16 兵庫県議会議員 長瀬たけし事務所
仕事内容	政務活動補助全般・事務所管理・後援会関係事務
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分から 18 時 00 分まで (休憩時間は、12 時 00 分～13 時 00 分)
休 日	甲乙事前協議により決定
給与 (賃金)	日給 13,000 円 (交通費含)
給与支払	毎月分を末日に支払い。休日の場合については前営業日
給与振込先	現金払い
乙が自己の都合により退職を希望する場合は 60 日前までに甲に申し出ることとする。	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。	
令和元年 8 月 01 日	
(甲) 雇 用 者	兵庫県議会議員 長瀬 たけし 
(乙) 被雇用者	 

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
15		案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000 × 50% = 90,000 90,000円を充当する。
		備考	政務活動補助職員人件費 (4月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
4月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
2	土							
3	日							
4	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
5	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
6	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
7	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
8	金							
9	土							
10	日							
11	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
12	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	水							
14	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
15	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
16	土							
17	日							
18	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
19	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
20	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	土							
24	日							
25	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
26	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
27	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	金							
30	土							
計					(A) 90.00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 4月 28日

金 180,000 円(E)

住所 

氏名 

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [180,000 円] × 案分率 [50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 90,000 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな	
氏 名	
現 住 所	
下記の条件で契約します	
雇用期間	令和 2 年 08 月 01 日から 期間の定め無し
雇用形態	正規職員 ・ ●パートタイム ・ その他
就業場所	神戸市東灘区深江北町 3 丁目 4-16 兵庫県議会議員 長瀬たけし事務所
仕事内容	政務活動補助・関係書類作成・後援会関係事務
就業時間 (休憩時間)	11 時 00 分から 17 時 00 分まで (休憩時間は、12 時 00 分～13 時 00 分)
休 日	甲乙事前協議により決定
給与(賃金)	日給 10,000 円 (交通費含)
給与支払	毎月分を末日に支払い。休日の場合については前営業日
給与振込先	現金払い
乙が自己の都合により退職を希望する場合は 60 日前までに甲に申し出ることとする。	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。	
令和 2 年 8 月 01 日	
(甲) 雇用者	兵庫県議会議員 長瀬 たけし
(乙) 被雇用者	

領収書等添付様式【共通】

(令和4年4月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000×50%=90,000 90,000円を充当する。
	備考	政務活動補助職員人件費((4月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
4月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
2	土							
3	日							
4	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
5	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
6	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
7	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
8	金							
9	土							
10	日							
11	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
12	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
14	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
15	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
16	土							
17	日							
18	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
19	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
20	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	木							
22	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	土							
24	日							
25	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
26	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
27	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	金							
30	土							
計					(A) 90:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし (印)

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 4月 28日

金 180,000 円(E)

住所 []

氏名 []

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [170,000 円] × 案分率 [50 %] = 85,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 85,000 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな	
氏 名	
現 住 所	
下記の条件で契約します	
雇用期間	令和 元 年 06 月 11 日から 期間の定め無し
雇用形態	正規職員 ・ ●パートタイム ・ その他
就業場所	神戸市東灘区深江北町 3 丁目 4-16 兵庫県議会議員 長瀬たけし事務所
仕事内容	政務活動補助・関係書類作成・後援会関係事務
就業時間 (休憩時間)	11 時 00 分から 17 時 00 分まで (休憩時間は、12 時 00 分～13 時 00 分)
休 日	甲乙事前協議により決定
給与 (賃金)	日給 10,000 円 (交通費含)
給与支払	毎月分を末日に支払い。休日の場合については前営業日
給与振込先	現金払い
乙が自己の都合により退職を希望する場合は 60 日前までに甲に申し出ることとする。	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。	
令和元年 6 月 11 日	
(甲) 雇 用 者	兵庫県議会議員 長瀬 たけし
(乙) 被雇用者	

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率
		共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 11,000×50%=5,500 5,500円を充当する。
備考	複合機リース料(クレディセゾン)(5月分)	
04.05.06 11,000 (セゾン)リース		

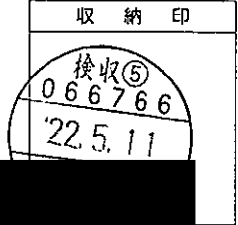
領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	備考	案分の説明 4,523×50%=2,261 2,261円を充当する。
		事務所電気代(4月分)

電気料金振込票 お振込人 長瀬 猛 様 お客様番号 22410043041503 日程 所 番 号 年月 4/4 金額 4,523 収納印 		電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。 おなまえ 長瀬 猛 様 4年4月分 お客様番号 22410043041503 ご請求金額 4,523円 ご使用期間 3月23日～4月21日 消費税率相当額(南港) 411円 契種 31 ご使用量(kWh) 164 電気料金内訳(円) - ご使用場所 神戸市東灘区深江北町3丁目4-16 燃料費調整額 +367.42円 再エネ促進賦課金 551円 3月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず3月分 から順にお支払いをお願いいたします。 お支払期限日 5月23日 金融機関取扱い期限日 5月23日 本票は、6月2日までコンビニエンスストアにて お取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 神戸料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客様控え) 被振込人 関西電力 (取扱店控え) 被振込人 関西電力 本書により集金員が収納することはありません。	
--	--	--	--

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

長瀬 猛 様

お客さま番号	日程	所	番 号			
	2 2	4 1	0 0 4 3	0 4	1 5 0 3	
供給地点特定番号	06	0224	1004	3041	5031	0000
4年 4月分		ご使用期間	3月23日～ 4月21日			
ご契約内容	従量電灯A					

ご使用量		164kWh
計器番号	822	
当月指示数	0 1 2 3 3 . 2	
前月指示数	0 1 0 6 8 . 8	
ご参考：前年同月ご使用量（期間 3/23～ 4/21）		
	136kWh	
対前年同月比	+20.5%	

ご請求金額	4,523 円
--------------	----------------

お支払期限日	5月23日
--------	-------

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	燃料費調整額	+ 367.42
電力量料金		再エネ促進賦課金	551.00
1段料金	2,132.55	消費税等相当額再掲	411.00
2段料金	1,131.24	託送料金相当額再掲	1,418.00
		うち賠償負担金相当額	
		及び廃炉円滑化負担金相当額	37.72

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+33円 66銭	+2円 24銭
	翌月分	+33円 66銭	+2円 24銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	50円 40銭	3円 36銭

電気料金領収のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	消費税等相当額（再掲）
<input type="checkbox"/> 座名義	
店舗	<input type="checkbox"/> 座番号

検針日 4月22日 次回検針日 5月25日 検針員 XXXXXXXXXX

関西電力株式会社

ご注意：本票により集金することはありません。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目		
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
3		案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 18,275×50%=9,137 9,137円を充当する。
		備考	来客用駐車場代(6月分)



あましんキャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関 コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-05-20						
お取扱枚数							お取引金額
万円 千円 百円 50 10 5 1							円
							¥18,000
		お取扱店	手数料	お取扱時刻	お取引後残高		
			¥275	1506			

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

<ご印字>



ナガセ タケシ 様
電話番号0784356380



裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
4	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	備考	案分の説明 95,440×50%=47,720 47,720円を充当する。
		事務所賃借料(6月分)



あましんキャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関 コード	支店コード	科目	口座番号											
お振込	22-05-20																	
お取扱枚数							お取引金額 円											
<table border="1"> <tr> <td>万円</td> <td>千円</td> <td>百円</td> <td>千円</td> <td>百円</td> <td>500</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </table>							万円	千円	百円	千円	百円	500	100	50	10	5	1	¥95,000
万円	千円	百円	千円	百円	500	100	50	10	5	1								
		お取扱店	手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円													
			¥440	1506														

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

<ご案内>



ナカセ タケシ 様
電話番号0784356380



裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
5	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明 3,780 × 50% = 1,890 1,890円を充当する。
		備考 複合機使用料(5月分)
	04.05.23	7,630 SMBC(75"ファイルABI)

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

長瀬たけし事務所

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

ご担当者様

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部



お問合せ番号：T300614319

TEL:0120-069-840 (0002/0002 015052)
FAX:0120-600-695

お支払のご案内	お支払約束手日	2022年05月23日
	お支払方法	
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。	

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年04月22日
請求書番号：820421-0113703

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,780円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
2	トータルサービス料金	2022/03/21-2022/04/20				3437
3	黒モード	1カント以上	1527	1.00	1527	
4	フルカラー	1カント以上	191	10.00	1910	
5	ご使用合計		1718			
6	【代金/料金合計】					3437
7	【消費税および地方消費税(10%)】					343
8	【今回ご請求額】					3780
9	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C2360 PPS-4T 326425					
10	(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)	2022/03/21-2022/04/20	
11	1(22987)	1(21455)	0	5	設置先:長瀬たけし事務所	
12	2					
13	3(2494)	1(2302)	0	1		
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 00908 0000 00908 01 1 2 12502020 9279354 T300614319 3308518897 T300614319
20 0428 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0 TCH 01 3 015052 1

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
6		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分率	案分の説明 3,850 × 50% = 1,925 1,925円を充当する。
	備考	複合機保守料(5月分)
5-5に添付		

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

長瀬たけし事務所

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

0002510#

ご担当者様

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部



お問合せ番号：T300614319

TEL:0120-069-840 (0001/0002 015051)
FAX:0120-600-695

お支払のご案内	お支払約束日	2022年05月23日
	お支払方法	
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。	

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年04月22日
請求書番号：820421-0133331

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,850円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目 / 品名	期間 / 送品NO	枚数 / 数量	単価	小計(円)	合計(円)
2	ITあんしんSPIII(エントリー)	2022/03/21-2022/04/20				3500
3	【代金/料金合計】					3500
4	【消費税および地方消費税(10%)】					350
5	【今回ご請求額】					3850
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 00908 0000 00908
20 0428 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0

C

12502020 9279354 T300614319
01 3 015051 1

3306567253 T300614319

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費															
7	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	<table border="1"><tr><td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案 分 率</td><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>%</td></tr><tr><td colspan="3">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="3">2,148 × 50% = 1,074 1,074円を充当する。</td></tr></table>	案 分 率	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明			2,148 × 50% = 1,074 1,074円を充当する。					
案 分 率	共通案分率	50%														
	それ以外の案分	%														
案分の説明																
2,148 × 50% = 1,074 1,074円を充当する。																
	<p style="text-align: center;">電話料金等払込受領証</p> <p style="text-align: center;">西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は左欄の控をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをお願いします。</p> <table border="1"><tr><td>ご請求先氏名</td><td>長瀬 猛 様</td></tr><tr><td>お客様番号</td><td>4605-0642-22801</td></tr><tr><td>2022年 5月ご請求分</td><td></td></tr><tr><td>金額(円)</td><td>¥2,148-</td></tr><tr><td>受取人</td><td>NTTファイナンス株式会社</td></tr><tr><td>お問合せ先 (無料)</td><td>0800-3335550</td></tr><tr><td>領 取 日 期 印</td><td>066760 22.5.25</td></tr></table> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	ご請求先氏名	長瀬 猛 様	お客様番号	4605-0642-22801	2022年 5月ご請求分		金額(円)	¥2,148-	受取人	NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料)	0800-3335550	領 取 日 期 印	066760 22.5.25	備考 電話使用料(5月分)
ご請求先氏名	長瀬 猛 様															
お客様番号	4605-0642-22801															
2022年 5月ご請求分																
金額(円)	¥2,148-															
受取人	NTTファイナンス株式会社															
お問合せ先 (無料)	0800-3335550															
領 取 日 期 印	066760 22.5.25															

請求書 (西日本ご利用分)

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

長瀬 猛 様



022052101052028108



09968

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2022年 5月20日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【運付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30821211001 09968 09577 00 J
63 000000 1 2 22050401J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 2ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
4605-0642-22801	2022年 5月ご請求分	2,148円	2022年 6月 6日 (月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

2,148円

(合計)

2,148円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 2ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 5月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0642-22801)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	2,148	回線使用料(基本料)(住宅用) ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合算 合算
◇合計	2,148	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
8	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 25%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
		10,860 - 1,360 - 1,868 = 7,632
		7,632 × 25% = 1,908
		1,908円を充当する。
	備考	携帯電話使用料(au機器代金、auかんたん決済利用料、各種ダイヤルサービス通話料を除く)(5月分)
	04.05.25	10,860 KDDIリョウキン(SMFS)

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
-------	-------	-------

備考

郵便はがき

口座振替のご案内
INVOICE FOR SERVICES (2022年 5月 ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年 5月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	10,860円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	[REDACTED]

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。



料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES
2022年 4月ご請求分 (3月利用分)

ご請求先氏名
長瀬 猛 様

下記ご利用料金を 4月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-1-1 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0255251437
領収金額 AMOUNT RECEIVED	10,902円
うち消費税等 TAX	697円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	[REDACTED]

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
電話リレーサービス料は、2022年4月から9月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。
- 【お客さまへの注意喚起】KDDIを装う偽メールにご注意ください。
KDDIサービスを装う偽メールが増えています。下記サイトより注意

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 5月 6日 KDDI株式会社

ご請求コード 0255251437 総合計 10,860円 ご利用年月 2022年 4月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 7,412円
ご利用番号	7,412		お客様コード 18408075
< 4月ご利用内訳>	7,412		ご利用月数は2022年 5月で26年10ヶ月目です。
▼プラン利用料	5,680		
auフラットプラン7プラス+通話定額		4,180	
auフラットプラン7プラス(データ)		4,200	
2年契約+家族割		-1,500	
LTE NET		300	
家族割プラス/auスマートバリュー		-1,500	カウント対象回線数 2台
▼オプション使用料	930		
電話きほんパック		300	
故障紛失サポート		630	
▼通話料/auフラット7プラス+通話定額	126		
通話料		30,260	
SMS(Cメール)送信料		126	
通話定額割引額		-30,140	
au→自宅割		-100	au→自宅割により対象通話を割引します。
家族間通話全額割引(2年契約+家族割)		-20	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等(10%)	673		10%消費税の課税対象額 6,739円
データ利用量(データ容量消費あり)	3.21GB		
データ利用量(データ容量消費なし)	1.11GB		

●紙請求書発行手数料		●合計	220円
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等(10%)	20	10%消費税の課税対象額	200円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目						
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費						
		<table border="1"><tr><td data-bbox="1070 472 1126 853" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1126 472 1433 528">共通案分率 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1126 528 1433 584">それ以外の案分 %</td></tr><tr><td data-bbox="1070 584 1126 853" rowspan="2">案分の説明</td><td data-bbox="1126 584 1433 853">11,000×50%=5,500 5,500円を充当する。</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 %	案分の説明	11,000×50%=5,500 5,500円を充当する。
案分率		共通案分率 50%					
	それ以外の案分 %						
案分の説明	11,000×50%=5,500 5,500円を充当する。						
	備考	事務所セキュリティ費 (日本警備株式会社)(6月分)					
	04-05-27 200 *11,000 SMBC(ニホンアンセング)						

口座振替のご案内 (兼請求書)

2022年05月10日

請求書番号 00479477

毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
 当月の御請求額を下記の通りご指定口座から振替させていただきますので宜しくお願いします。


日本安全警備株式会社
 神戸市中央区京町三丁目1番1号ビル5階
 TEL: 078-391-1185 (営業時間表)
 FAX: 078-391-1185

振替予定日	2022年5月27日	振替額	11,000円
金融機関名	[REDACTED]		
口座番号	[REDACTED]		

物件先名	内訳	摘要	金額	消費税額	御請求額
長瀬 たけし事務所	機械警備料	22年06月01日~22年06月30日	10,000	1,000	11,000
		<合計>	10,000	1,000	11,000

この請求書は自動口座振替のご案内です。金融機関でのお振込みの手続きは不要です。
 振替日には上記ご指定の口座から振替させていただきますので、口座残高の御確認をお願いいたします。

1枚中 1枚目

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
10	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明 5,148 × 50% = 2,574 2,574円を充当する。
		インターネット代(5月分)
		備考
	.04.05.27	5,862 CSS.シ" I136

サービス

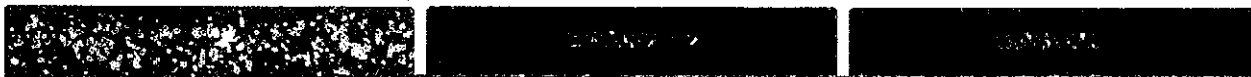
料金

契約・お手続き

トラブル診断

よくある質問

ご請求金額



グラフ表示

前月

2022年 5月

2022年 5月 ご利用分

5,862円 (税込)

口座振替日 : 2022/5/27

【バック料金】

NETバック
5月 1日～ 5月31日

0 4,680円

120Mコース

PHONE プラス

【固定電話】

発信番号表示
5月 1日～ 5月31日

400円

ユニバーサルサービス料
5月 1日～ 5月31日

2円

電話リレーサービス料
5月 1日～ 5月31日

1円

通話料金 (国内)
4月ご利用分

309円

auまとめトーク割引
4月ご利用分

-62円

消費税等
税額1円未満、税込除く

532円

合計

5,862円

※請求書のダウンロード・お支払い証明書の発行は「各種お手続き」からできます。

※クレジットカード支払い：お支払日はカード会社の引き落とし日に準じます。

※口座振替：振替日が土日祝の場合は翌営業日振替となります。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
11	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 2,200×50%=1,100 1,100円を充当する。
		案分率
		備考
	04.05.27	2,200 SMBC(カ)シントウ

請求書

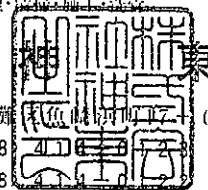
658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3-4-16

神戸市 認可 一般・産業廃棄物・医療廃棄物・収集運搬業
 芦屋市 浄化槽維持管理・清掃・施工・洗滌

長瀬たけし 御中

株式会社



〒658-0021 神戸市東灘区魚崎町17-6

TEL <078

FAX <078

(7661)

< 口座振替 >

口座振替日は毎月27日になります。但し、
 金融機関休業日の場合は翌営業日となります

7661

下記の通り御請求申し上げます。

お客様コード	発行日	締日
		04/05/15

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	内消費税額	今回御請求額
2,200	2,200	0	2,200	200	2,200

日付	伝票番号	区分	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
04.27	1188	92	振込 4月分口座引き落とし				2,200
05.15	1105	1	5月分 一般廃棄物 収集運搬料	式	1	2,000	2,000
		9	消費税				200

売上区分	01 売上	03 値引	09 消費税
	02 返品	04 諸経費	

入金区分	91 現金・小切手	93 手数料	95 その他
	92 振込入金	94 手形入金	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
12		案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 247,000×50%=123,500 123,500円を充当する。
		備考
		政務活動補助職員人件費 [REDACTED] (5月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
5月分		氏 名		[Redacted Name]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
3	火							
4	水							
5	木							
6	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
7	土							
8	日							
9	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
10	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
11	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
12	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
13	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
14	土							
15	日							
16	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
17	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
18	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
19	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
20	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
21	土							
22	日							
23	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
24	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
25	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
26	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
27	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
28	土							
29	日							
30	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
31	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
計					(A) 133:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [19日] × 単価[13,000 円] = 247,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 5月 31日

金 247,000 円(E)

住所 [Redacted Address]

氏名 [Redacted Name]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E)[247,000円] × 案分率[50 %] = 123,500 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額[円] × 案分率[%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 123,500 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
13		案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000×50%=90,000 90,000円を充当する。
		備考
		政務活動補助職員人件費(5月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
5月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月							
3	火							
4	水							
5	木							
6	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
7	土							
8	日							
9	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
10	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
11	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
12	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
14	土							
15	日							
16	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
18	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
19	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
20	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	土							
22	日							
23	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
24	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
25	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
26	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
27	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	土							
29	日							
30	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
31	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
計					(A) 90:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし (印)

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

金 180,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 5月 31日

住所 []

氏名 []

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [180,000 円] × 案分率 [50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 90,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年5月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費	
14		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 170,000×50%=85,000 85,000円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費 XXXXXXXXXX (5月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
5月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月							
3	火							
4	水							
5	木							
6	金							
7	土							
8	日							
9	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
10	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
11	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
12	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
14	土							
15	日							
16	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
18	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
19	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
20	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	土							
22	日							
23	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
24	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
25	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
26	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
27	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	土							
29	日							
30	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
31	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
計					(A) 85:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [17日] × 単価[10,000 円] = 170,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

金 170,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 5月 31日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [170,000 円] × 案分率 [50 %] = 85,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 85,000 円

(添付様式5)

【自由民主党】
【長瀬たけし】

備品台帳

備品番号	年度	会計帳簿番号	摘要 【上段】品目(品名又は型番) 【下段】使用目的等を記載	取得		処分		10万円以上の備品について			
				年月日	税込価格	年月日	処分理由	耐用年数経過日	充当上限額	購入任期充当額	翌任期充当額
1	R2	7-7	タブレット型PC(Microsoft Surface Pro7 puv00014) 【使用目的】事務所用	R2.7.20	142,065 円			R6.7.19	71,032 円	71,032 円	
2	R3	4-2	ノートパソコン(Macbook Air 13-inch) 【使用目的】事務所用	R3.4.5	140,800 円			R7.4.4	70,400 円	70,400 円	

※年度の最初の支出報告書に、使用中の備品を全て記載し添付してください(年度中に処分された備品についても記載すること)

※備品は購入単価(税込)が1件3万円以上の物品とします。

※購入単価が10万円以上の備品は充当できません(ただし、パソコンは上限15万円)。

※購入総額は、1年度に上限30万円です。購入総額30万円を超える備品購入に政務活動費は充当できません。

※保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態としてください。

※10万円以上のスマートフォン等については、上限額及び購入価格を二段書きで記載してください

※耐用年数経過日には、購入日から起算し、耐用年数が満了する日を記載してください(パソコンの場合、耐用年数は4年)

※今任期充当額には、耐用年数による案分を行った今任期中に充当される金額を記載してください。

※翌任期充当額には、今任期充当額を差し引いた残額を記載してください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明 11,000 × 50% = 5,500 5,500を充当する。
		備考 複合機リース料(クレ ディセゾン)(6月分)
	04.06.06	11,000(セゾン)リース

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目																						
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費																						
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>電気料金振込受領証(兼請求書) (青)</p> <p>いつもご利用いただきありがとうございます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">おなまえ</td> <td>4年 5月分</td> </tr> <tr> <td>お客様番号</td> <td>22410043041503</td> <td>ご請求金額 5,165円</td> </tr> <tr> <td>ご使用期間</td> <td>4月22日～5月24日</td> <td>消費税等相当額(消費税) 469円</td> </tr> <tr> <td>契種</td> <td>ご使用量(kWh) 31 184</td> <td>電気料金内訳(円) -</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ご使用場所 神戸市東灘区深江北町3丁目4-18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料費調整額</td> <td colspan="2">+412.22円</td> </tr> <tr> <td>再エネ促進賦課金</td> <td colspan="2">634円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(裏面もご覧ください)</p> </div>		おなまえ		4年 5月分	お客様番号	22410043041503	ご請求金額 5,165円	ご使用期間	4月22日～5月24日	消費税等相当額(消費税) 469円	契種	ご使用量(kWh) 31 184	電気料金内訳(円) -	ご使用場所 神戸市東灘区深江北町3丁目4-18			燃料費調整額	+412.22円		再エネ促進賦課金	634円	
	おなまえ		4年 5月分																				
お客様番号	22410043041503	ご請求金額 5,165円																					
ご使用期間	4月22日～5月24日	消費税等相当額(消費税) 469円																					
契種	ご使用量(kWh) 31 184	電気料金内訳(円) -																					
ご使用場所 神戸市東灘区深江北町3丁目4-18																							
燃料費調整額	+412.22円																						
再エネ促進賦課金	634円																						
共通案分率	50%																						
それ以外の案分	%																						
案分の説明	5,165 × 50% = 2,582 2,582を充当する。																						
案分率																							
備考	事務所電気代(5月分)																						

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 **6月24日** 金融機関取扱期限日 **6月24日**

本票は、7月6日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

神戸料金センター 電話番号 **0800-777-8810** (お客様控え)

振込先 関西電力 本書により業金員が収納することはありません。

収 納 印

26.9

取入印紙不要

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

長瀬 猛 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
	2 2	4 1	0 0 4 3	0 4	1 5 0 3
供給地点特定番号	06	0224	1004	3041	5031 0000
4年 5月分		ご使用期間	4月22日～ 5月24日		
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 184kWh

計器番号 822

当月指示数 01417.6
 前月指示数 01233.2

ご参考：前年同月ご使用量（期間 4/22～ 5/24）
 136kWh
 対前年同月比 +35.2%

ご請求金額 5,165 円

お支払期限日 6月24日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	燃料費調整額	+ 412.22
電力量料金		再エネ促進賦課金	634.00
1 段料金	2,132.55	消費税等相当額再掲	469.00
2 段料金	1,645.44	託送料金相当額再掲	1,591.00
		うち賠償負担金相当額	
		及び廃炉円滑化負担金相当額	42.32

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+33円 66銭	+2円 24銭
	翌月分	+33円 66銭	+2円 24銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円 75銭	3円 45銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	消費税等相当額 (再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 5月25日 次回検針日 6月22日 検針員

関西電力株式会社

（ご注意）本票により集金することはありません。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	

3		案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %	
		案分の説明	18,275 × 50% = 9,137 9,137を充当する。
		備考	来客用駐車場代(7月分)



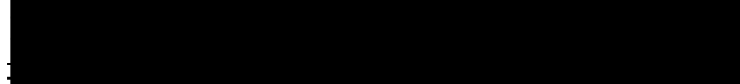
あましんキャッシュサービスご利用明細票


いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	令 字 コード	支店コード	科目	口座番号		
お振込	22-06-20								
お取扱枚数							お取引金額 円		
万円	千円	百円	500	100	50	10	5	1	¥18,000
お取扱店				手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円			
				¥275	1722				

印紙税申告納付につき尼崎税務署承認済

<ご案内>




カギセケン 様
電話番号0784356380
 尼崎信用金庫

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費									
4		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>95,440 × 50% = 47,720 47,720円を充当する。</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明			95,440 × 50% = 47,720 47,720円を充当する。
		共通案分率	50%							
それ以外の案分	%									
案分の説明										
	95,440 × 50% = 47,720 47,720円を充当する。									
備考	事務所賃借料(7月分)									



AMASHIN


あましんキャッシュサービスご利用明細票
いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	全額振替 コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-06-20						
お取引金額							円
¥95,000							
お取扱検数		手数料		お取扱時刻		お取引後残高	
万円 五千円 二千円 千円 500 100 50 10 5 1		¥440		1722		円	

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

〈ご案内〉

ナガセ タケシ 様
電話番号0784356380

 **尼崎信用金庫**

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

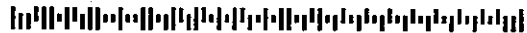
(令和4年6月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
5	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 $1,620 \times 50\% = 810$ 810円を充当する。
		複合機使用料(6月分)
		備考
	04.06.23	5,470 SMBC(7577114BI)

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

ご担当者様



お問合せ番号：T300614319

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840 (0002/0002 014303)
FAX:0120-600-695

お支払の ご案内	お支払約束日	2022年06月23日
	お支払方法	
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
	指定口座名	上記、お支払約束日に口座より 引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

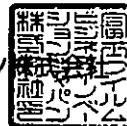
請求書

発行日：2022年05月24日
請求書番号：820523-0111948

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 1,620円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
2	トータルサービス料金	2022/04/21-2022/05/20				1473
3	黒モード	1カウント以上	873	1.00	873	
4	フルカラー	1カウント以上	60	10.00	600	
5	ご使用合計		933			
6	【代金/料金合計】					1473
7	【消費税および地方消費税(10%)】					147
8	【今回ご請求額】					1620
9	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C2360 PPS-4T 326425					
10	(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)	2022/04/21-2022/05/20	
11	1(23863)	2(22987)	0	3	設置先	長瀬たけし事務所
12	2					
13	3(2555)	4(2494)	0	1		
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
6		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	3,850×50%=1,925 1,925円を充当する。
	備考	複合機保守料(6月分)
		6-5に添付

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

0002143#



お問合せ番号：T300614319

ご担当者様

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840 (0001/0002 014302)
FAX:0120-600-695

お支払のご案内	お支払約束手日	2022年06月23日
	お支払方法	
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
	指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年05月24日
請求書番号：820523-0136256

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,850円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目 / 品名	期間 / 送品NO	枚数 / 数量	単価	小計(円)	合計(円)
1	ITあんしんSPIII(エントリー)	2022/04/21-2022/05/20				3500
2						
3	【代金/料金合計】					3500
4	【消費税および地方消費税(10%)】					350
5	【今回ご請求額】					3850
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 00908 0000 00908
20 0531 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0

12502020 9279354 T300614319
01 3 014302 1

3306567253 T300614319

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目																																																			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費																																																			
7	<p>水道料金 納入通知書兼領収書 下水道使用料</p> <p>発行日 令和4年6月14日</p> <table border="1"> <tr> <td>お客様番号</td> <td>1:107</td> <td>03:158</td> <td>(103)</td> </tr> <tr> <td>請求番号</td> <td>34</td> <td>2:01043664</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>期分</td> <td>口径</td> <td>用途</td> <td>戸数</td> <td>水栓番号</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>E2</td> <td>13</td> <td>業務用</td> <td>1</td> <td>018726</td> </tr> <tr> <td colspan="6">ご使用期間 4年3月24日～4年5月23日</td> </tr> <tr> <td colspan="6">ご使用水量 7m³ うち消費税相当額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水道料金</td> <td colspan="2">1,936円</td> <td colspan="2">176円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下水道使用料</td> <td colspan="2">1,100円</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計金額</td> <td colspan="2">3,036円</td> <td colspan="2">276円</td> </tr> </table> <p>水道ご使用場所 東灘区深江北町3丁目 4-16</p> <p>お客様名 長瀬 猛 様</p> <p>納期限 令和4年6月28日 上記金額を納期限までにお支払いください。 領収書は、5年間大切に保管してください。</p> <p>収入印紙不要</p> <p>神戸市水道事業管理者 (お客様控)</p>	お客様番号	1:107	03:158	(103)	請求番号	34	2:01043664	6	年度	期分	口径	用途	戸数	水栓番号	04	E2	13	業務用	1	018726	ご使用期間 4年3月24日～4年5月23日						ご使用水量 7m ³ うち消費税相当額						水道料金		1,936円		176円		下水道使用料		1,100円		100円		合計金額		3,036円		276円		<p>案分率</p> <p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明 3,036 × 50% = 1,518 1,518円を充当する。</p> <p>備考 事務所上下水道代 (3/24～5/23)</p>
		お客様番号	1:107	03:158	(103)																																															
請求番号	34	2:01043664	6																																																	
年度	期分	口径	用途	戸数	水栓番号																																															
04	E2	13	業務用	1	018726																																															
ご使用期間 4年3月24日～4年5月23日																																																				
ご使用水量 7m ³ うち消費税相当額																																																				
水道料金		1,936円		176円																																																
下水道使用料		1,100円		100円																																																
合計金額		3,036円		276円																																																

ご使用水量のおしらせ

Water Service Statement

いつもご利用いただきありがとうございます。

4-16

長瀬 猛様

お客様番号

1 107 03 158 (103)

水柱番号 メーター番号
018726 0044694

年度	期分	口径	用途	戸数	今回検計日
4	E2	13	業務用	1	4年 5月23日
今回メーター指示数				159	4年 5月23日まで
前回メーター指示数(←)				152	4年 3月24日から

今回ご使用水量

Water used

7 m³

昨年同期水量

2 m³

水道料金	1,936円 (176円)
下水道使用料	1,100円 (100円)

合計金額

Total Charge

3,036円

金額欄の()内は、消費税相当額です。

検針員

次回検計予定日 7月22日 頃

※都合により変更する場合がございます。

口座振替済のおしらせ

年度	期分	前回検計日	ご使用水量 m ³	振替日
振替合計金額				

上記の金額をご指定の口座から振替させていただき、ありがとうございました。
R11-103-00 本票でのお支払はできません。

※水道料金等のお問い合わせ先

連絡先 営業課 ☎ 945-7197

※水道の開始・中止の受付(ホームページでも受付けています。)

お客さま受付センター ☎ 078-797-5555

営業時間 午前9時～午後5時15分 土・日・祝は休みです。

水道料金は下水道使用料と合わせて2か月ごとにいただいています。

神戸市水道局

Waterworks Bureau

神戸市が開設している水まわりトラブルの総合窓口
悪質業者にご注意!

水道修繕受付センター

0120-976-194

(きゅうなろうすいはいいくよ)

FAX:078-575-0338 24時間/365日

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
8	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 25%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	案分率
		11,514-1,360-2,548=7,606
		7,606 × 25%=1,901
		1,901円を充当する。
	備考	携帯電話使用料(au機器代金、auかんたん決済利用料、各種ダイヤルサービス通話料を除く)(6月分)
	04.06.27	11,514 KDDIリョウキン(SMFS)

口座振替のご案内

(2022年 6月 ご請求分)

INVOICE FOR SERVICES

Table with account details: 口座振替日 (2022年 6月27日), 口座振替額 (11,514円), 金融機関名, 支店名, 口座番号.

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。



料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 5月ご請求分 (4月利用分)

ご請求先氏名 長瀬 猛 様

下記ご利用料金を 5月 25日口座振替により 領収いたしました。

印税申告の 付につき所轄 税務署承認済

KDDI株式会社

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目9番1号 KDDIビル

Table with receipt details: ご請求コード (0255251437), 領収金額 (10,860円), うち消費税等 (693円), 金融機関名, 支店名, 口座番号.

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●【ご登録住所に変更はございませんか?】KDDIからの請求書など、重要なお知らせを確実にお届けするため、お引越し等でご住所が変更となる際には、住所変更のお手続きをお願いいたします。
●【お客さまへの注意喚起】KDDIを装う偽メールが増えております。

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 6月 5日

KDDI株式会社

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目9番1号 KDDIビル

ご請求コード 0255251437 総合計 11,514円 ご利用年月 2022年 5月

Main table with columns: ご利用項目, 金額(円), 内訳(円), 備考. Includes items like au電話料金, プラン利用料, 通話料, etc.

Summary table with items: 紙請求書発行等手数料 (200円), 消費税等 (20円), 合計 (220円), 10%消費税の課税対象額 (200円).

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)


整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費		
9	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 11,000×50%=5,500 5,500円を充当する。
		備考	事務所セキュリティ費 (日本警備株式会社)(7月分)
04-06-27 200 *11,000 SMBC(ニホリアンセメンツ)			

口座振替のご案内 (兼請求書)

2022年06月06日

請求書番号 00482308

手度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
 毎月の御請求額を下記の通りご指定口座から振替させていただきますので宜しくお願いします。

 **日本安全警備株式会社**
 神戸市中央区京町三丁目五番五ビル5階
 TEL: 078-391-1185 (代表)
 FAX: 078-391-1185

振替予定日	2022年6月27日	振替額	11,000円
金融機関名	[Redacted]		
口座番号	[Redacted]		

物件先名	内訳	摘要	金額	消費税額	御請求額
長瀬 たけし事務所	機械警備料	22年07月01日～22年07月31日	10,000	1,000	11,000
		<合計>	10,000	1,000	11,000

この請求書は自動口座振替のご案内です。金融機関でのお振込みの手続きは不要です。振替日には上記ご指定の口座から振替させていただきますので、口座残高の御確認をお願いいたします。 1枚中 1枚目

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
10	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率
		備考

共通案分率	50%
それ以外の案分	%
案分の説明	
	5,148×50%=2,574 2,574円を充当する。

インターネット代(6月分)	
---------------	--

204.06.27 | | 5,828 CSS.シ" IJL

2022年 6月 ご利用分

5,828円 (税込)

口座振替日 : 2022/6/27

【バック料金】

⑥

NETバック
6月 1日~ 6月30日

● 4,680円

120Mコース

PHONE プラス

×

【固定電話】

発信番号表示
6月 1日~ 6月30日

400円

ユニバーサルサービス料
6月 1日~ 6月30日

2円

電話リレーサービス料
6月 1日~ 6月30日

1円

通話料金 (国内)
5月ご利用分

239円

a uまとめトーク割引
5月ご利用分

-23円

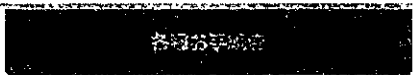
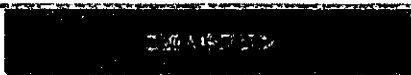
消費税等
税額1円未満、税込除く

529円

合計

5,828円

※請求書のダウンロード・お支払い証明書の発行は「各種お手続き」からできます。
※クレジットカード支払い：お支払日はカード会社の引き落とし日に準じます。
※口座振替：振替日が土日祝の場合は翌営業日振替となります。



4680 × 1.21 = 5628

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
11	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明 2,200 × 50% = 1,100 1,100円を充当する。
		備考 事務所清掃費(6月分)
	04.06.27	2,200 \$MBC(カ)シントウ

請 求 書

658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3-4-16

長瀬たけし 御中

(7661)

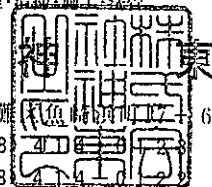
神戸市 認可 一般・産業廃棄物・医療廃棄物・収集運搬業
芦屋市 浄化槽維持管理・清掃・施工・洗滌

株式会社

〒658-0024 神戸市東灘区深江北町3-4-16

TEL <078

FAX <078



< 口座振替 >

口座振替日は毎月27日になります。但し、
金融機関休業日の場合は翌営業日となります

7661

下記の通り御請求申し上げます。

お客様コード	発行日	締日
		04/06/15

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	内消費税額	今回御請求額
2,200	2,200	0	2,200	200	2,200

日付	伝票番号	区分	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
05.27	1428	92	振込 5月分口座引き落とし				2,200
06.15	1348	1	6月分 一般廃棄物 収集運搬料	式	1	2,000	2,000
		9	消費税				200

売上区分	01 売上	03 値引	09 消費税
	02 返品	04 諸経費	

入金区分	91 現金・小切手	93 手数料	95 その他
	92 振込入金	94 手形入金	

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
12		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 247,000 × 50% = 123,500 123,500円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費(6月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
		6月分	氏 名		[REDACTED]			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除 時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
2	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
3	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
4	土							
5	日							
6	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
7	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
8	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
9	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
10	金							
11	土							
12	日							
13	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
14	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
15	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
16	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
17	金							
18	土							
19	日							
20	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
21	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
22	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
23	木							
24	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
25	土							
26	日							
27	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
28	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
29	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
30	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
計					(A) 133:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [19日] × 単価 [13,000 円] = 247,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 247,000 円(E)	左記金額を確かに領収致しました。 令和4年 6月 30日 住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
----------------	---

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [247,000円] × 案分率 [50 %] = 123,500 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 123,500 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
13		案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000 × 50% = 90,000 90,000円を充当する。
		備考
		政務活動補助職員人件費(6月)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
6月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
2	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
3	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
4	土							
5	日							
6	月							
7	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
8	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
9	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
10	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
11	土							
12	日							
13	月							
14	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
15	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
16	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
18	土							
19	日							
20	月							
21	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
24	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
25	土							
26	日							
27	月							
28	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
30	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
計					(A) 90:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

金 180,000 円(E)	左記金額を確かに領収致しました。 令和4年 6月 30日
	住所 [Redacted]
	氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [180,000 円] × 案分率 [50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 90,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年6月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000 × 50% = 90,000 90,000円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費() (6月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
6月分		氏 名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
2	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
3	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
4	土							
5	日							
6	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
7	火							
8	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
9	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
10	金							
11	土							
12	日							
13	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
14	火							
15	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
16	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
18	土							
19	日							
20	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
24	金							
25	土							
26	日							
27	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
30	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
計					(A) 90:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

金 180,000 円(E)	左記金額を確かに領収致しました。 令和4年 6月 30日
	住所 [Redacted]
	氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [180,000 円] × 案分率 [50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 90,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 11,000×50%=5,500 5,500円を充当する。
		案分率
		備考 複合機リース料(クレ ディセゾン)(7月分)
	04.07.04	11,000 セゾン)リース

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
2	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 $4,569 \times 50\% = 2,284$ 2,284円を充当する。
	備考	事務所電気代(6月分)

電気料金振込受領証(兼請求書) (青)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ	長瀬 猛 様		4 年 6 月分
お客さま 様 番号	日程 所 番 号	ご 請 求 金 額	
22410043041503		4,569 円	
ご使用 期間	5月25日~ 6月21日	消費税等相 当額(有期)	415 円
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所
31	165	-	神戸市東灘区深江北町3丁目4-16
燃料費調整額	+369.66円		
再 エ ネ 促 進 賦 課 金	569円		

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 **7月22日** 金融機関取扱期限日 **7月22日**

本票は、8月3日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

神戸料金センター 電話番号 **0800-777-8810** (お客さま控え)

被振込人 **関西電力** 本書により業金員が収納することはありません。

収 納 印

収入印紙不要

7/5

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

長瀬 猛 様

お客さま番号	日程	所	番 号			
	2 2	4 1	0 0 4 3	0 4	1 5 0 3	
供給地点特定番号	06	0224	1004	3041	5031	0000
4年 6月分		ご使用期間	5月25日～ 6月21日			
ご契約内容	従量電灯A					

ご使用量 **165kWh**

計器番号 822
 当月指示数 01582.6
 前月指示数 01417.6

ご参考：前年同月ご使用量（期間 5/25～ 6/21）
 142kWh
 対前年同月比 +16.1%

ご請求金額 **4,569 円**

お支払期限日 7月22日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	燃料費調整額	+ 369.66
電力量料金		再エネ促進賦課金	569.00
1 段料金	2,132.55	消費税等相当額再掲	415.00
2 段料金	1,156.95	託送料金相当額再掲	1,427.00
		うち賠償負担金相当額	
		及び廃炉円滑化負担金相当額	37.95

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+33円 66銭	+2円 24銭
	翌月分	+33円 66銭	+2円 24銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円 75銭	3円 45銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	消費税等相当額 (再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 6月22日 次回検針日 7月25日 検針員 XXXXXXXXXX

関西電力株式会社

(ご注意) 本票にのみ集金するものとありません。

領収書等添付様式【共通】

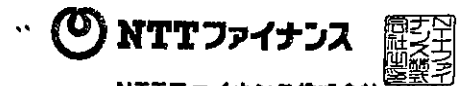
(令和4年7月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
3	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 長瀬 猛 様</p> <p>お客様番号 4605-0642-22801</p> <p>2022年 6月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥2,357-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 収 日 附 印 2.7.05</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 2,357 × 50% = 1,178 1,178円を充当する。
		案分率 備考 電話使用料(6月分)

請求書 (西日本ご利用分)

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

長瀬 猛 様



022062101057647113



01658

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2022年 6月21日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021111002 01658 01639 00 J
63 100000 1 2 22060401J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 (1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
██████████ 4605-0642-22801	2022年 6月ご請求分	2,357円	2022年 7月 5日(火)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 (合計)

2,357円
2,357円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 2ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	██████████	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 6月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0642-22801)


内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 2,148	1,950	回線使用料(基本料)(住宅用) ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合算 合算
◇NTTコミュニケーションズご利用分 209	190	ダイヤル通話料 消費税等相当額(合計)	合算
◇NTT西日本分(小計) 2,357	2,357	(小計)	
◇合計 2,357	2,357	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4	<p>NO.</p> <p>りぶる購読料領収書</p> <p>長瀬 猛 殿</p> <p><u>金 3,800円也</u></p> <p>(但し令和4年6月～令和5年5月分1冊分)</p> <p>令和4年7月15日</p> <p>自由民主党兵庫県支部連合会 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-4 TEL:078-351-0901</p> 	共通案分率 %
		それ以外の案分 100%
	案分の説明	全て政務活動にかかるものであるため
	備考	りぶる購読料(R4.6月～R5.5月分)のうち 4月分までの3,483円を 充当する $3800円 \times \frac{11}{12} \approx 3483円$

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
5	<p>NO.</p> <p>週刊・自由民主購読料領収書</p> <p>長瀬 猛 殿</p> <p>金 5, 200円也</p> <p>(但し、年間購読料 R4.6~R5.5)</p> <p>令和4年7月15日</p> <p>自由民主党兵庫県支部</p> <p>〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-4 TEL:078-351-0901</p>	<p>共通案分率 %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>全て政務活動にかかる ものであるため</p>
		<p>備考</p> <p>週刊・自由民主購読料 (R4.6月~R5.5月分)の内 4月分までの4766円を 充当する</p> <p>$5200円 \times \frac{11}{12} = 4766$</p>

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6		案分率 共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 全て政務活動にかかるものであるため
		備考 兵庫ジャーナル購読料 (R4.4月～6月分)

2022年7月16日

領 収 書

長瀬 たけし 様

¥ 8,400-

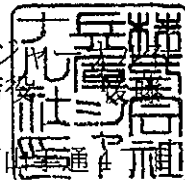
但し 兵庫ジャーナル購読料R4年4月～6月分として

上記金額正に領収いたしました。

内

消費税等	
現金	
小切手	


株式会社兵庫
代表取締役
〒650-0011
神戸市中央区下
ファイブコー下下山手 6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
7		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>18,275 × 50% = 9,137 9,137円を充当する。</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明	18,275 × 50% = 9,137 9,137円を充当する。
		共通案分率	50%					
それ以外の案分	%							
案分の説明	18,275 × 50% = 9,137 9,137円を充当する。							
		備考 来客用駐車場代(8月分)						




あましんキャッシュサービスご利用明細票
いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-07-19						*
お取扱枚数							お取引金額
万円 千円 百円 千円 500 100 50 10 5 1							円
							¥18,000
		お取扱店	手数料	お取扱時刻	お取引後残高		
			¥275	1711	円		

印紙税申告納付につき尼崎税務署承認済

<ご案内>

ナカセ タケシ 様
電話番号0784356380


 **尼崎信用金庫**

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
8	案 分 率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 95,440 × 50% = 47,720 47,720円を充当する。
		事務所賃借料(8月分) 備考




あましんキャッシュサービスご利用明細票
いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関 コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-07-19						
お取扱枚数							お取引金額 円
万円 五千円 二千円 千円 500 100 50 10 5 1							¥95,000
		お取扱店	手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円		
			¥440	1711			

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

<ご案内>

カセケン 様
電話番号0784356380
 **尼崎信用金庫**

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
9	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率
		備考
04.07.25 10,447 SMBC(75"ファイルBI (7-9,10)		

共通案分率	50%
それ以外の案分	%
案分の説明	
	6,597 × 50% = 3,298 3,298円を充当する。

複合機使用料(7月分)

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
 ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
 下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

658-0013
 神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

530-0005
 大阪市北区中之島3丁目2番18号
 住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
 事務サービス部

ご担当者様



お問合せ番号：T300614319

TEL:0120-069-840 (0002/0002 020382)
 FAX:0120-600-695

お支払のご案内	お支払約束手日	2022年07月25日
	お支払方法	
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
	指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年06月22日
 請求書番号：820621-0186212

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社



今回ご請求額 6,597円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
 お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目/品名	期間/返品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
2	トータルサービス料金	2022/05/21-2022/06/20				5998
3	黒モード	1カット以上	1598	1.00	1598	
4	フルカラー	1カット以上	440	10.00	4400	
5	ご使用合計		2038			
6	【代金/料金合計】					5998
7	【消費税および地方消費税(10%)】					599
8	【今回ご請求額】					6597
9	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C2360 PFS-4T 326425					
10	(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)	2022/05/21-2022/06/20	
11	1(25466)	23863	0	5	設置先	長瀬たけし事務所
12	2					
13	3(2997)	2555	0	2		
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
10	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	3,850 × 50% = 1,925 1,925円を充当する。
	備考	複合機保守料(7月分)
7-9に添付		

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

0000163#
ご担当者様



お問合せ番号：T300614319

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840 (0001/0002 020381)
FAX:0120-600-695

お支払のご案内	お支払約束手日	2022年07月25日
	お支払方法	
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
	指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年06月22日
請求書番号：820621-0216376

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,850円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目 / 品名	期間 / 送品 N.O	枚数 / 数量	単価	小計 (円)	合計 (円)
1	ITあんしんSPIII(エントリー)	2022/05/21-2022/06/20				3500
2						
3	【代金/料金合計】					3500
4	【消費税および地方消費税(10%)】					350
5	【今回ご請求額】					3850
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 0908 0000 0908
20 0630 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0

C

12502020 9279354 T300614319
01 3 020381 1

3306567253 T300614319

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
11	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 25%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		11,141-1,360-2,129= 7,652
		7,652×25%=1,913
		1,913円を充当する。
		備考
		携帯電話使用料(au機 器代金、auかんたん決 済利用料、各種ダイヤ ルサービス通話料を除 く)(7月分)
	04.07.25	11,141 KDDIリョウキン(SMFS)

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

(2022年 7月 ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年 7月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	11,141円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	
支店名 BRANCH	
口座番号 ACCOUNT NUMBER	

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。



お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
 - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 - ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 【お客さまへの注意喚起】フィッシング詐欺にご注意ください
KDDIサービスを装うEメールやSMSが増えております。
下記サイトに、注意点や不審なサイトに情報入力してしまった場合の対応方法を記載しておりますのでご確認ください。
<http://kddi-1.jp/DNx>

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 6月ご請求分 (5月利用分)

ご請求先氏名
長瀬 猛 様

下記ご利用料金を 6月 27日口座振替により
領収いたしました。

印税申告
付につき新簿
税務帳承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0255251437
領収金額 AMOUNT RECEIVED	11,514円
うち消費税等 TAX	691円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	
支店名 BRANCH	
口座番号 ACCOUNT NUMBER	

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 7月 5日

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号 KDDIビル

ご請求コード 0255251437 総合計 11,141円 ご利用年月 2022年 6月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金		●合計 7,432円	
ご利用番号	7,432		お客様コード 18408075
< 6月ご利用内訳 >	7,432		ご利用月数は2022年 7月で27年 0ヶ月目です。
▼プラン利用料	5,680		
auフラットプラン7プラス+通話定額		4,180	
auフラットプラン7プラス(データ)		4,200	
2年契約+家族割		-1,500	
LTE NET		300	
家族割プラス/auスマートバリュー		-1,500	カウント対象回線数 2台
▼オプション使用料	930		
電話きほんパック		300	
故障紛失サポート		630	
▼通話料/auフラット7プラス+通話定額	144		
通話料		33,860	
SMS(Cメール)送信料		144	
通話定額割引額		-33,260	
au→自宅割		-580	au→自宅割により対象通話を割引します。
家族間通話全額割引(2年契約+家族割)		-20	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等(10%)	675		10%消費税の課税対象額 6,757円
データ利用量(データ容量消費あり)	4.16GB		
データ利用量(データ容量消費なし)	1.96GB		
●合計		1,360円	

auかんたん決済/情報料/税金

●合計 220円

- 紙請求書発行等手数料
- ▼紙請求書発行手数料 200
- ▼消費税等(10%) 20

10%消費税の課税対象額 200円

裏面もご確認ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
12	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分率	案分の説明 5,148 × 50% = 2,574 2,574円を充当する。
	備考	インターネット代(7月分)
	04.07.27	10,177 CSS.5" I1J4

2022年 7月 ご利用分

10,177円 (税込)

口座振替日: 2022/7/27

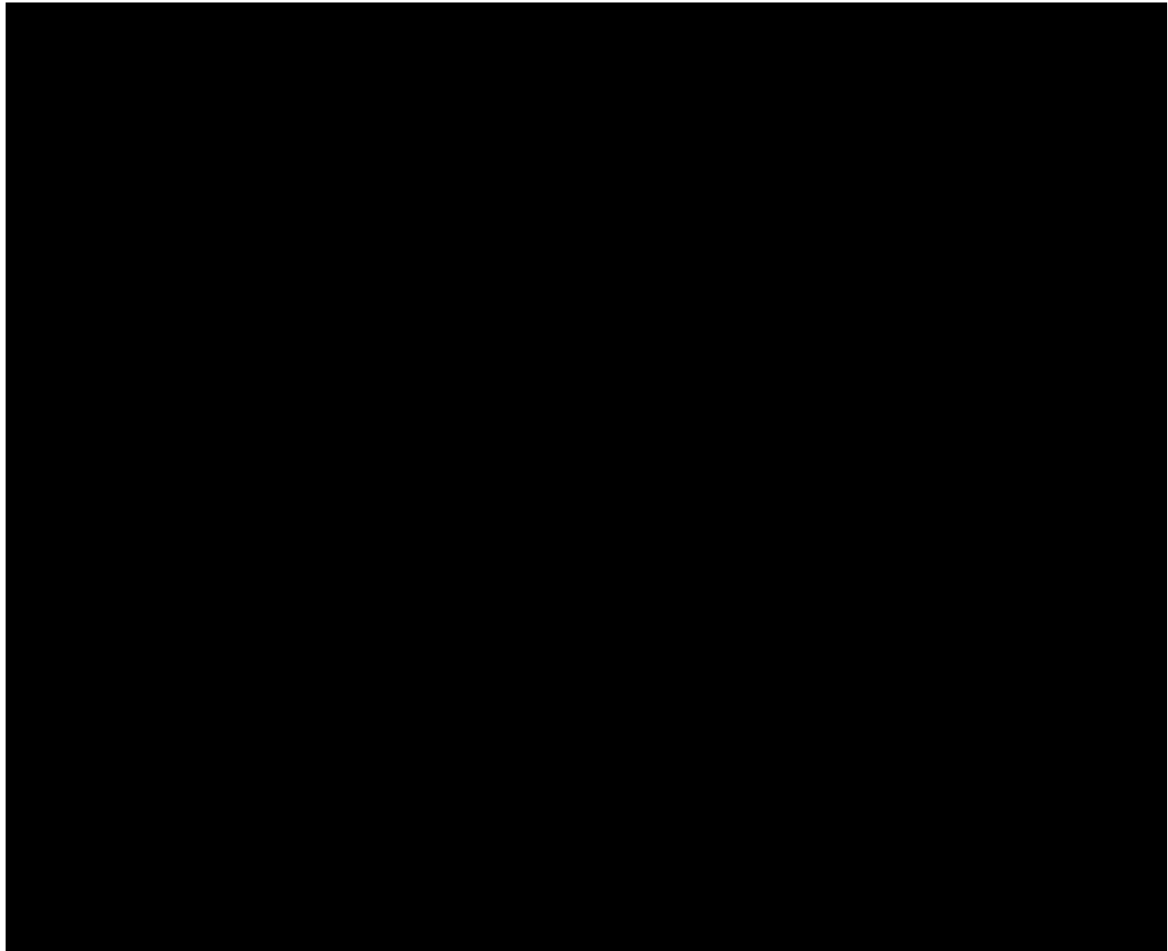
【バック料金】

NETバック
7月 1日~ 7月31日

4,680円

120Mコース

PHONE プラス



※請求書のダウンロード・お支払い証明書の発行は「各種お手続き」からできます。
※クレジットカード支払い: お支払日はカード会社の引き落とし日に準じます。
※口座振替: 振替日が土日祝の場合は翌営業日振替となります。

4680 x 1.1 = 5148

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
13	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 案分率 $2,200 \times 50\% = 1,100$ 1,100円を充当する。
		事務所清掃費(7月分) 備考
	2204.07.27	2,200 SMBC(カ)シントウ

658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3-4-16

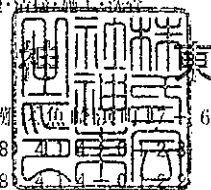
神戸市 認可 一般・産業廃棄物・医療廃棄物・収集運搬業
 芦屋市 浄化槽維持管理・清掃・施工・洗滌

株式会社

〒658-0021 神戸市東灘区深江北町3-4-16

TEL <078

FAX <078



長瀬たけし 御中

(7661)

＜口座振替＞

口座振替日は毎月27日になります。但し、
 金融機関休業日の場合は翌営業日となります

7661

下記の通り御請求申し上げます。

お客様コード	発行日	締日
		04/07/15

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	内消費税額	今回御請求額
2,200	2,200	0	2,200	200	2,200

日付	伝票番号	区分	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
06.27	9123	92	振込 6月分口座引き落とし				2,200
07.15	1591	1	7月分 一般廃棄物 収集運搬料	式	1	2,000	2,000
		9	消費税				200

売上区分	01 売	03 上	09 引	09 消費
	02 返	04 品	諸	経

入金区分	91 現金・小切手	93 手数料	95 その他
	92 振込入金	94 手形入金	

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率
		備考

共通案分率	50%
それ以外の案分	%
案分の説明	
	$247,000 \times 50\% =$
	123,500
	123,500円を充当する。

政務活動補助職員人件費	(7月分)
-------------	-------

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
7月分		氏 名		[Redacted]			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)	
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除 時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
2	土						
3	日						
4	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
5	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
6	水						
7	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
8	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
9	土						
10	日						
11	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
12	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
13	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
14	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
15	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
16	土						
17	日						
18	月						
19	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
20	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
21	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
22	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
23	土						
24	日						
25	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
26	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
27	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
28	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
29	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
30	土						
31	日						
計					(A) 133:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [19日] × 単価 [13,000 円] = 247,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

<p>金 247,000 円(E)</p>	<p>左記金額を確かに領収致しました。 令和4年 7月 29日</p> <p>住所 [Redacted]</p> <p>氏名 [Redacted]</p>
-----------------------	---

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [247,000円] × 案分率 [50 %] = 123,500 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 123,500 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費	
15		案分率
		備考

共通案分率	50%
それ以外の案分	%
案分の説明	
	$180,000 \times 50\% = 90,000$ 90,000円を充当する。
政務活動補助職員人件費(XXXXXXXXXX) (7月分)	

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
7月分		氏名		[Redacted]			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)	
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	金	11:00	17:00	1:00	5:00		
2	土						
3	日						
4	月	11:00	17:00	1:00	5:00		
5	火						
6	水	11:00	17:00	1:00	5:00		
7	木	11:00	17:00	1:00	5:00		
8	金	11:00	17:00	1:00	5:00		
9	土						
10	日						
11	月	11:00	17:00	1:00	5:00		
12	火	11:00	17:00	1:00	5:00		
13	水						
14	木	11:00	17:00	1:00	5:00		
15	金	11:00	17:00	1:00	5:00		
16	土						
17	日						
18	月						
19	火	11:00	17:00	1:00	5:00		
20	水	11:00	17:00	1:00	5:00		
21	木	11:00	17:00	1:00	5:00		
22	金	11:00	17:00	1:00	5:00		
23	土						
24	日						
25	月	11:00	17:00	1:00	5:00		
26	火	11:00	17:00	1:00	5:00		
27	水	11:00	17:00	1:00	5:00		
28	木	11:00	17:00	1:00	5:00		
29	金	11:00	17:00	1:00	5:00		
30	土						
31	日						
計					(A) 90:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 180,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 7月 29日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [180,000 円] × 案分率 [50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 90,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年7月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
16		案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000×50%=90,000 90,000円を充当する。
		備考	政務活動補助職員人件費([REDACTED]) (7月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
7月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金							
2	土							
3	日							
4	月							
5	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
6	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
7	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
8	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
9	土							
10	日							
11	月							
12	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
14	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
15	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
16	土							
17	日							
18	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
19	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
20	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	土							
24	日							
25	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
26	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
27	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
30	土							
31	日							
計					(A)	90:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 180,000 円(E)	左記金額を確かに領収致しました。 令和4年 7月 29日
	住所 [Redacted]
	氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [180,000 円] × 案分率 [50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 90,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
1	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	案分率	11,000 × 50% = 5,500 5,500円を充当する。
	備考	事務所セキュリティ費 (日本警備株式会社)(8月分)
	04-07-27 200	*11,000 SMBC(ニホンアンセ`ンク)

口座振替のご案内 (兼請求書)

2022年07月06日

請求書番号 00485143

毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当月の御請求額を下記の通りご指定口座から振替させていただきますので宜しくお願いします。

日本安全警備株式会社
神戸市中央区京町 4丁目5番5号5階
TEL: 078-829-1185
FAX: 078-391-1185

振替予定日	2022年7月27日	振替額	11,000円
金融機関名			
口座番号			

物件先名	内訳	摘要	金額	消費税額	御請求額
長瀬 たけし事務所	機械警備料	22年08月01日~22年08月31日	10,000	1,000	11,000
		<合計>	10,000	1,000	11,000

この請求書は自動口座振替のご案内です。金融機関でのお振込みの手続きは不要です。
振替日には上記ご指定の口座から振替させていただきますので、口座残高の御確認をお願いいたします。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
2	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率
		備考
.04.08.04 11,000 セゾン)リース		

共通案分率	50%
それ以外の案分	%
案分の説明	
11,000×50%=5,500	
5,500円を充当する。	
複合機リース料(クレディセゾン)(8月分)	

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目							
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	<table border="1"><tr><td data-bbox="1074 479 1121 860" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1121 479 1433 535">共通案分率 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1121 535 1433 591">それ以外の案分 %</td></tr><tr><td data-bbox="1074 591 1121 860" rowspan="2">備考</td><td data-bbox="1121 591 1433 860">案分の説明 2,148 × 50% = 1,074 1,074円を充当する。</td></tr><tr><td data-bbox="1121 860 1433 2069">電話使用料(7月分)</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 %	備考	案分の説明 2,148 × 50% = 1,074 1,074円を充当する。	電話使用料(7月分)
案分率	共通案分率 50%							
	それ以外の案分 %							
備考	案分の説明 2,148 × 50% = 1,074 1,074円を充当する。							
	電話使用料(7月分)							

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の紙をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らなくても大丈夫。

ご請求先氏名
長瀬 猛 様

お客様番号
4605-0642-22801

2022年 7月ご請求分

金額(円)
¥2,148-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

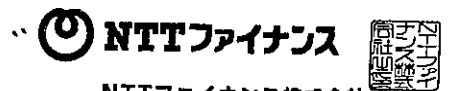
77.8.05 印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2022年 7月20日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 10018 09628 00 J
63 000000 1 2 22070401J

長瀬 猛 様



022072101052248919



10018

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
4605-0642-22801	2022年 7月ご請求分	2,148円	2022年 8月 5日(金)

お知らせ

[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

2,148円

2,148円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 2ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 7月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0642-22801)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分	2,148	回線使用料(基本料)(住宅用) ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合 算 合 算
◆合計	2,148	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tea.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
4	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	備考	案分の説明 18,275×50%=9,137 9,137円を充当する。
		来客用駐車場代(9月分)



あましんキャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-08-22						
お取引金額							円
							¥18,000
お取扱店		手数料	お取扱時刻	お取引後残高			
		¥275	1557				

印紙税申告納付につき尼崎税務署承認済

<ご案内>



カセケン様
電話番号0784356380



裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
5	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	備考	案分の説明 95,440 × 50% = 47,720 47,720円を充当する。
		事務所賃借料(9月分)



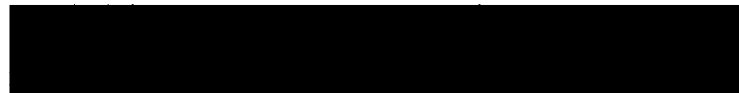
あましんキャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関 名コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-08-22						
お取扱枚数							お取引金額 円
万円	五千円	千円	500	100	50	10	5
							1
							¥95,000
		お取扱店	手数料	お取引時刻	お取引後残高 円		
			¥440	1558			

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

<ご案内>



ナガセ タケシ 様
電話番号0784356380



裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
6	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 4,061 × 50% = 2,030 2,030円を充当する。
		備考
	04.08.23	7,911 SMBC(フジ)ファイルBI

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
7	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 3,850×50%=1,925 1,925円を充当する。
	備考	複合機保守料(8月分) 8-6に添付

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

0002395#



お問合せ番号：T300614319

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フイルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840 (0001/0002 014811)
FAX:0120-600-695

お支払約束手	2022年08月23日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年07月22日
請求書番号：820721-0132839

長瀬たけし事務所

様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,850円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚 数 / 数 量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
1 ITあんしんSPIII(エントリー)	2022/06/21-2022/07/20				3500
2					
3 【代金/料金合計】					3500
4 【消費税および地方消費税(10%)】					350
5 【今回ご請求額】					3850
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

16500 00908 0000 00908
20 0729 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0

C

12502020 9279354 T300614319
01 3 014811 1

3306567253 T300614319

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	用途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
8	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 7,709 × 50% = 3,854 3,854円を充当する。
	備考	事務所電気代(7月分)

電気料金振込受領証(兼請求書) (裏面もご覧ください)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ	長瀬 猛 様	4年 7月分
お客さま番号	日程・所 番 号 22410043041503	ご請求金額 7,709 円
ご使用期間	6月22日～ 7月24日	消費税等相当額(円)
契種	ご使用量(kWh) 265	電気料金内訳(円) 700 円
再	燃料費調整額 +593.66円	ご使用場所
掲	再エネ促進賦課金 914円	神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 8月24日 金融機関取扱期限日 8月24日

本票は、9月5日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

神戸料金センター 電話番号 0800-777-8810

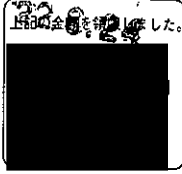
振込先 関西電力

収入印紙不要 (お客さま控え)

本書により業金員が収納することはありません。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目																																
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費																																
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水道料金 納入通知書兼領収書 下水道使用料</p> <p>発行日 令和4年8月15日</p> <table border="1"> <tr><td>お客様番号</td><td>1:107:03:158(103)</td></tr> <tr><td>請求番号</td><td>34:2:02069466:0</td></tr> <tr><td>年度</td><td>04</td><td>期分</td><td>E3</td><td>口径</td><td>13</td><td>用途</td><td>業務用</td><td>戸数</td><td>1</td><td>水栓番号</td><td>018726</td></tr> <tr><td>ご使用期間</td><td colspan="2">4年5月24日～4年7月22日</td></tr> <tr><td>ご使用水量</td><td colspan="2">4m³ うち消費税相当額</td></tr> <tr><td>水道料金</td><td>1,936円</td><td>176円</td></tr> <tr><td>下水道使用料</td><td>1,100円</td><td>100円</td></tr> <tr><td>合計金額</td><td>3,036円</td><td>276円</td></tr> </table> <p>水道ご使用場所 東灘区深江北町3丁目 4-16</p> <p>お客様名 長瀬 猛 様</p> <p>納期限 令和4年8月29日 上記金額を納期限までにお支払いください。 領収書は、5年間大切に保管してください。</p> <div style="text-align: right;">  神戸市水道事業管理者 (お客様控) </div> </div>	お客様番号	1:107:03:158(103)	請求番号	34:2:02069466:0	年度	04	期分	E3	口径	13	用途	業務用	戸数	1	水栓番号	018726	ご使用期間	4年5月24日～4年7月22日		ご使用水量	4m ³ うち消費税相当額		水道料金	1,936円	176円	下水道使用料	1,100円	100円	合計金額	3,036円	276円	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明 3,036×50%=1,518 1,518円を充当する。</p> <p>事務所上下水道代 (5/24～7/22)</p> <p>備考</p>
		お客様番号	1:107:03:158(103)																														
請求番号	34:2:02069466:0																																
年度	04	期分	E3	口径	13	用途	業務用	戸数	1	水栓番号	018726																						
ご使用期間	4年5月24日～4年7月22日																																
ご使用水量	4m ³ うち消費税相当額																																
水道料金	1,936円	176円																															
下水道使用料	1,100円	100円																															
合計金額	3,036円	276円																															

ご使用水量のおしらせ

Water Service Statement

いつもご利用いただきありがとうございます。

4-16

長瀬 猛様

お客様番号

1 107 03 158 (103)

水栓番号 メーター番号
018726 0044694

年度	期分	口径	用途	戸数	今回検計日
4	E3	13	業務用	1	4年 7月22日

今回メーター指示数	163	4年 7月22日まで
前回メーター指示数(-)	159	4年 5月24日から

今回ご使用水量

4 m³

Water used

	昨年同期水量	2 m ³
水道料金	1,936円 (176円)
下水道使用料	1,100円 (100円)

合計金額

3,036円

Total Charge

金額欄の () 内は、消費税相当額です。

検計員

次回検計予定日 9月22日 頃

※都合により変更する場合がございます。

口座振替済のおしらせ

年度	期分	前回検計日	ご使用水量 m ³	振替日
振替合計金額				

上記の金額をご指定の口座から振替させていただきます、ありがとうございました。
R11-103-00 本票でのお支払はできません。

※水道料金等のお問い合わせ先

連絡先 営業課 ☎ 945-7197

※水道の開始・中止の受付(ホームページでも受付けています)

お客さま受付センター ☎ 078-797-5555

営業時間 午前9時～午後5時15分 土・日・祝は休みです。

水道料金は下水道使用料と合わせて2か月ごとにいただいています。

神戸市水道局

Waterworks Bureau

神戸市が開設している水まわりトラブルの総合窓口

悪質業者にご注意!

水道修繕受付センター

0120-976-194

(きゅうなろうすいはいいくよ)

FAX:078-575-0338 24時間/365日

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
10	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 25%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	案分率
		15,251-5,614-630-1,868=7,139 7,139×25%=1,784 1,784円を充当する。
		備考
		携帯電話使用料(au機器代金、auかんたん決済利用料、各種ダイヤルサービス通話料。電報代を除く)(8月分)
	04.08.25	15,251 KDDIリョウキン(SMFS)

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
▼消費税等(10%)	20		10%消費税の課税対象額 200円

郵便はがき

口座振替のご案内
INVOICE FOR SERVICES (2022年 8月 ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年 8月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	15,251円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	[REDACTED]

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。



料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES
2022年 7月ご請求分 (6月利用分)

ご請求先氏名
長瀬 猛 様

下記ご利用料金を 7月 25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新簿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0255251437
領収金額 AMOUNT RECEIVED	11,141円
うち消費税等 TAX	695円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	[REDACTED]

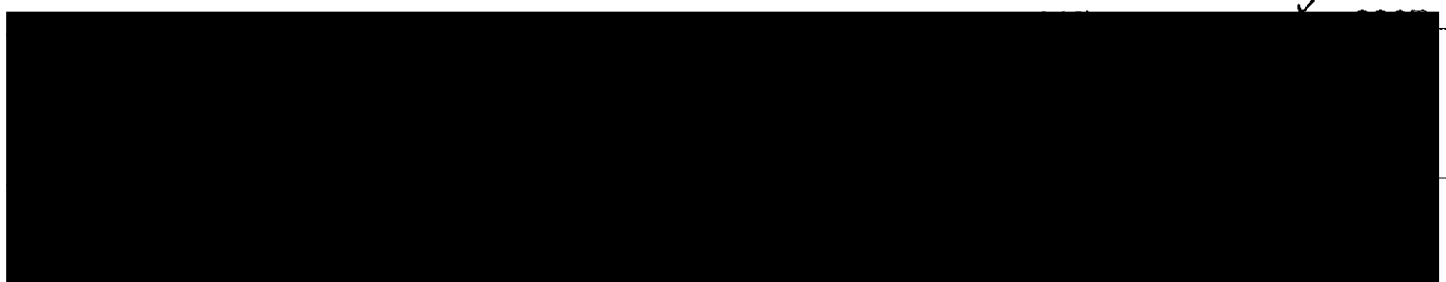
お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
 - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 - ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 2022年7月の通信障害に関するお詫び
7月2日より長時間にわたり弊社の通信サービスをご利用のお客さまに、多大なご不便とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。今回このような事象を発生させたことを重く受け止めております。再発防止策の徹底を図り、サービスの安定的な運用に向けて、

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 8月 5日 **KDDI株式会社**

ご請求コード 0255251437 総合計 15,251円 ご利用年月 2022年 7月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 12,533円
ご利用番号	12,533		お客様コード 18408075
<7月ご利用内訳>	12,533		ご利用月数は2022年 8月で27年 1ヶ月目です。
▼プラン利用料	5,680		
auフラットプラン7プラス+通話定額		4,180	
auフラットプラン7プラス(データ)		4,200	
2年契約+家族割		-1,500	
LTE NET		300	
家族割プラス/auスマートバリュー		-1,500	カウント対象回線数 2台
▼オプション使用料	930		
電話きほんパック		300	
故障紛失サポート		630	
▼通話料/auフラット7プラス+通話定額	141		
通話料		30,560	
SMS(Cメール)送信料		141	
通話定額割引額		-29,660	
au→自宅割		-820	au→自宅割により対象通話を割引します。
家族間通話全額割引(2年契約+家族割)		-80	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼その他	5,104		
○電報等利用料		5,104	* 5,614 (対象外経費)
▼消費税等(10%)	675		10%消費税の課税対象額 6,754円
データ利用量(データ容量消費あり)	4.59GB		
データ利用量(データ容量消費なし)	3.32GB		



●紙請求書発行手数料 200 ●合計 220円

7139

裏面もご確認ください

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
11	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 5,148 × 50% = 2,574 2,574円を充当する。
		備考
	04.08.29	13,445 CSS.ジ" I134

2022年 8月

2022年 8月 ご利用分

13,445円 (税込)

口座振替日 : 2022/8/29

【バック料金】

4,514.8
1

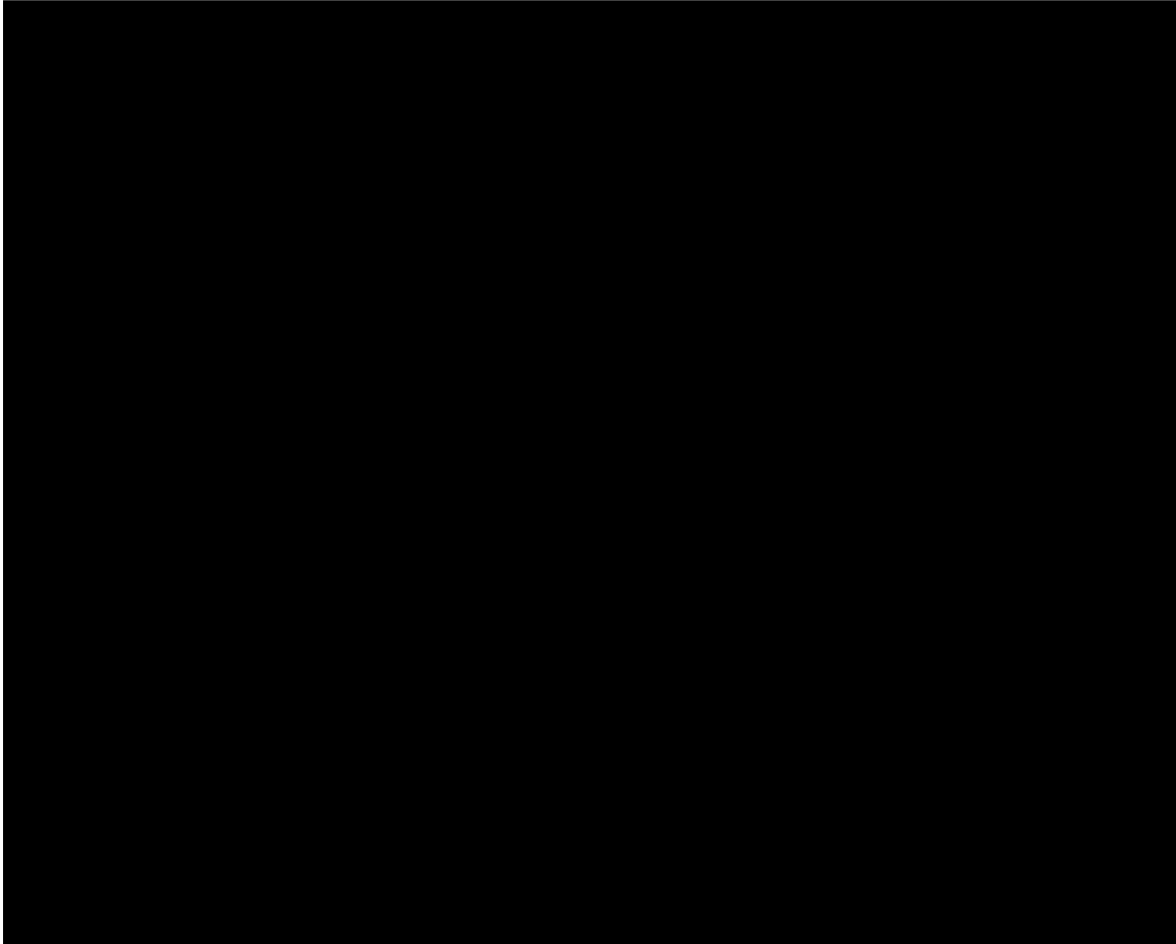
NETバック

8月 1日~ 8月31日

4,680円

120Mコース

PHONE プラス



※請求書のダウンロード・お支払い証明書の発行は「各種お手続き」からできます。

※クレジットカード支払い：お支払日はカード会社の引き落とし日に準じます。

※口座振替：振替日が土日祝の場合は翌営業日振替となります。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
12	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		11,000 × 50% = 5,500 5,500円を充当する。
		事務所セキュリティー費 (日本警備株式会社)(9月分)
		備考
	04-08-29 200	*11,000 SMBC(ニホンアンセンゲ)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
13	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明 2,200×50%=1,100 1,100円を充当する。
		備考 事務所清掃費(8月分)
	2024.08.29	2,200 SMBC(カ)シントウ

請 求 書

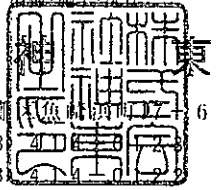
658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3-4-16

神戸市 認可 一般・産業廃棄物・医療廃棄物・収集運搬業
 芦屋市 浄化槽維持管理・汚水・施工・洗滌

長瀬たけし 御中

株式会社



〒658-0021 神戸市東灘区深江北町3-4-16

TEL <078>

FAX <078>

(7661)

＜口座振替＞

口座振替日は毎月27日になります。但し、
 金融機関休業日の場合は翌営業日となります

7661

下記の通り御請求申し上げます。

お客様コード	発行日	締日
		04/08/15

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	内消費税額	今回御請求額
2,200	2,200	0	2,200	200	2,200

日付	伝票番号	区分	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
07.27	4363	92	振込 7月分口座引き落とし				2,200
08.15	1821	1	8月分 一般廃棄物 収集運搬料	式	1	2,000	2,000
		9	消費 税				200

売上区分	01 売 上	03 値 引	09 消 費 税
	02 返 品	04 諸 経 費	

入金区分	91 現金・小切手	93 手数料	95 その他
	92 振込入金	94 手形入金	

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 247,000 × 50% = 123,500 123,500円を充 当する。
		備考 政務活動補助職員人件 費() (8月 分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
8月分		氏 名		[Redacted]			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)	
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除 時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
2	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
3	水						
4	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
5	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
6	土						
7	日						
8	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
9	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
10	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
11	木						
12	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
13	土						
14	日						
15	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
16	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
17	水						
18	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
19	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
20	土						
21	日						
22	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
23	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
24	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
25	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
26	金						
27	土						
28	日						
29	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
30	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
31	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
計					(A) 133:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [19日] × 単価 [13,000 円] = 247,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 8月 31日

金 247,000 円(E)

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [247,000円] × 案分率 [50 %] = 123,500 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 123,500 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 190,000×50%=95,000 95,000円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費() (8月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
8月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月							
2	火							
3	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
4	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
5	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
6	土							
7	日							
8	月							
9	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
10	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
11	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
12	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	土							
14	日							
15	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
16	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
18	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
19	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
20	土							
21	日							
22	月							
23	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
24	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
25	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
26	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
27	土							
28	日							
29	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
30	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
31	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
計					(A) 95:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [19日] × 単価 [10,000 円] = 190,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 190,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 8月 31日

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [190,000 円] × 案分率 [50 %] = 95,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 95,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年8月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 170,000×50%=85,000 85,000円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費() (8月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
8月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月							
2	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
3	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
4	木							
5	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
6	土							
7	日							
8	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
9	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
10	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
11	木							
12	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	土							
14	日							
15	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
16	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
18	木							
19	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
20	土							
21	日							
22	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
24	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
25	木							
26	金							
27	土							
28	日							
29	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
30	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
31	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
計					(A) 85:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [17日] × 単価 [10,000 円] = 170,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

金 170,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 8月 31日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [170,000 円] × 案分率 [50 %] = 85,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 85,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	案分率
	11,000×50%=5,500	
	5,500を充当する	
	複合機リース料(クレディセゾン)(9月分)	備考
	04.09.05	11,000 セゾン)リース

領収書等添付様式【共通】

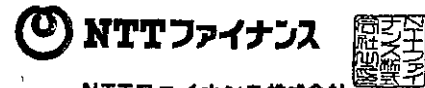
(令和4年9月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
2	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、金額を印しお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなしてください。</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、金額を印しお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなしてください。</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、金額を印しお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなしてください。</p>	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 2,365 × 50% = 1,182 1,182円を充当する。
		備考 電話使用料(8月分)

請求書 (西日本ご利用分)

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

長瀬 猛 様



022082101056572855



01246

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2022年 8月21日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021111002 01246 01235 00 J
83 000000 1 2 22080401J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
4605-0642-22801	2022年 8月ご請求分	2,365円	2022年 9月 5日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

2,365円

2,365円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 2ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE
4605-0642-22801	2022年 8月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0642-22801)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆ NTT西日本ご利用分	2,148	回線使用料(基本料)(住宅用) ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合 算 合 算
◇ NTTコミュニケーションズご利用分	217	ダイヤル通話料 消費税等相当額(合計)	合 算
◇ NTT西日本分(小計)	2,365	(小計)	
◇ 合計	2,365	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NNT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
3	<div data-bbox="255 672 1021 1444"> <p>電気料金振込受領証(兼請求書) 青</p> <p>いつもご利用いただきありがとうございます。</p> <p>おなまえ 長瀬 猛 様 4 年 8 月分</p> <p>お客さま番号 22410043041503 ご 請 求 金 額 10,115 円</p> <p>ご使用期間 7月25日～8月23日 <small>消費税率相当額(円)</small> 919 円</p> <p>契約種 31 ご使用量(kWh) 338 電気料金内訳(円) - ご使用場所 神戸市東灘区深江北町3丁目4-16</p> <p>燃料費調整額 +757.18円</p> <p>再エネ促進賦課金 1,166円</p> <p>7月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず 7月分 から順にお支払いをお願いいたします。</p> <p>お支払期限日 9月26日 <small>金融機関取扱期限日</small> 9月26日</p> <p>本票は、10月 5日までコンビニエンスストアにて お取扱いできます。</p> <p>お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。</p> <p>神戸料金センター <small>電話番号</small> 0800-777-8810 収入印紙不要 <small>被振込人</small> 関西電力 (お客さま控え)</p> <p><small>本書により真金銀が収納することはありません。</small></p> </div>	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明 10,115 × 50% = 5,057 5,057円を充当する。</p> <p>事務所電気代(8月分)</p>
		備考

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

長瀬 猛 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
	22	41	0043	04	1503
供給地点特定番号	06	0224	1004	3041	5031 0000
4年 8月分		ご使用期間	7月25日～ 8月23日		
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 **338kWh**

計器番号 822
 当月指示数 02185.3
 前月指示数 01847.8

ご参考：前年同月ご使用量（期間 7/26～ 8/24）
 165kWh
 対前年同月比 +104.8%

ご請求金額 **10,115 円**

お支払期限日 9月26日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	燃料費調整額	+ 757.18
電力量料金		再エネ促進賦課金	1,166.00
1 段料金	2,132.55	消費税等相当額再掲	919.00
2 段料金	4,627.80	託送料金相当額再掲	2,923.00
3 段料金	1,090.60	うち賠償負担金相当額	
		及び廃炉円滑化負担金相当額	77.74

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+33円 66銭	+2円 24銭
	翌月分	+33円 66銭	+2円 24銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円 75銭	3円 45銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	消費税等相当額 (再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 8月24日 次回検針日 9月26日 検針員 XXXXXXXXXX

関西電力株式会社

(ご注意) 本票はより集金するものではありません。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
4	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	4,043 × 50% = 2,021 2,021円を充当する。
	備考	複合機使用料(9月分)
	504.09.26	7,893 SMBC(757)7116BI

658-0013
 神戸市東灘区深江北町3丁目4-16
 長瀬たけし事務所

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
 ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
 下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
 大阪市北区中之島3丁目2番18号
 住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
 事務サービス部

ご担当者様



お問合せ番号：T300614319

TEL:0120-069-840 (0002/0002 018593)
 FAX:0120-600-695

お支払のご案内	お支払約束手日	2022年09月26日
	お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
	指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年08月23日
 請求書番号：820822-0169798

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 4,043円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
 お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1	トータルサービス料金	2022/07/21-2022/08/20				3676
2	黒モード	1カウント以上	806	1.00	806	
3	フルカラー	1カウント以上	287	10.00	2870	
4	ご使用合計		1093			
5	【代金/料金合計】					3676
6	【消費税および地方消費税(10%)】					367
7	【今回ご請求額】					4043
8	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C2360 PFS-4T 326425					
9		2022/07/21-2022/08/20				
10	(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)		
11	1(26825)	2(26016)	0	3		
12	2					
13	3(3604)	3(3916)	0	1		
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 00908 0000 00908 01 1 2 12502020 9279354 T300614319 3308518897 T300614319
 20 0831 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0 TCH 01 3 018593 1

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
5		案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 $3,850 \times 50\% = 1,925$ 1,925円を充当する。
		備考	複合機保守料(9月分) 9-4に添付

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

0004907#



お問合せ番号：T300614319

ご担当者様

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840 (0001/0002 018592)
FAX:0120-600-695

お支払のご案内	お支払約束手	2022年09月26日
	お支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替(SMBCファイナンス)
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
	指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年08月23日
請求書番号：820822-0200932

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,850円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。

お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1	ITあんしんSPIII(エントリー)	2022/07/21-2022/08/20				3500
2						
3	【代金/料金合計】					3500
4	【消費税および地方消費税(10%)】					350
5	【今回ご請求額】					3850
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 00908 0000 00908
20 0831 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0

12502020 9279354 T300614319
01 3 018592 1

3306567253 T300614319

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
6	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 25%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		9,524 - 230 - 1,868 =
		7,426 7,426 × 25% =
		1,856 1,856円を充当する。
		備考
		携帯電話使用料(au機器代金、auかんたん決済利用料、各種ダイヤルサービス通話料を除く)(9月分)
	1404.09.26	9,524 KDDIリョウキン(SMFS)

口座振替のご案内

(2022年 9月 ご請求分)

INVOICE FOR SERVICES

Table with account details: 口座振替日 (2022年 9月 26日), 口座振替額 (9,524円), 金融機関名, 支店名, 口座番号.

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。



料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 8月ご請求分 (7月利用分)

ご請求先氏名 長瀬 猛 様

下記ご利用料金を 8月 25日口座振替により 領収いたしました。

印紙税申告納付につき新簿 税務署承認済

KDDI 株式会社

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

Table with receipt details: ご請求コード (0255251437), 領収金額 (15,251円), うち消費税等 (695円), 金融機関名, 支店名, 口座番号.

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●2022年7月の通信障害に関するお詫び
7月2日より長時間にわたり弊社の通信サービスをご利用のお客さまに、多大なご不便とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。今回このような事象を発生させたことを重く受け止めております。

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」

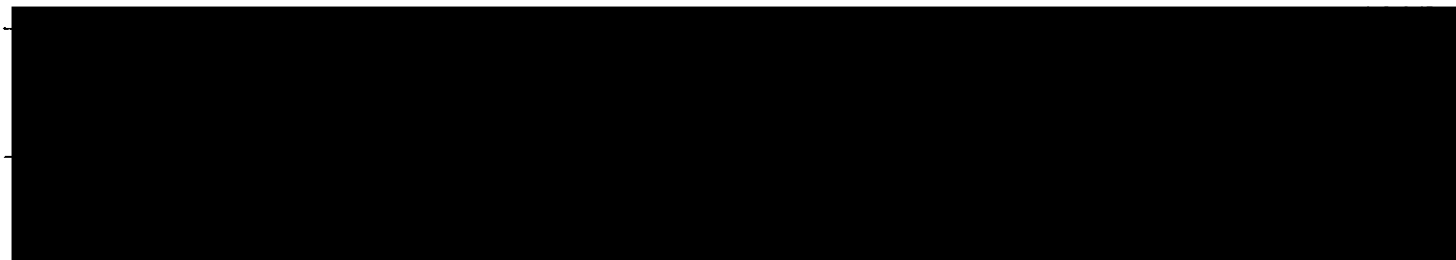
発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 9月 5日

KDDI 株式会社

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

ご請求コード 0255251437 総合計 9,524円 ご利用年月 2022年 8月

Main table with columns: ご利用項目, 金額(円), 内訳(円), 備考. Includes items like au電話料金, プラン利用料, オプション使用料, 通話料, etc.



Summary table: 紙請求書発行手数料 (200円), 消費税等 (20円), 合計 (220円), 10%消費税の課税対象額 (200円)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
7	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	5,148 × 50% = 2,574 2,574円を充当する。
	備考	インターネット代(9月分)
	504,09.27	15,489 CSS. シェイクル

2022年 9月 ご利用分

15,489円 (税込)

口座振替日 : 2022/9/27

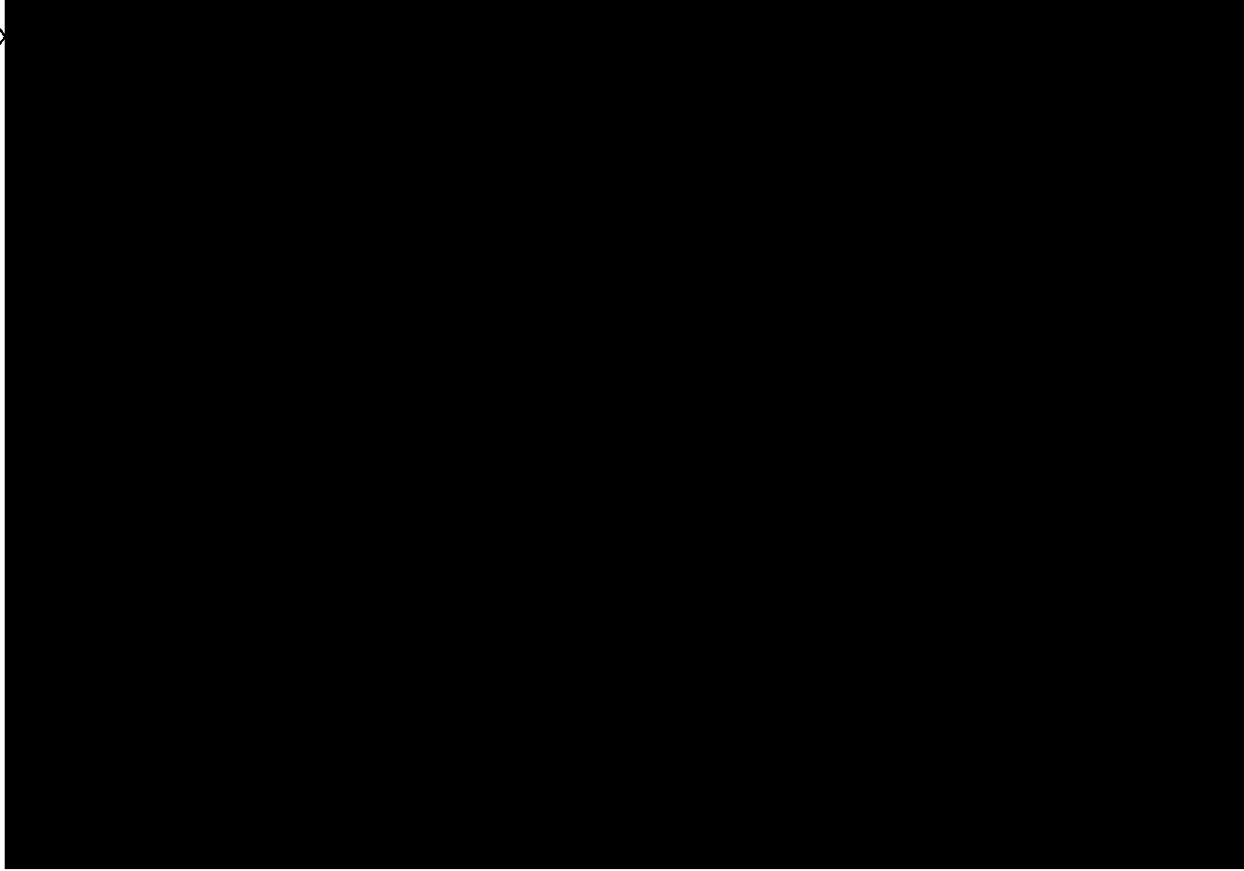
【バック料金】

NETバック
9月 1日～ 9月30日

120Mコース

PHONE プラス

0 4,680円 - 1-1
5,148-



合計

15,489円

※請求書のダウンロード・お支払い証明書の発行は「各種お手続き」からできます。
※クレジットカード支払い：お支払日はカード会社の引き落とし日に準じます。
※口座振替：振替日が土日祝の場合は翌営業日振替となります。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
8	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		11,000 × 50% = 5,500 5,500円を充当する。
		事務所セキュリティー費 (日本警備株式会社)(10月分)
		備考
	04-09-27 200	*11,000 SMBC(ニホンアンセメンク)

口座振替のご案内 (兼請求書)

2022年09月06日

請求書番号 00498690

毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当月の御請求額を下記の通りご指定口座から振替させていただきますので宜しくお願いします。

日本安全警備株式会社
神戸市中央区京町 2丁目 5番 5号ビル5階
TEL:078-855-5050(表)
FAX:078-391-1185

振替予定日	2022年9月27日	振替額	11,000 円
金融機関名	[Redacted]		
口座番号	[Redacted]		

物件先名	内訳	摘要	金額	消費税額	御請求額
長瀬 たけし事務所	機械警備料	22年10月01日~22年10月31日	10,000	1,000	11,000
		<合計>	10,000	1,000	11,000

この請求書は自動口座振替のご案内です。金融機関でのお振込みの手続きは不要です。振替日には上記ご指定の口座から振替させていただきますので、口座残高の御確認をお願いいたします。 1枚中 1枚目

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
9	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率
		備考

共通案分率	50%
それ以外の案分	%
案分の説明	
	$2,200 \times 50\% = 1,100$
	1,100円を充当する。

事務所清掃費(9月分)

04.09.27	2,200 \$MBC(ガ)シントウ
----------	--------------------

請求書

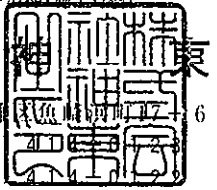
658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3-4-16

神戸市 認可 一般・産業廃棄物・医療廃棄物・収集運搬業
芦屋市 浄化槽維持管理・清掃・施工・洗滌

長瀬たけし 御中

株式会社



〒658-0024 神戸市東灘区深江北町3-4-16
TEL <078 411-0783
FAX <078 411-0782

(7661)

< 口座振替 >

口座振替日は毎月27日になります。但し、
金融機関休業日の場合は翌営業日となります

7661

下記の通り御請求申し上げます。

お客様コード	発行日	締日
		04/09/15

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	内消費税額	今回御請求額
2,200	2,200	0	2,200	200	2,200

日付	伝票番号	区分	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
08.29	626	92	振込 8月分口座引き落とし				2,200
09.15	2063	1	9月分 一般廃棄物 収集運搬料	式	1	2,000	2,000
		9	消費 税				200

売上区分	01 売上	03 領引	09 消費税
	02 返品	04 諸経費	

入金区分	91 現金・小切手	93 手数料	95 その他
	92 振込入金	94 手形入金	

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
10	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分率	案分の説明 18,275 × 50% = 9,137 9,137円を充当する。
		備考 来客用駐車場代(10月分)



あましんキャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関 コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-09-28						
お取扱枚数							お取引金額 円
万円 千円 百円 500 100 50 10 5 1							¥18,000
		お取扱店	手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円		
			¥275	1625			

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

<ご案内>



カカセタケシ 様
電話番号0784356380



裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
11	案 分 率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	備 考	案分の説明 95,440 × 50% = 47,720 47,720円を充当する。
		事務所賃借料(10月分)



あましんキャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関 コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-09-28						
お取扱枚数							お取引金額 円
万円	千円	百円	十円	50	10	5	1
							¥95,000
		お取扱店	手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円		
			¥440	1625			

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

<ご案内>



ナカセ タケシ 様
電話番号0784356380



裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費		
12		案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 $247,000 \times 50\% = 123,500$ 123,500円を充当する。
		備考	政務活動補助職員人件費(XXXXXXXXXX 9月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
9月分		氏 名		[Redacted Name]			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)	
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除 時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
2	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
3	土						
4	日						
5	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
6	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
7	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
8	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
9	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
10	土						
11	日						
12	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
13	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
14	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
15	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
16	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
17	土						
18	日						
19	月						
20	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
21	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
22	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
23	金						
24	土						
25	日						
26	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
27	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
28	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
29	木						
30	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
計					(A) 133:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [19日] × 単価 [13,000 円] = 247,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 9月 30日

金 247,000 円(E)

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [247,000円] × 案分率 [50 %] = 123,500 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 123,500 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
13		案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000 × 50% = 90,000 90,000円を充当する。
		備考	政務活動補助職員人件費() (9月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
9月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
2	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
3	土							
4	日							
5	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
6	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
7	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
8	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
9	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
10	土							
11	日							
12	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
14	水							
15	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
16	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	土							
18	日							
19	月							
20	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	金							
24	土							
25	日							
26	月							
27	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
30	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
計					(A) 90:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価[10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 180,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 9月 30日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E)[180,000 円] × 案分率[50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額[円] × 案分率[%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 90,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年9月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 $170,000 \times 50\% = 85,000$ 85,000円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費() (9月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
9月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
2	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
3	土							
4	日							
5	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
6	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
7	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
8	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
9	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
10	土							
11	日							
12	月							
13	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
14	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
15	木							
16	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	土							
18	日							
19	月							
20	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	金							
24	土							
25	日							
26	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
27	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	水							
29	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
30	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
計					(A) 85:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [17日] × 単価 [10,000 円] = 170,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 170,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 9月 30日

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [170,000 円] × 案分率 [50 %] = 85,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 85,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明 11,000×50%=5,500 5,500を充当する
		備考 複合機リース料(クレ ディセゾン)(10月分)
	04.10.04	11,000(セゾン)リース

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
2	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、添付2枚をお出しください。</p> <p>ご請求先氏名 長瀬 猛 様</p> <p>お客様番号 4605-0642-22801</p> <p>2022年 9月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥2,148-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 収 額 22,10,05</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>案分率</p> <p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明 2,148 × 50% = 1,074 1,074円を充当する。</p> <p>備考</p> <p>電話使用料(9月分)</p>

請求書 (西日本ご利用分)

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2022年 9月21日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 09694 09321 00 J
63 000000 1 2 22090401J

長瀬 猛 様



022092101052069965



09694

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
4605-0642-22801	2022年 9月ご請求分	2,148円	2022年10月 5日(水)

お知らせ



(2 / 2ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 9月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0642-22801)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	2,148	回線使用料(基本料)(住宅用) ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合 算 合 算
◇合計	2,148	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3		案分率 共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 全て政務活動にかかるものであるため
		備考 兵庫ジャーナル購読料 (R4年7月～9月分)

2022年10月14日

領 収 書

長瀬 たけし 様

¥ 8, 4 0 0 -

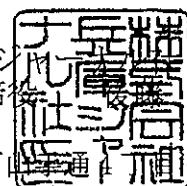
但し 兵庫ジャーナル購読料R4年7月～9月分として

上記金額正に領収いたしました。

内

消費税等	
現金	
小切手	

株式会社兵庫ジャーナル
代表取締役
〒650-0011
神戸市中央区下山手6-13
ファインコート下山手6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563




領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目											
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費										
4		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">18,275 × 50% = 9,137</td> </tr> <tr> <td colspan="2">9,137円を充当する。</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明		18,275 × 50% = 9,137		9,137円を充当する。	
		共通案分率	50%									
それ以外の案分	%											
案分の説明												
18,275 × 50% = 9,137												
9,137円を充当する。												
備考	来客用駐車場代(11月分)											



AMASHIN

あましんキャッシュサービスご利用明細票


いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関 コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-10-21						
お取扱枚数							お取引金額
万円 千円 百円 50 10 5 1							円
							¥18,000
		お取扱店	手数料	お取扱時刻	お取引後残高		
			¥275	1600			

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

<ご案内>

ナカセ タケシ 様
電話番号0784356380

 **尼崎信用金庫**

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目											
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費											
5		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">95,440 × 50% = 47,720</td> </tr> <tr> <td colspan="2">47,720円を充当する。</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明		95,440 × 50% = 47,720		47,720円を充当する。	
		共通案分率	50%									
それ以外の案分	%											
案分の説明												
95,440 × 50% = 47,720												
47,720円を充当する。												
備考	事務所賃借料(11月分)											



あましんキャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	支店コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-10-21						
お取扱枚数							お取引金額 円
万円 千円 百円 50 10 5 1							¥95,000
		お取扱店	手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円		
			¥440	1601			

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

<ご案内>



カセケン 様
電話番号0784356380



裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費	事務所費・事務費・人件費

6	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	8,117 × 50% = 4,058 4,058円を充当する。
	備考	事務所電気代(9月分)

電気料金振込受領証(兼請求書) (裏面もご覧ください)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ	長瀬 益 様	4 年 9 月分
お客さま番号	22410043041503	ご請求金額 8,117 円
ご使用期間	8月24日～9月25日	消費税等相当額(消費税) 737 円
契種	ご使用量(kWh) 278	電気料金内訳(円) -
		ご使用場所 神戸市東灘区深江北町3丁目4-16
燃料費調整額	+622.78円	
再エネ促進賦課金	959円	

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 10月26日 金融機関取扱期限日 10月26日

本票は、11月7日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

神戸料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え)

被振込人 関西電力 本書により集金員が収納することはありません。

収 納 印
22.10.21

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

長瀬 猛 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
	2 2	4 1	0 0 4 3	0 4	1 5 0 3
供給地点特定番号	06	0224	1004	3041	5031 0000
4年 9月分		ご使用期間	8月24日～ 9月25日		
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 **278kWh**

計器番号 822
 当月指示数 0 2 4 6 2 . 9
 前月指示数 0 2 1 8 5 . 3

ご参考：前年同月ご使用量（期間 8/25～ 9/23）
 172kWh
 対前年同月比 +61.6%

ご請求金額 **8,117 円**

お支払期限日 10月26日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	燃料費調整額	+ 622.78
電力量料金		再エネ促進賦課金	959.00
1 段料金	2,132.55	消費税等相当額再掲	737.00
2 段料金	4,062.18	託送料金相当額再掲	2,404.00
		うち賠償負担金相当額	
		及び廃炉円滑化負担金相当額	63.94

単価名称	月 分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+33円 66銭	+2円 24銭
	翌月分	+33円 66銭	+2円 24銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円 75銭	3円 45銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契 約 種 別	
ご 使 用 量	振 替 日
領 収 金 額	消費税等相当額 (再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 9月26日 次回検針日 10月25日 検針員

関西電力株式会社

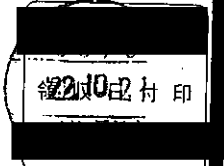
(ご注意) 本票はより集金手段とはなりません。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目																																																							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費																																																							
7	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3,036 × 50% = 1,518</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,518円を充当する。</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明		3,036 × 50% = 1,518		1,518円を充当する。																																													
		共通案分率	50%																																																					
それ以外の案分	%																																																							
案分の説明																																																								
3,036 × 50% = 1,518																																																								
1,518円を充当する。																																																								
		<table border="1"> <tr> <td>事務所上下水道代</td> <td>(7/23~9/22)</td> </tr> </table>	事務所上下水道代	(7/23~9/22)																																																				
事務所上下水道代	(7/23~9/22)																																																							
<p>水 道 料 金 納入通知書兼領収書 下水道使用料</p> <p>発行日 令和 4 年 10 月 13 日</p> <table border="1"> <tr> <td>お客様番号</td> <td colspan="5">1:107:03:158(103)</td> </tr> <tr> <td>請求番号</td> <td colspan="5">34:2:03004831:6</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>期分</td> <td>口径</td> <td>用途</td> <td>戸数</td> <td>水栓番号</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>E4</td> <td>13</td> <td>業務用</td> <td>1</td> <td>018726</td> </tr> <tr> <td>ご使用期間</td> <td colspan="5">4年 7月23日~ 4年 9月22日</td> </tr> <tr> <td>ご使用水量</td> <td colspan="2">4m³</td> <td colspan="3">うち消費税相当額</td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>1,936円</td> <td colspan="4">176円</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>1,100円</td> <td colspan="4">100円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>3,036円</td> <td colspan="4">276円</td> </tr> </table> <p>水道ご使用場所 東灘区深江北町3丁目 4-16</p> <p>お客様名 長瀬 猛 様</p> <p>納期限 令和 4 年 10 月 28 日 上記金額を納期限までにお支払いください。 領収書は、5年間大切に保管してください。</p> <p>神戸市水道事業管理者 (お客様控)</p> 			お客様番号	1:107:03:158(103)					請求番号	34:2:03004831:6					年度	期分	口径	用途	戸数	水栓番号	04	E4	13	業務用	1	018726	ご使用期間	4年 7月23日~ 4年 9月22日					ご使用水量	4m ³		うち消費税相当額			水道料金	1,936円	176円				下水道使用料	1,100円	100円				合計金額	3,036円	276円			
お客様番号	1:107:03:158(103)																																																							
請求番号	34:2:03004831:6																																																							
年度	期分	口径	用途	戸数	水栓番号																																																			
04	E4	13	業務用	1	018726																																																			
ご使用期間	4年 7月23日~ 4年 9月22日																																																							
ご使用水量	4m ³		うち消費税相当額																																																					
水道料金	1,936円	176円																																																						
下水道使用料	1,100円	100円																																																						
合計金額	3,036円	276円																																																						
備考																																																								

ご使用水量のおしらせ

Water Service Statement

いつもご利用いただきありがとうございます。

4-16

長瀬 猛 様

お客様番号
1 107 03 158 (103)

水栓番号 メーター番号
018726 0044694

年度 期分 口径 用途 戸数 今回検針日
4 E4 13 業務用 1 4年 9月22日

今回メーター指示数 167 4年 9月22日まで
前回メーター指示数(-) 163 4年 7月23日から

今回ご使用水量
Water used 4 m³

水道料金 1,936円 (176円)
下水道使用料 1,100円 (100円)

合計金額
Total Charge 3,036円

金額欄の () 内は、消費税相当額です。

検針員

次回検針予定日 11月22日 頃

※都合により変更する場合がございます。

口座振替済のおしらせ

年度	期分	前回検針日	ご使用水量 m ³	振替日
振替合計金額				

上記の金額をご指定の口座から振替させていただきます、ありがとうございます。
R11-103-00 本票でのお支払はできません。

※水道料金等のお問い合わせ先

連絡先 営業課 ☎ 945-7197

※水道の開始・中止の受付(ホームページでも受付けています。)

お客さま受付センター ☎ 078-797-5555

営業時間 午前9時~午後5時15分 土・日・祝は休みです。

水道料金は下水道使用料と合わせて2か月ごとにいただいています。

神戸市水道局

Waterworks Bureau

神戸市が開設している水まわりトラブルの総合窓口
悪質業者にご注意!

水道修繕受付センター

0120-976-194

(きゅうなるうすいはいいくよ)

FAX:078-575-0338 24時間/365日

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
8	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明 8,910×50%=4,455 4,455円を充当する。
		備考 複合機使用料(10月分)
	904.10.24	12,760 SMBC(フジ)ファイルBI
		※ 10-9との合計額

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

長瀬たけし事務所

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

ご担当者様

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部



お問合せ番号：T300614319

TEL:0120-069-840 (0002/0002 014232)
FAX:0120-600-695

お支払約束手日	2022年10月24日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年09月22日
請求書番号：820921-0114353

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 8,910円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚 数 / 数 量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
1 トータルサービス料金	2022/08/21-2022/09/20				8100
2 黒モード	1カウント以上	1340	1.00	1340	
3 フルカラー	1カウント以上	676	10.00	6760	
4 ご使用合計		2016			
5					
6 【代金/料金合計】					8100
7 【消費税および地方消費税(10%)】					810
8 【今回ご請求額】					8910
9					
10 ※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C2360 PPS-4T 326425					
11 (今回) (前回) (テスト) (ミス) 2022/08/21-2022/09/20					
12 1(28170)(26825)(0)(5)	設置先	長瀬たけし事務所			
13 2() () () ()					
14 3(4283)(3604)(0)(3)					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

16500 00908 0000 00908 01 1 2 125020 9279354 T300614319 3308518897 T300614319
20 0930 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0 TCH 01 3 014232 1

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
9	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率
		備考

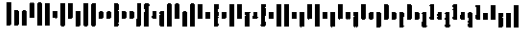
共通案分率	50%
それ以外の案分	%
案分の説明	
	$3,850 \times 50\% = 1,925$ 1,925円を充当する。
複合機保守料(10月分)	

10-8に添付

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

0002113#



お問合せ番号：T300614319

ご担当者様

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005

大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840

(0001/0002 014231)

FAX:0120-600-695

お支払のご案内	お支払約束日	2022年10月24日
	お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
	指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年09月22日
請求書番号：820921-0137018

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,850円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。

お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目 / 品名	期間 / 返品NO	枚数 / 数量	単価	小計(円)	合計(円)
1	ITあんしんSPIII(エントリー)	2022/08/21-2022/09/20				3500
2						
3	【代金/料金合計】					3500
4	【消費税および地方消費税(10%)】					350
5	【今回ご請求額】					3850
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 00908 0000 00908
20 0930 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0 C

12502020 9279354 T300614319
01 3 014231 1

3306567253 T300614319

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
10	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 25%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	案分率
		9,740-230-1,868= 7,642 7,642×25%= 1,910 1,910円を充当する。
		備考
		携帯電話使用料(au機器代金、auかんたん決済利用料、各種ダイヤルサービス通話料を除く)(10月分)
	1704.10.25	9,740 KDDIリョウキン(SMFS)

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
-------	-------	-------

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES (2022年10月 ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年10月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	9,740円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	[REDACTED]

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。



料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES
2022年 9月ご請求分 (8月利用分)

ご請求先氏名
長瀬 猛 様

下記ご利用料金を 9月26日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告
付につき新橋
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0255251437
領収金額 AMOUNT RECEIVED	9,524円
うち消費税等 TAX	675円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	[REDACTED]

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
 - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 - ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
電話リレーサービス料は2022年10月ご利用分から2023年3月ご利用分については発生しません。
- 【お客さまへの注意喚起】KDDIを装う偽メールにご注意ください。
KDDIサービスを装う偽メールが増えています。下記サイトより注意

料金内訳書

<凡例>税込または免税料金等：「*」、旧税率計算対象料金：「#」

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年10月 7日

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目 KDDIビル

ご請求コード 0255251437 総合計 9,740円 ご利用年月 2022年 9月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●aU電話料金			●合計 7,422円
ご利用番号	7,422		お客様コード 18408075 ご利用月数は2022年10月で27年 3ヶ月目です。
< 9月ご利用内訳 >	7,422		
▼プラン利用料	5,680		
aUフラットプラン7プラス+通話定額		4,180	
aUフラットプラン7プラス(データ)		4,200	
2年契約+家族割		-1,500	
LTE NET		300	
家族割プラス/aUスマートバリュー		-1,500	カウント対象回線数 2台
▼オプション使用料	930		
電話きはんバック		300	
故障紛失サポート		630	
▼通話料/aUフラット7プラス+通話定額	135		
通話料		38,160	
SMS(Cメール)送信料		135	
通話定額割引額		-37,220	
aU-自宅割		-520	aU-自宅割により対象通話を割引します。
家族間通話全額割引(2年契約+家族割)		-420	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等(10%)	674		10%消費税の課税対象額 6,748円
データ利用量(データ容量消費あり)	6.56GB		
データ利用量(データ容量消費なし)	2.93GB		
●aU機器代金			●合計 0 230円
ご利用番号	230		
▼購入機器代金	230	(対象外経費)	* 47回払い26回目。残額 4,830円 買い替え時に旧機種返却で、かえトクプログラムがご利用可能です
分割支払金		230	
●aUかんたん決済利用料			●合計 0 1,868円
ご利用番号	1,868		
▼aUかんたん決済利用料	1,868	(対象外経費)	
aUスマートバスプレミアム/税込		548 *	
aUサービス情報料/税込		550 *	
aUかんたん決済/情報料/税込		770 *	
●紙請求書発行等手数料			●合計 220円
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等(10%)	20		10%消費税の課税対象額 200円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
11	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 5,148 × 50% = 2,574 2,574円を充当する。
		備考	インターネット代(10月分)
	1904.10.27	5,960	CSS.シアイコム

2022年10月 ご利用分

5,960円 (税込)

口座振替日 : 2022/10/27

【バック料金】

NETバック
10月 1日~10月31日

120Mコース

PHONE プラス
[REDACTED]【固定電話】
[REDACTED]発信番号表示
10月 1日~10月31日ユニバーサルサービス料
10月 1日~10月31日電話リレーサービス料
10月 1日~10月31日通話料金 (国内)
9月ご利用分auまとめトーク割引
9月ご利用分消費税等
税額1円未満、税込除く

合計

0 4,680円 × 1.1
= 5,148

400円

2円

0円

382円

-46円

542円

5,960円

※請求書のダウンロード・お支払い証明書の発行は「各種お手続き」からできます。
 ※クレジットカード支払い：お支払日はカード会社の引き落とし日に準じます。
 ※口座振替：振替日が土日祝の場合は翌営業日振替となります。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
12	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	案分率
	11,000 × 50% = 5,500 5,500円を充当する。	
	事務所セキュリティー費 (日本警備株式会社)(11月分)	備考
04-10-27 200		*11,000 SMBC(ニホンアンセンケ)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
13	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明 2,200×50%=1,100 1,100円を充当する。
		備考 事務所清掃費(10月分)
	1104.10.27	18,700 SMBC(カ)シントウ

請求書

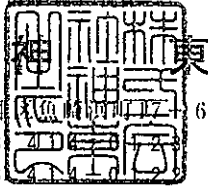
658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3-4-16

神戸市 認可 一般・産業廃棄物・医療廃棄物・収集運搬業
芦屋市 浄化槽維持管理・清掃・施工・洗滌

長瀬たけし 御中

株式会社



〒658-0021 神戸市東灘区深江北町3-4-16

TEL <078

FAX <078

(7661)

<口座振替>

口座振替日は毎月27日になります。但し、
金融機関休業日の場合は翌営業日となります

下記の通り御請求申し上げます。

7661

お客様コード	発行日	締日
		04/10/15

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	内消費税額	今回御請求額
2,200	2,200	0	18,700	1,700	18,700

日付	伝票番号	区分	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
09.27	866	92	振込 9月分口座引き落とし				2,200
10.15	2303	01	10月分 一般廃棄物・収集運搬料	式	1	✓ 2,000	2,000
		05	10月5日				
		01	粗大ごみ回収 (対象外経費)	式	1	15,000	15,000
		09	消費税				✓ 1,700

売上区分	01 売上	03 値引	09 消費税
	02 返品	04 諸経費	

入金区分	91 現金・小切手	93 手数料	95 その他
	92 振込入金	04 手形入金	

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
14		案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 247,000×50%= 123,500 123,500円を充当する。
		備考	政務活動補助職員人件費(10月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
10月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							
2	日							
3	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
4	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
5	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
6	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
7	金							
8	土							
9	日							
10	月							
11	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
12	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
13	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
14	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
15	土							
16	日							
17	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
18	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
19	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
20	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
21	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
22	土							
23	日							
24	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
25	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
26	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
27	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
28	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
29	土							
30	日							
31	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
計					(A) 133:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [19日] × 単価 [13,000 円] = 247,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 247,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 10月 31日

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [247,000円] × 案分率 [50 %] = 123,500 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 123,500 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000×50%=90,000 90,000円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費([REDACTED] 10月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書									
10月分		氏名							
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間	
1	土								
2	日								
3	月	11:00	17:00	1:00	5:00				
4	火								
5	水	11:00	17:00	1:00	5:00				
6	木	11:00	17:00	1:00	5:00				
7	金	11:00	17:00	1:00	5:00				
8	土								
9	日								
10	月								
11	火	11:00	17:00	1:00	5:00				
12	水	11:00	17:00	1:00	5:00				
13	木	11:00	17:00	1:00	5:00				
14	金	11:00	17:00	1:00	5:00				
15	土								
16	日								
17	月	11:00	17:00	1:00	5:00				
18	火	11:00	17:00	1:00	5:00				
19	水								
20	木	11:00	17:00	1:00	5:00				
21	金	11:00	17:00	1:00	5:00				
22	土								
23	日								
24	月	11:00	17:00	1:00	5:00				
25	火	11:00	17:00	1:00	5:00				
26	水	11:00	17:00	1:00	5:00				
27	木	11:00	17:00	1:00	5:00				
28	金	11:00	17:00	1:00	5:00				
29	土								
30	日								
31	月	11:00	17:00	1:00	5:00				
計					(A)	90:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

金 180,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 10月 31日

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [180,000 円] × 案分率 [50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 90,000 円

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年10月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費	
16		案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000×50%=90,000 90,000円を充当する。
		備考
		政務活動補助職員人件費(XXXXXXXXXX 10月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書									
10月分		氏名							
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間	
1	土								
2	日								
3	月	11:00	17:00	1:00	5:00				
4	火	11:00	17:00	1:00	5:00				
5	水								
6	木	11:00	17:00	1:00	5:00				
7	金	11:00	17:00	1:00	5:00				
8	土								
9	日								
10	月								
11	火	11:00	17:00	1:00	5:00				
12	水	11:00	17:00	1:00	5:00				
13	木	11:00	17:00	1:00	5:00				
14	金	11:00	17:00	1:00	5:00				
15	土								
16	日								
17	月	11:00	17:00	1:00	5:00				
18	火	11:00	17:00	1:00	5:00				
19	水	11:00	17:00	1:00	5:00				
20	木	11:00	17:00	1:00	5:00				
21	金	11:00	17:00	1:00	5:00				
22	土								
23	日								
24	月	11:00	17:00	1:00	5:00				
25	火	11:00	17:00	1:00	5:00				
26	水								
27	木	11:00	17:00	1:00	5:00				
28	金	11:00	17:00	1:00	5:00				
29	土								
30	日								
31	月	11:00	17:00	1:00	5:00				
計					(A)	90:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

① 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 10月 31日

金 180,000 円(E)

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [180,000 円] × 案分率 [50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 90,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	案分率	11,000 × 50% = 5,500 5,500円を充当する。
	備考	複合機リース料(クレ ディセゾン)(11月分)
	1204.11.04	11,000 (セゾン)リース

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)

(自由民主党)

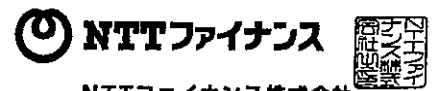
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目									
2	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p><p>ご請求先氏名 長瀬 猛 様</p><p>お客様番号 4605-0642-22801</p><p>2022年10月ご請求分 金額(円) ¥2,296-</p><p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p><p>お問い合わせ先 (無料) 0800-3335550</p><p>領 取 日 附 印 38</p><p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p></div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</td><td>共通案分率 50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分 %</td></tr><tr><td colspan="2">案分の説明 2,296 × 50% = 1,148 1,148円を充当する。</td></tr><tr><td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備考</td><td>電話使用料(10月分)</td></tr><tr><td></td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 %	案分の説明 2,296 × 50% = 1,148 1,148円を充当する。		備考	電話使用料(10月分)	
案分率	共通案分率 50%									
	それ以外の案分 %									
案分の説明 2,296 × 50% = 1,148 1,148円を充当する。										
備考	電話使用料(10月分)									

請求書 (西日本ご利用分)

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

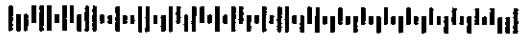
郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2022年10月20日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【運付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021111002 00690 00685 00 J
83 010010 1 2 22100401J

長瀬 猛 様



022102101056617927



00690

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 (1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
4605-0642-22801	2022年10月ご請求分	2,296円	2022年11月7日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 2,296円
(合計) 2,296円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 2ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年10月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0642-22801)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	2,147	回線使用料(基本料)(住宅用) 9月6日~10月5日 ユニバーサルサービス料他(日割) 消費税等相当額(合計)	合算 合算
◇NTTコミュニケーションズご利用分	149	ダイヤル通話料 8月6日~10月5日、0570 消費税等相当額(合計)	合算
◇NTT西日本分(小計)	2,296	(小計)	
◇合計	2,296	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
3		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 $4,506 \times 50\% = 2,253$ 2,253円を充当する。
		事務所電気代(10月分) 備考

電気料金振込受領証(兼請求書) (青)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ	長瀬 猛 様	4 年 10 月分
お客さま 番号	日程 所 番 号 22410043041503	ご 請 求 金 額 4,506 円
ご使用 期間	9月26日~10月24日	消費税等相 当額(円換)
契種	ご使用量(kWh) 163	電気料金内訳(円) 409 円
再 機	燃料費調整額 +365.18円	ご使用場所 神戸市東灘区深江北町3丁目4 -16
	再エネ促進賦課金 562円	

（裏面もご覧ください）

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 **11月24日** 金融機関取扱期限日 **11月24日**

本票は、12月6日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

神戸料金センター 電話番号 **0800-777-8810** (お客さま控え)

被振込人  関西電力 本書により業金員が収納することはありません。

収 納 印



いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

長瀬 猛 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
	22	41	0043	04	1503
供給地点特定番号	06	0224	1004	3041	5031 0000
4年 10月分		ご使用期間	9月26日～ 10月24日		
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 **163kWh**

計器番号 822
 当月指示数 02626.1
 前月指示数 02462.9

ご参考：前年同月ご使用量 (期間 9/24～10/21)
 147kWh
 対前年同月比 +10.8%

ご請求金額 **4,506 円**

お支払期限日 11月24日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	燃料費調整額	+ 365.18
電力量料金		再エネ促進賦課金	562.00
1段料金	2,132.55	消費税等相当額再掲	409.00
2段料金	1,105.53	託送料金相当額再掲	1,409.00
		うち賠償負担相当額	
		及び廃炉円滑化負担相当額	37.49

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+33円 66銭	+2円 24銭
	翌月分	+33円 66銭	+2円 24銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円 75銭	3円 45銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	消費税等相当額 (再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 10月25日 次回検針日 11月24日 検針員

関西電力株式会社

(ご注意) 本票により集金するものではありません。

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

ご担当者様



お問合せ番号：T300614319

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840 (0002/0002 014088)
FAX:0120-600-695

お支払約束手日	2022年11月24日
お支払方法	
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年10月24日
請求書番号：821021-0114469

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,842円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
2	トータルサービス料金	2022/09/21-2022/10/20				3493
3	黒モード	1カット以上	663	1.00	663	
4	フルカラー	1カット以上	283	10.00	2830	
5	ご使用合計		946			
6	【代金/料金合計】					3493
7	【消費税および地方消費税(10%)】					349
8	【今回ご請求額】					3842
10	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C2360 PFS-4T 326425					
11	(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)	2022/09/21-2022/10/20	
12	1(28835)	28170	0	2	設置先	長瀬たけし事務所
13	2					
14	3(4567)	4283	0	1		
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
5		案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 $3,850 \times 50\% = 1,925$ 1,925円を充当する。
		備考
		複合機保守料(11月分) 11-4に添付

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

0002032#



お問合せ番号：T300614319

ご担当者様

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840 (0001/0002 014087)
FAX:0120-600-695

お支払約束手日	2022年11月24日
お支払方法	
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落させていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2022年10月24日
請求書番号：821021-0138250

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,850円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1	ITあんしんSPIII(エントリー)	2022/09/21-2022/10/20				3500
2						
3	【代金/料金合計】					3500
4	【消費税および地方消費税(10%)】					350
5	【今回ご請求額】					3850
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 00908 0000 00908
20 1031 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0

12502020 9279354 T300614319
01 3 014087 1

3306567253 T300614319

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
6	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 25%
		それ以外の案分 %
		案分の説明 案分率 $9,876 - 230 - 1,868 = 7,778$ $7,778 \times 25\% = 1,944$ 1,944 1,944円を充当する。
	備考 携帯電話使用料(au機器代金、auかんたん決済利用料、各種ダイヤルサービス通話料を除く)(11月分)	
04.11.25 9,876 KDDIリョウキ (SMFS)		

ご利用項目

金額(円)

内訳(円)

備考

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

(2022年11月 ご請求分)

Table with account details: 口座振替日 (2022年11月25日), 口座振替額 (9,876円), 金融機関名, 支店名, 口座番号.

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。



お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
●ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
●電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●電話リレーサービス料の番号単価の改定について
電話リレーサービス料は2022年10月ご利用分から2023年3月ご利用分については発生しません。
●【お客さまへの注意喚起】KDDIを装う詐欺メールが増えています。不審なサイトにIDやパスワードを入力してしまった場合の対処方法は

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年10月ご請求分 (9月利用分)

ご請求先氏名 長瀬 猛 様

下記ご利用料金を10月25日口座振替により領収いたしました。

印紙税申告納付につき領収税務署承認済

KDDI株式会社

Table with receipt details: 請求コード (0255251437), 領収金額 (9,740円), うち消費税等 (694円), 金融機関名, 支店名, 口座番号.

料金内訳書 <凡例>税または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年11月 5日

KDDI株式会社

ご請求コード 0255251437 総合計 9,876円 ご利用年月 2022年10月

Main table with columns: ご利用項目, 金額(円), 内訳(円), 備考. Includes au電話料金, au機器代金, and other service charges.

●紙請求書発行等手数料 200円
●紙請求書発行手数料 20円
●消費税等(10%) 20円
●合計 220円
10%消費税の課税対象額 200円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
7	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	備考	案分の説明 18,275 × 50% = 9,137 9,137円を充当する。
		来客用駐車場代(12月分)



あましんキャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-11-28						
お取扱枚数							お取引金額 円
万円 千円 百円 500 100 50 10 5 1							¥18,000
お取扱店			手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円		
			¥275				

印紙税申告納付につき尼崎税務署承認済

(ご案内)



株式会社
ナガセ タケシ 様
電話番号0784356380



裏面のご案内もあわせてご覧ください。


領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
8	案 分 率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	備 考	案分の説明 95,440×50%=47,720 47,720円を充当する。
		事務所賃借料(12月分)



AMASHIN

あましんキャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます


お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関 コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	22-11-28						
お取扱枚数							お取引金額 円
万円 五千円 二千円 千円 500 100 50 10 5 1							¥95,000
お取扱店			手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円		
			¥440				

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

〈ご案内〉

様

ナカセ タケシ 様
電話番号0784356380

 **尼崎信用金庫**

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
9	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	案分率	5,148 × 50% = 2,574 2,574円を充当する。
	備考	インターネット代(11月分)
		04.11.28 5,819 CSS: 1,192

2021年10月～2022年11月

前月

2022年11月 ▼

2022年11月 ご利用分

5,819円 (税込)

口座振替日: 2022/11/28

【バック料金】

NETバック
11月 1日～11月30日

120Mコース

PHONE プラス

✓ 4,680円 × 1.1
= 5,148

合計

5,819円

※請求書のダウンロード・お支払い証明書の発行は「各種お手続き」からできます。

※クレジットカード支払い: お支払日はカード会社の引き落とし日に準じます。

※口座振替: 振替日が土日祝の場合は翌営業日振替となります。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)


整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
10	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	案分率
		11,000 × 50% = 5,500 5,500円を充当する。
		備考
		事務所セキュリティー費 (日本警備株式会社)(12月分)
	04-11-28 200	*11,000 SMBC(ニホンアンセンク)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 2,200×50%=1,100 1,100円を充当する。
		事務所清掃費(11月分)
04.11.28  2,200 \$MBC(カ)シフトウ		

請 求 書

658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3-4-16

長瀬たけし 御中

(7661)

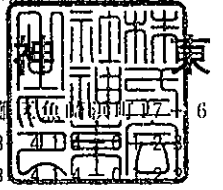
神戸市 一般・産業廃棄物・医療廃棄物・収集運搬業
 芦屋市 認可 浄化槽維持管理・遊具・施設・塗装

株式会社

〒658-0021 神戸市東灘区深江北町3-4-16

TEL <078

FAX <078



< 口座振替 >

口座振替日は毎月27日になります。但し、
 金融機関休業日の場合は翌営業日となります

7661

下記の通り御請求申し上げます。

お客様コード	発行日	締日
		04/11/15

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	内消費税額	今回御請求額
18,700	18,700	0	2,200	200	2,200

日付	伝票番号	区分	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
10.27	1668	92	振込 10月分口座引き落とし				18,700
11.15	2518	1	11月分 一般廃棄物 収集運搬料	式	1	2,000	2,000
		9	消費税				200

売上区分	01 売 上	03 値 引	09 消費 税	入金区分	91 現金・小切手	93 手数料	95 その他
	02 返 品	04 諸 経 費			92 振込入金	94 手形入金	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ 広報広聴費 ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
12		共通案分率 % それ以外の案分 99% 案分の説明 1,396,564 × 99% = 1,382,598 1,382,598円 を充当する。 政務活動以外の部分が 全体の1%を占めるため
		備考 県政報告紙(印刷代・新聞折込代・郵送代)

兵庫県議会議員 長瀬 猛 様 No. _____

金額 ¥ 1,396,564 -

但 令和4年11月28日 上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額 _____
 消費税額(%) _____
 税抜金額 _____
 消費税額(%) _____

各種印刷 ZIG ZAG SHA
 タイポハウス軸索社
 〒660-0054 兵庫県尼崎市西立花町1丁目1-5
 マルタビル(JR立花駅南西口すぐ)
 TEL (06) 6419-8461 FAX (06) 6419-8462

登録番号

GR1422

納品書 令和4年11月21日

No. _____

兵庫県議会議員
長瀬 猛 様

各種印刷 ZIG ZAG SHA
タイポハウス 軸索社

〒660-0054 兵庫県尼崎市西立花町1丁目1-5
マルタニビル(JR立花駅南西口すぐ)
TEL (06) 6419-8461 FAX (06) 6419-8462
登録番号

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単価	金額(税抜)	税込	税率(%)	摘要
1 県政報告 B3カラー両面						
2 デザイン料	1			60000		
3 印刷 B3両面カラーコート紙	58,500	6.5	380250			
4 11月30日新聞折込	48,700	4.5	219150			
5 郵便 区内特別	8,341	68	567188			税込
6 普通郵便	939	94	88266			
7 普通郵便 バコード割引	202	78.07	15770			
税率	%	消費税額等	小計(税抜・税込)	1330624		
税率	10%	消費税額等	合計(税抜・税込)			
65,940			税込合計金額	¥ 1,396,564		

GD13521

請求書 令和4年11月21日

No. _____

兵庫県議会議員
長瀬 猛 様

各種印刷 ZIG ZAG SHA
タイポハウス 軸索社

〒660-0054 兵庫県尼崎市西立花町1丁目1-5
マルタニビル(JR立花駅南西口すぐ)
TEL (06) 6419-8461 FAX (06) 6419-8462
登録番号

下記のとおり御請求申し上げます

品名	数量	単価	金額(税抜)	税込	税率(%)	摘要
1 県政報告 B3カラー両面						
2 デザイン料	1			60000		
3 印刷 B3両面カラーコート紙	58,500	6.5	380250			
4 11月30日新聞折込	48,700	4.5	219150			
5 郵便 区内特別	8,341	68	567188			税込
6 普通郵便	939	94	88266			
7 普通郵便 バコード割引	202	78.07	15770			
税率	%	消費税額等	小計(税抜・税込)	1330624		
税率	10%	消費税額等	合計(税抜・税込)			
65,940			税込合計金額	¥ 1,396,564		

GD13521

領収書

毎度ありがとうございます。

お客様名： 兵庫県議会議員 長瀬 たけし 様
お客様番号：
住所： 〒

料金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	6	7	1	2	2	4

別納引受
(内訳)

収納内訳	
現金	671,224円
証紙	-
切手	-
小切手	-

<種別>	<特殊取扱>	<量目/サイズ>	<通(個)数>	<単価(円)>	<料金(円)>	<摘要>
第1種定形区内3BC2		50.0g	8,341	68	567,188	
		小計			567,188	
第1種定形		50.0g	1,141	94	107,254	
		小計			104,036	
						-3,218 割引 3%(BC割引)

料金計	674,442円	割引計	3,218円	課税計	671,224円		
				(内消費税等	61,020円)		
				非課税計	0円	お預り 現金	671,224円
				合計	671,224円	おつり	0円

上記のとおり領収しました。

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
連絡先：東灘郵便局
電話番号：0570-943-978

発行番号：221128d0001
発行日時：2022年11月28日 11:37



印紙税申告納付につき廻町
税務署承認済

領収日

2022.11.28

令和4年11月10日

兵庫県議会議員 長瀬猛 様

〒660-00545 尼崎市西立花町1-1-5

タイポハウス軸索社 代表 谷田 透

お見積り書

お見積り金額 ￥1,399,782-

有効期限 発効日から1か月

お支払い方法 現金もしくは振込

お支払い期日 11月30日(水)

品名	数量	単位	単価	金額
デザイン料	1	式	60,000	60,000
印刷 B3両面カラーコート紙	58500	枚	"6.5	380,250
11月30日新聞折込	48700	枚	"4.5	219,150
※ 神戸新聞 9050				
※ 朝日新聞 13950				
※ 毎日新聞 6000				
※ 読売新聞 13350				
※ 産経新聞 1500				
※ 日経新聞 4850				
郵便区内特別	8341	通	68	567,188
普通郵便	1141	通	94	107,254
小計				1,333,842
消費税(10%)				65,940
合計				1,399,782

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	長瀬たけし
-----	-------

活動名	県政報告「長瀬 たけし県政報告 第2号」 の発行				
活動概要	<p>○発行日 令和4年11月20日</p> <p>○発行部数 58,500部</p> <p>○配布方法 新聞折込 48,700部 個別郵送 9,482部 手配り 318部</p> <p>○対象者 神戸市東灘区民・神戸市東灘区外</p> <p>○内容 県政報告</p> <p>○案分率 案分率 99%を適用する。</p>				
経費	領収書No	項目・内容	支出額	案分率 (%)	政務活動費 充当金額
	11 - 12	県政報告B3カラー両面デザイン代・消費税	66,000	99	65,340
		印刷B3両面カラーコート紙6.5円×58,500枚・消費税	418,275	99	414,092
		新聞折込(11月30日) 4.5円×48,700枚・消費税	241,065	99	238,654
		郵送料 区内特別 68円(税込)×8,341通	567,188	99	561,516
		普通郵便 94円(税込)×939通・普通郵便バーコード割引78.07円(税込)×202通	104,036	99	102,996
		合 計	1,396,564		1,382,598
備考					

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

県民の安心のためなら…安全については妥協しない!



阪神電車は難しいので、上手く行かなかった事例も含めて、委員会質疑等の攻防を検証します。

阪神電車の芦屋〜魚崎連続立体交差改良工事は、上下線とも高架上部への切り替えが終わり危険な踏切が撤去されました。ひとたび事故が発生すれば重大な事態を引き起こす踏切がなくなりました。地域安全は大きく前進しました。しかし踏切のない道路では、自動車がスピードを落とさずに通過する様になり、横断しようとする歩行者との接触事故の危険性が

高まりました。とりわけ深江駅前には朝夕のラッシュ時に、登下校中の東灘高校の生徒さんが加わり、歩行者の数が極めて多くなり、その中に高齢者などが混じるので大変危険な状態となっていました。誰が考えてもその必要性は一目瞭然と思われるこの状況下でも、県警当局は信号機設置に

長瀬たけし

県政報告



第2号 令和4年11月20日発行

〒658-0013 神戸市東灘区深江北町3丁目4-16
TEL(078)435-6380 FAX(078)435-6381
nagase_takeshi@yahoo.co.jp

ホームページ
<http://www.nagase-takeshi.net/>



▲沖縄返還70周年、今年も慰霊祭に参列します。大東亜戦争末期に27代沖縄県知事に赴任した島田毅さんは、神戸市須磨区のお生まれで兵庫高校のOBです。沖縄県民の疎開事業などに奔走しましたが、南部の戦地で戦死されました。島田毅知事他の御霊を慰める「島守の塔慰霊祭」と兵庫県出身戦没者の御霊を慰める「のじぎくの塔」慰霊祭が、今年も11月29日沖縄県平和記念公園(糸満市)で行われます。県議として毎年参列させて頂いています。

まずは事実上「信号機設置」を認めた令和二年度決算特別委員会の議事録から一部を紹介いたします。

「お尋ねの二つの交差点については、私自身が年の初めに現場を視察に行つて、安全施設の整備について検討してきたところである。一つ目の青木駅西側交差点については、付近に未就学児の施設もあるので、側道の供用開始時に横断歩道を設置するとともに、北側道路は一時停止の規制を行い、その後の交通量、横断者の人数などを調査・分析した上で、信号機

警察庁のホームページから「交通規制の目的」を検索すると、1. 道路における危険の防止、2. 交通における安全と円滑を図る、3. 道路の交通に起因する障害の防止の三点が掲げられています。

第一に掲げられた危険とは交通事故でありこれを防止するという重要性については論を俟たないと思います。第三に掲げられた障害とは大気汚染などです。ここでは問題になりません。問題なのは第一に掲げられた「安全と円滑」

このように交通部長の答弁「信号機の設置を検討している」を引き出した事で、阪神深江駅前の信号機設置要望はほぼ目的を果した訳ですが、この答弁を引き出すまでに議事録としては残らない県警当局とのやり取りが、足掛け三年にわたって続いて来たのです。

と造られていた時代でした。その後幾度も改正を重ねてはいるものの、基本理念は変わっており、スムーズに移動できるような道路交通環境を確保する事が、この法律の目的なのです。すなわち信号機設置や新たな横断歩道設置、一時停止の新設などの「規制」は、「危険の防止」が担保されている限り、「できるだけしない」というのが基本的な考え方なのです。危険の防止が担保されているかどうかの判断は、警察が行うので地域のみさんとの間で隔たりが発生する場合も少なくありません。交通安全のために新たな規制を求めるご陳情は、今回以外にもたくさん頂戴しておりますが、なかなか実現しておりません。

「お尋ねの二つの交差点については、私自身が年の初めに現場を視察に行つて、安全施設の整備について検討してきたところである。一つ目の青木駅西側交差点については、付近に未就学児の施設もあるので、側道の供用開始時に横断歩道を設置するとともに、北側道路は一時停止の規制を行い、その後の交通量、横断者の人数などを調査・分析した上で、信号機

それは、「道路を通行する者が安心かつスムーズに移動できるような道路交通環境を確保するため」と解説されており、「通行する者」には自動車も歩行者も含まれます。

道路交通法が施行されたのは昭和三十五年、高度経済成長期に入り新たな道路が次々

「信号機の設置を検討している」を引き出した事で、阪神深江駅前の信号機設置要望はほぼ目的を果した訳ですが、この答弁を引き出すまでに議事録としては残らない県警当局とのやり取りが、足掛け三年にわたって続いて来たのです。

と造られていた時代でした。その後幾度も改正を重ねてはいるものの、基本理念は変わっており、スムーズに移動できるような道路交通環境を確保する事が、この法律の目的なのです。すなわち信号機設置や新たな横断歩道設置、一時停止の新設などの「規制」は、「危険の防止」が担保されている限り、「できるだけしない」というのが基本的な考え方なのです。危険の防止が担保されているかどうかの判断は、警察が行うので地域のみさんとの間で隔たりが発生する場合も少なくありません。交通安全のために新たな規制を求めるご陳情は、今回以外にもたくさん頂戴しておりますが、なかなか実現しておりません。

県警当局が本会議や委員会等の答弁において、「予算不足が原因で信号機が設置できない」と言つた事はありません。しかしながら無尽蔵に増やすことはできません。明確な予算の壁は存在します。議会でまことしやかに言われているのは、信号機の新設は兵庫県全域で年間二十基だそうです。

県内各地からの要望は、県警本部交通規制課に集められ、それぞれの危険性や緊急性を判断して順位付けが行われてい

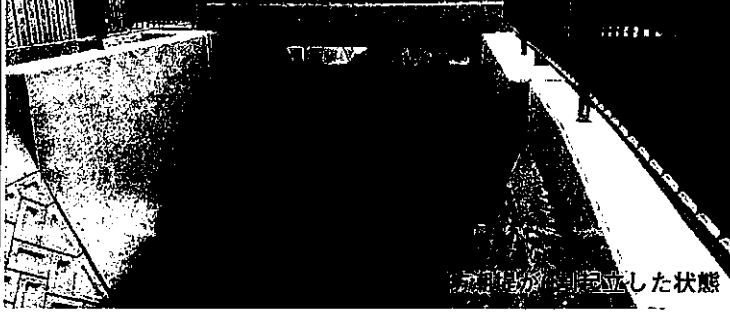
えっ!?年間20基? 予算というハードル

台風21号時のような高潮災害を繰り返さないために!

高橋川の防潮堤が出来上がりました

平成三十年九月七日、大阪湾を北上してきた大型の台風21号は、大潮の満潮時に合わせて阪神間に上陸しました。神戸市内では東灘区を中心に広範囲で浸水被害をもたらし、私の事務所(深江北町四丁目)も浸水しました。当地では阪神電鉄より北側で大きな被害が出ました。

兵庫県と神戸市は倒れている鋼製の防潮堤が、発災直後から、高潮高潮による水位の上昇(川の対策を見直し高橋川逆流)が起ると防潮堤自体の護岸かさ上げと、の浮力で起き上がり自立する要玄寺川との合流部というものです。当初は鳴尾に自立式可動防潮堤 御影線を塞ぐ防潮扉を設置することを決める案もありましたが、住宅なめ、用地買収などにする場所がないので、最新の自立式可動防潮堤 技術でもある自立式可動防潮堤が採用されました。



「そんなものに役に立つんかいな」というお声は少なからずありましたが、本年九月十九日に上陸が危ぶまれた台風十四号が近づいたとき、実際に防潮堤の稼働状況を確認してまいりました。上の写真が、防潮堤が六割程起き上がっている状態です。また現在工事中の出会橋には仮設の角落しが設置され、鋼製扉が完成していた深江橋では、しっかりと扉が締められておりました。神戸市においても河川の管理は兵庫県の責任です。高橋川のような小さな河川でも一た



び溢れば大きな災害が発生します。これからもしっかりと、暮らしの安全を守ってまいります。

お巡りさん、何とかして!



事務所への相談件数はダントツで警察関連がトップです。交通規制に関する陳情に留まらず、DVや窃盗などの刑事事件に関するものから、県内各地で行われる催しものに対する警備のあり方など多種多様なご相談を頂いています。今回は私たち東灘区民にとって馴染みの深い、だんじり運行に関する案件についてご報告しましょう。

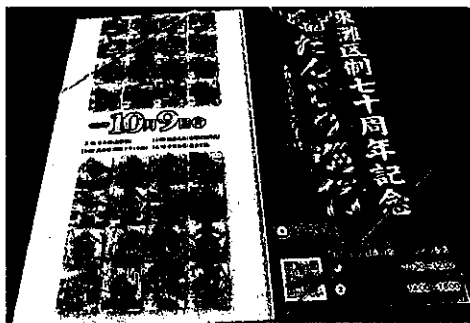


東灘区制七十周年を祝うだんじり三十二基巡る

十月九日(日) コロナ禍で二年順延されていた東灘区制七十周年のだんじりパレードが行われました。東灘区内の全だんじり三十二基が勢ぞろいするという一大イベントでしたが、あいにくの空模様でしたので午後の予定はキャンセルとなりました。令和三年五月一日に行われた道二号线初取

山手幹線の中央分離帯とだんじりパレードについて

近年拡幅工事や電柱地中化工事が順次終了して、山手幹線は様変わりしておりますが、本山第一小学校南の交差点から東側の一区間の中央分離帯は取り外しが可能なものをご存知でしょうか。これは令和元年五月一日に行われた「令和奉祝だんじり運行(東灘区、灘区、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市から計四十五基が集結)」のように大規模なだんじり運行が行われる際には、中央分離帯を取り外して運行の支障とならないようにするものです。



このイベントに先立ち、県警の警備のありかたについて自民党東灘区選出市会議員団(安井俊彦議長・上皇のりひろ議員・大野陽平議員)から、「午後六時までという取り決めになつてはいるが、だんじりの運行には予測不能な事態が多く、安全に運行するには時間をオーバーしてしまう可能性もあるため、警備にあたる東灘署へは配慮願いたい」という趣旨の相談があり、概ねの了解を取り付けていました。が、降雨による切り上げによって、今のような整備が実現し

道路を整備する

る事業主体である神戸市に対し、東灘区選出自民党市会議員団が要請していたもので、最終的に県警の交通規制課の了解が必要となり、昨年仲立ちの依頼を承りました。神戸市ではフラワーロードで長年にわたる神戸まつりの実績があり、撤去と再設置の作業が信頼できるなどとして、県警の了解も得られましたので、今のような整備が実現し

政治とカネ、全部も見せます！

公式ウェブサイトにて 政治資金の月次収支公開中

私たち議員がいただいている報酬は高いのか安いのか、生々しい話題ですが、絶対に避けて通ることの出来ない大事な「政治課題」です。

選挙が近づけば「改革」とにして、皆様方の検討材料に称して議員報酬引き下げを公約に掲げる政党や候補者もおられますが、さて果たしてそれで良い仕事ができるのでしょうか。

私は三年前の県議会議員選挙当選以来、ホームページに月次収支を六か月毎に公開しております。政治資金収支報告書も公開しております。その真意は、私たちの議員報酬とその使い道をフルオープン

「売り上げ」です。現在、兵庫県議会議員の報酬は八十四万円です。しかしこれは給与ではなく、ここから家賃や人件費を支払います。言わば「一か月の売上」となる場合は所得税と住民税に加え会議費などが差し引かれて平均約五十五万円が振り込まれています。深江の事務所家賃や事務所のスタッフの件費など経費の合計金額は約八十万円となりますので、議員報酬だけでは赤字になります。左上にご覧いただいているのは、今年の六月の収支です。収入の部には報酬に加え、政務活動費充当額も記載しております。この月は約三十八万円が充当され、さらにご寄付を頂いてようやく七万円弱の黒字となっております。

支払年月	所属コード	議員コード	氏名
令和4年6月	010200	21050	長瀬 達
0-08-000			
収入	報酬	840000	支払額計
収入	政治資金収支報告書	840000	
収入	所得税	95590	
収入	住民税	87180	
収入	雑費	182690	
収入	控除後の額	567310	
収入	口座振込額	534310	
収入	差引支払額	123000	
<収入>			
6月議員報酬		534,310	振込口座
5月政務活動費充当額		383,767	
その他収入		40,000	
合計		958,077	
<支出>			
人件費		607,000	政務活動費職員3名
光熱水道費		8,201	
備品消耗品費		9,937	
事務所費		191,864	
雑費		73,240	
合計		890,242	
6月収支差額			
(A)-(B)		67,835	

不適切使用などで度々問題となる政務活動費について、その実態はほとんど報道されませんのでご存知ない方も多いと思います。兵庫県議会で議員一人あたりは月と月四十五万円を限度として「政務活動費」が支給されます。報酬のように議員個人一括で振り込まれるものではありません。私たちは条例に定められた項目について、用途

や支払先に加え領収書等の証拠書類を添付して申請し、議会事務局の審査を経た後支払われます。私たち自由民主党議員団では、議員団全体の政務活動経費として一人あたり六万円が差し引かれますので、使用できる上限はひと月あたり三十九万円です。以上のような内容を、年二回の手当(ボーナス)や月ごとの頂戴したご寄付額も全て記載してホームページで公開しておりますので、ぜひご覧頂きたいと思っております。議員報酬の議論はこの様な内容を無視して総額のみが話題となっているのです。また国会議員と私たちは全く違います。県議会議員と県内の市町議会議員のそれも全く違います。私の個人的見解ですが、この

政務活動費って何？

第一回 再犯防止推進計画検討委員会に保護司として参加しました

再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)により、地方自治体は再犯防止推進計画を策定することになっており、その第一回検討委員会が開かれました。私は県議会議員で保護司をしている者としてオブザーバー出席させて頂きました。兵庫県の刑法犯認知件数は令和三年のデータによると、九、九三〇件です。令和二年は一日あたり九十四件でした。犯罪件数が減少している中であっても、犯罪を犯して

現場視察報告
千刈ダム(神戸市北区)の治水活用について
千刈ダムは神戸市北区にお住まいの皆様へ飲み水をお届けする貴重な水源ですが、武庫川洪水対策のために、治水活用の新たな方策として放水水位を下げる事業が始まっています。建設常任委員会では、十月三十一日に現地を視察しました。ちなみにこのダムは大正八年の完成、現在国の登録有形文化財に指定されています。

間私たち保護司が寄り添いながら更生する保護観察を経た人の再犯率は極めて低く、再犯者の多くが満期出所された人が再び犯罪に手を染めてしまおうという傾向が顕著になっています。そこで、今後は満期出所された方のフォローをどうしていくのかというのが大きな課題です。また、犯罪を犯してしまっ

た人の中には、知的発達障がいや精神障がいを持っている人がおります。彼らに対する処遇は刑務所の中の処遇と保護観察期間中の処遇において配慮が必要であり、保護司として接する私たちにも専門的知識が求められます。再犯防止における障がい者への処遇についての取り組みは、兵庫県が全国的にも先駆的であり、法務省更生保護局も注目しており、兵庫方式が「地方再犯防止推進計画策定の手引き(法務省策定)」にも多く取り入れられています。大変地味な更生保護という分野で、実は兵庫県はフロントランナーとして走っています。



これが収支報告ページのバーナーです。長瀬たけし公式ウェブサイトからこちらへお進み下さい。

長瀬たけし教壇に立つ!

始まった、拉致問題を高校生に教える取り組み

平成八年(一九九六)から、見せながら拉致事件が他人事拉致被害者有本恵子さんのご両親とご縁から北朝鮮による拉致問題解決のためのお手伝いをさせて頂いておりますが、昨年からは県内の高校で授業を受け持つようになりまして、これは人権教育における外部講師としてお引き受けしたもので、昨年は須磨東高校で実施いたしました。ご覧頂いている写真はそのときの授業の様です。

私の授業を受けて下さった生徒さんは、横田めぐみさんの名前は皆さんご存知でしたが、神戸市出身の有本恵子さんの事は知らない生徒さんが多かったです。

私は二十六年程前に、有本さんご夫妻が街頭に立って救出を訴えておられたときに身に付けておられた手作りのタスキを持参して、皆さんに



本当に伝えたいことは?

「拉致問題を知った上で高生生の皆さんにこれからどうしてもらいたいのか」これが一番大切で、上手く伝えられたらいいなと思います。

か、あまり自信はありませんが、私の真意は次のようなものです。

「これから進学したり就職したりして、社会に出る高生生の皆さんには、広い社会の見えないところにたくさん問題があつて苦しんでいる人がいる事を知って欲しい。自分自身の人生はもちろん大切だけど、ほんの少しでも良いから、もし気づきを得たならば何か行動してもらいたい。それが未来の希望につながるから。」

ご存知ですか?

兵庫県が作った拉致問題の映画が配信されています!

兵庫県議会に設置されている拉致問題解決のための議員連盟では、三年前に救う会全国協議会の西岡力会長を講師にお招きして勉強会を実施しました。そのとき西岡氏から「兵庫県で独自に啓発映画を作つてはどうか」というご提案をいただきました。そこで拉致問題解決のために活動していた自民党有志議員が、兵庫県に対して粘り強く提案活動を行

い、当時の井戸敏三知事の了解を取り付け、令和二年度当初予算に盛り込むことができました。

しかし、啓発映画がクラウンクインした直後コロナ禍に見舞われ、撮影が出来ない期間が続きましたが、完成が危ぶまれていたが、今春ようやく完成に漕ぎつけたのです。タイトルは「私たちにできること」拉致問題の解決を願つて」というものです。「ひょうごチャンネル」から「拉致啓発」を検索して頂ければすぐ見られますので、ぜひご覧ください。播磨東高校生徒の皆様も好演しておられます。

から...」

昔自分が生徒だった頃を思い出して、当時の私ならどう言つてもらえれば聞き入れたらどうかと考えますが、あまりまだ上手く言えません。ただ言えることは、拉致問題は深刻な人権侵害であり主権侵害であります。今、これをも「無かつたこと」にして多くの同胞を見殺しにしたならば、五十年後私たちの世代は何と評されるのか? この時代とともにあるわが国は世界からどう見られるのか?

拉致被害者の救出は日本国の未来の救出でもあるという事です。今後ともご理解とご協力を切にお願い申し上げます。



有本明弘さん 拉致被害者有本恵子さんの父さん明弘さんが、拉致議連の活動に合わせて自民党幹事長室を訪問されました。

兵庫県が製作した「私たちにできること」拉致問題の解決を願つて」では、播磨東高校放送部の皆さんがインタビューしている場面などで、ご出演頂いております。

舞われ、撮影が出来ない期間が続きましたが、完成が危ぶまれていたが、今春ようやく完成に漕ぎつけたのです。タイトルは「私たちにできること」拉致問題の解決を願つて」というものです。「ひょうごチャンネル」から「拉致啓発」を検索して頂ければすぐ見られますので、ぜひご覧ください。播磨東高校生徒の皆様も好演しておられます。

自民党議員団の動画チャンネルが立ち上がりました。最大会派自民党の超ベテラン8期78歳から37歳女性議員まで30人、多彩な顔ぶれが県政の今を語ります。毎週月曜日、水曜日、金曜日の午前8:00に配信しています。すでに50本の動画が配信済みです。どうぞ右のQRコードからお入り頂きご覧ください。1本あたりの長さは4分~5分です。

兵庫県議会 自由民主党 議員団

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
13		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	案分率	247,000 × 50% = 123,500 123,500円を充当する。
	備考	政務活動補助職員人件費(11月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
11月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
2	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
3	木							
4	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
5	土							
6	日							
7	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
8	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
9	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
10	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
11	金							
12	土							
13	日							
14	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
15	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
16	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
17	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
18	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
19	土							
20	日							
21	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
22	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
23	水							
24	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
25	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
26	土							
27	日							
28	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
29	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
30	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
計					(A) 133:00			
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [19日] × 単価 [13,000 円] = 247,000 円(B)								
①' 月額の場合 支給額 = 円(B)								
② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)								
③ 総支給額 (B) + (C) = 円(D)								
【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】								
(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)								
金 247,000 円(E)				左記金額を確かに領収致しました。 令和4年 11月 30日				
				住所				
				氏名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 総支給額(E) [247,000円] × 案分率 [50 %] = 123,500 円(G)								
○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)								
○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 123,500 円								

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	案分率	180,000 × 50% = 90,000 90,000円を充当する。
	備考	政務活動補助職員人件費() (11月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
11月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
2	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
3	木							
4	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
5	土							
6	日							
7	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
8	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
9	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
10	木							
11	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
12	土							
13	日							
14	月							
15	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
16	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
18	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
19	土							
20	日							
21	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	水							
24	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
25	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
26	土							
27	日							
28	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
30	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
計					(A) 90:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価[10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 11月 30日

金 180,000 円(E)

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E)[180,000 円] × 案分率[50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額[円] × 案分率[%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 90,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目							
	15	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p>						
	<table border="1"><tr><td rowspan="2">案分率</td><td>共通案分率 50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分 %</td></tr><tr><td></td><td>案分の説明</td></tr><tr><td></td><td>170,000 × 50% = 85,000 85,000円を充当する。</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 %		案分の説明		170,000 × 50% = 85,000 85,000円を充当する。
案分率	共通案分率 50%							
	それ以外の案分 %							
	案分の説明							
	170,000 × 50% = 85,000 85,000円を充当する。							
	<table border="1"><tr><td rowspan="2">備考</td><td>政務活動補助職員人件費(XXXXXXXXXX) (11月分)</td></tr><tr><td></td></tr></table>	備考	政務活動補助職員人件費(XXXXXXXXXX) (11月分)					
備考	政務活動補助職員人件費(XXXXXXXXXX) (11月分)							

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
11月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
2	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
3	木							
4	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
5	土							
6	日							
7	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
8	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
9	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
10	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
11	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
12	土							
13	日							
14	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
15	火							
16	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	木							
18	金							
19	土							
20	日							
21	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	水							
24	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
25	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
26	土							
27	日							
28	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
30	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
計					(A) 85:00			
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [17日] × 単価[10,000 円] = 170,000 円(B)								
①' 月額の場合 支給額 = 円(B)								
② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)								
③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)								
【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】								
(D) - [円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)								
金 170,000 円(E)				左記金額を確かに領収致しました。 令和4年 11月 30日				
				住所				
				氏名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 総支給額(E)[170,000 円] × 案分率[50 %] = 85,000 円(G)								
○ 保険料等雇用主負担額 総額[円] × 案分率[%] = 円(G)								
○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 85,000 円								

領収書等添付様式【共通】

(令和4年12月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	案分率
		11,000×50%=5,500 5,500円を充当する。
		備考
		複合機リース料(クレディセゾン)(12月分)
	04.12.05	11,000 (セゾン)リース

領収書等添付様式【共通】

(令和4年12月分)

(自由民主党)

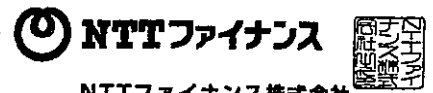
(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目											
2	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <div data-bbox="558 616 813 1467"><p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p><p>ご請求先氏名 長瀬 猛 様</p><p>お客様番号 4605-0642-22801</p><p>2022年11月ご請求分 金額(円) ¥2,147-</p><p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p><p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p><p>領 収 日 附 印 22.12.05</p><p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p></div>	<table border="1"><tr><td rowspan="2">案分率</td><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>%</td></tr><tr><td rowspan="2">備考</td><td>案分の説明</td><td>2,147×50%=1,073 1,073円を充当する。</td></tr><tr><td>電話使用料(11月分)</td><td></td></tr></table>	案分率	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	備考	案分の説明	2,147×50%=1,073 1,073円を充当する。	電話使用料(11月分)	
案分率	共通案分率	50%										
	それ以外の案分	%										
備考	案分の説明	2,147×50%=1,073 1,073円を充当する。										
	電話使用料(11月分)											

請求書 (西日本ご利用分)

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

長瀬 猛 様



022112101051986724



09518

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2022年11月21日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【運付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 09518 09160 00 J
83 000000 1 2 22110401J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
4605-0642-22801	2022年11月ご請求分	2,147円	2022年12月5日(月)

お 知 ら せ

[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

2,147円

2,147円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 2ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年11月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0642-22801)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	2,147	1,950	回線使用料〈基本料〉(住宅用) ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合 算 合 算
◇合計	2,147	2,147	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

領収書等添付様式【共通】

(令和4年12月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費									
3	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>4,004 × 50% = 2,002 2,002円を充当する。</td> </tr> </table>		共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明	4,004 × 50% = 2,002 2,002円を充当する。		
	共通案分率	50%								
それ以外の案分	%									
案分の説明	4,004 × 50% = 2,002 2,002円を充当する。									
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>電気料金振込受領証(兼請求書) (青)</p> <p>いつもご利用いただきありがとうございます。</p> <p>おなまえ 長瀬 猛 様 4 年 11 月分</p> <p>お客さま 番 号 22410043041503 ご 請 求 金 額 4,004 円</p> <p>ご使用 期 間 10月25日~11月23日 消費税等相 当額(消費税) 364 円</p> <p>契種 31 ご使用場所 神戸市東灘区深江北町3丁目4 -16</p> <p>燃料費調整額 +329.34 円 再エネ促進賦課金 507 円</p> </div> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: -20px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;">(裏面もご覧くださる)</p> <p>10月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず10月分 から順にお支払いをお願いいたします。</p> <p>お支払期限日 12月26日 金融機関取扱期限日 12月26日</p> <p>本票は、1月5日までコンビニエンスストアにて お取扱いできます。</p> <p>お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。</p> <p>神戸料金センター 電話番号 0800-777-8810 被振込人 関西電力 本書により集金員が収納することはありません。</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">案 分 率</td> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">備 考</td> <td>事務所電気代(11月分)</td> <td></td> </tr> </table>	案 分 率	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	備 考	事務所電気代(11月分)	
案 分 率	共通案分率	50%								
	それ以外の案分	%								
備 考	事務所電気代(11月分)									
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">収 納 印</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">2 2 5</p> <p style="text-align: center;">収入印紙不要 (お客さま控え)</p> </div>									

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

長瀬 猛 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
	22	41	0043	04	1503
供給地点特定番号	06	0224	1004	3041	5031 0000
4年 11月分		ご使用期間	10月25日～ 11月23日		
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 147kWh

計器番号 822

当月指示数 02773.2
前月指示数 02626.1

ご参考：前年同月ご使用量（期間10/22～11/23）
128kWh
対前年同月比 +14.8%

ご請求金額 4,004 円

お支払期限日 12月26日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	燃料費調整額	+ 329.34
電力量料金		再エネ促進賦課金	507.00
1段料金	2,132.55	消費税等相当額再掲	364.00
2段料金	694.17	託送料金相当額再掲	1,271.00
		うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	33.81

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+33円 66銭	+2円 24銭
	翌月分	+33円 66銭	+2円 24銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円 75銭	3円 45銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	消費税等相当額 (再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 11月24日 次回検針日 12月22日 検針員

関西電力株式会社

(ご注意) 本票はより集金するものではありません。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年12月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費	
4		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	案分率	247,000 × 50% = 123,500 123,500円を充当する。
	備考	政務活動補助職員人件費 (12月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
12月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
2	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
3	土							
4	日							
5	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
6	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
7	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
8	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
9	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
10	土							
11	日							
12	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
13	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
14	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
15	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
16	金							
17	土							
18	日							
19	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
20	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
21	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
22	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
23	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
24	土							
25	日							
26	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
27	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
28	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
29	木							
30	金							
31	土							
計					(A) 133:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし

【総支給額の計算】
① 時給の場合 (A) [19日] × 単価 [13,000 円] = 247,000 円(B)
①' 月額の場合 支給額 = 円(B)
② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)
③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】
(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 247,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 12月 28日

住所
氏名

【政務活動費充当額の計算】
○ 給与 総支給額(E) [247,000 円] × 案分率 [50 %] = 123,500 円(G)
○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)
○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 123,500 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年12月分)
(自由民主党)
(長瀬たけし)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費	
5		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000 × 50% = 90,000 90,000円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費(XXXXXXXXXX 12月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
12月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
2	金							
3	土							
4	日							
5	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
6	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
7	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
8	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
9	金							
10	土							
11	日							
12	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
14	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
15	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
16	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
17	土							
18	日							
19	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
20	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
23	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
24	土							
25	日							
26	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
27	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	木							
30	金							
31	土							
計					(A) 90.00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 12月 28日

金 180,000 円(E)

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [180,000 円] × 案分率 [50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 90,000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和4年12月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6		案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 180,000 × 50% = 90,000 90,000円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費 (12月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
12月分		氏 名		[Redacted]			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)	
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	木	11:00	17:00	1:00	5:00		
2	金	11:00	17:00	1:00	5:00		
3	土						
4	日						
5	月	11:00	17:00	1:00	5:00		
6	火	11:00	17:00	1:00	5:00		
7	水	11:00	17:00	1:00	5:00		
8	木	11:00	17:00	1:00	5:00		
9	金						
10	土						
11	日						
12	月						
13	火	11:00	17:00	1:00	5:00		
14	水	11:00	17:00	1:00	5:00		
15	木	11:00	17:00	1:00	5:00		
16	金	11:00	17:00	1:00	5:00		
17	土						
18	日						
19	月	11:00	17:00	1:00	5:00		
20	火	11:00	17:00	1:00	5:00		
21	水	11:00	17:00	1:00	5:00		
22	木	11:00	17:00	1:00	5:00		
23	金	11:00	17:00	1:00	5:00		
24	土						
25	日						
26	月	11:00	17:00	1:00	5:00		
27	火	11:00	17:00	1:00	5:00		
28	水	11:00	17:00	1:00	5:00		
29	木						
30	金						
31	土						
計					(A) 90:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [18日] × 単価 [10,000 円] = 180,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 180,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和4年 12月 28日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [180,000 円] × 案分率 [50 %] = 90,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 90,000 円